

第五章 ピルニッツの會合とフランスの主戰熱

一 ピルニッツの會合と其の結果

フレデリック・ウイリヤム二世は、大にオーストリアに接近せんとする心を起し、一七九一年六月の初め、その親任するピシヨーフスウエルデル大佐をオーストリアの皇室に送れり。六月十日大佐はミラノに到着し、十日レオポルト二世帝に拜謁せり。帝は王のピルニッツに會見するの提議に對して、大いに賛成の意を表し、其の地に於てポーランド事件を解決すべく、プロシヤの主張するサクソニヤ選舉侯をポーランド王とする事及びプロシヤ、オーストリア、プロシヤの帝王家より候補者を出さざる事の條件に反對せずといひ、又同時にフランスの事件をも協議すべしといひしに、ピシヨーフスウエルデルは、王は決して帝の同意なくして、

1 Pillnitz

レオポルト
帝とフレ
デリック・
ウイリヤ
ム二世

フランス王の事件に干渉せざるべく、何事を爲すにも帝と協同して爲さんといへり。これ彼が王より受けし訓令の明示せざるところなりしが、彼は王の内心を詳かに知りたる上、特に外交に機巧を弄する事を知らざれば、これを明白に告白し去りしなり。彼はまた帝と共に、フランスの脱走貴族等の反動的計畫には、一切關係せざるべしといひ、且帝が在外のフランス貴族等に對し、輕舉妄動を戒めたるを以て、機宜を得たる措置なりとして稱賛せり。この後なほ數回の會見を重ねしが、この際プロシヤはフランスに對して、如何なる場合にも開戰を敢へてせざる決心あり、レオポルトにも十分對手を信ぜざる心ありて、オーストリア・プロシヤ同盟は未だ其の成立の容易ならざるものあるが如く見えたり。既にしてレオポルトは、フランス王がヴァレンヌ逃走の失敗を聞き、その妹及び妹婿の爲バドヴァの宣言を發して、フランス議會を威嚇したれども、しかも彼實に兵力を動かす心なし。彼は成る可くプロシヤ及び他のドイツ諸國を手先に用ひ、勞せずして功を收めんことを欲

プロシヤ、
オーストリアの
同盟成る

したれば、巧みにピシヨーフスウエルデルを説き、七月二十五日プロシヤ・オーストリア同盟の假條約を結び、特にフランスの事を其のうちに加へたり。

ポーランド
の危機

一方八月五日、オーストリアはトルコとシストヴァ¹の和議を結び、ロシヤも八月十一日同じくトルコとガラシ²の假條約を結び、これにてトルコ事件は終局を告げしが、其の結果ポーランドに對する將來は一層危険となれり。さればカザリン二世は、一方ポーランドのロシヤ黨を煽動して改革に反對せしめ、他方表面上益、フランスの脱走貴族に同情し、プロシヤ、オーストリアをも此の渦中に捲込みて、以て獨力ポーランド處分の機會を作らんとせり。さればポーランドのウクライナ地方にては、フェリックス・ポトツキー⁴及びブラニツキー⁵等ロシヤ黨の巨魁等は、大いに活動を始め、而して一般のポーランド人民は新憲法に對する事冷淡を極め、僅に少數の志士のこれが爲に奔走するあるのみ。

新政府も亦無能不活潑にして、この最も精力を用ふべき一大時機を

1 Sistowa
2 Galacy
Ukraina
4 Felix Potocky

5 Branicky

ポーランド
革命政府の
無能

利用するに鈍かりき。改革黨は三年以前より常備軍を十萬人に上すべしと主張して止まざりしが、今や彼等は政權を握ること三箇月に及べるも、尙訓練完からず衣食の供給足らざる、軍隊三萬人を有するに過ぎず。議會に於てこれが攻撃に遭ふや、政府は、軍議委員會が常に決議を爲すに必要な出席者七人の定數に満たざるを以て、未だ何事をも決する能はずとの陳情的答辯を爲し、定數を五人に改めて一時を糊塗せんとせし如き、實に新政府の無能を暴露するものといふべし。されば在ドレスデン¹(サクソニアの都)のロシヤ大使はサクソニヤ選舉候に向ひ、ポーランドの王冠を受けてロシヤの反感を買ふ勿れと勸告し、またオーストリアの國都に在る、ロシヤ大使ガリチン公は宰相カウニツ³に、ロシヤ、オーストリアは共同して、ポーランド及びフランスの革命を抑壓せざるべからずと勸告せり。蓋しロシヤの目ざす敵はバリー²に在らず、却つてワルソーに在りしことを知るべし。しかも何處までも眞面目なるスウエーデン王グスターフ五世は、ロシヤ若し軍資を出さば、スウエー

ポーランド
及びフランス
革命に對し
諸外國に
干渉の協議

1 Dresden
2 Gallizin
3 Kaunitz

デンの兵をフィンランドの海岸に送り、同所よりフランス王の逃亡に係あるかのブイエーをしてこれを率ゐて、フランスに渡航せしむべしといひ、カザリンはこれに賛成して、即ちロシア及びスウェーデンはフランスを脱走せる王弟一派と協約を結び、彼等をば現下のフランスの正統政府と認めたり。而してグスターフ王はレオポルド帝に對し、その曩に宣言せるところを實行せんことを勸告したれども肯かれざりき。レオポルトはロシアの底意を疑へば、容易にカザリンが術中に陥りてフランスと鬩端を開くことを欲せざりしなり。されば彼はビルニッツに赴き、プロシヤと共に自ら勞せずして、フランス國民と國王との間の葛藤を解決せんことを欲したり。帝がビルニッツ出立の數日前、八月二十日、フランスの王弟アルトア伯はウイーンに來りて、ルイ十六世がバリー脱出の企ありし頃レオポルトの約束せる所を、改めて實行せん事を乞ひ、その報酬としてローレンを割讓せん¹とまで申出でたれど、レオポルトは冷淡にこれ²を遇して、『余は改めてすべての前言を取消し、また

レオポルト
アルトア
伯の請求を
斥く

¹ Lorraine = Lothringen

ビルニッツの會合にも、濫りに現状を破壊する目的を以て臨まず¹と言へり。而して其の後數日カウニッツがプロシヤ大使に告げし言に、『ナポリとサルヂニヤとはフランスに對して開戦を辭せず、イスパニヤは辭令徒らに婉美を極むれど、實行を敢へてせず、而してイギリスは飽まで中立を守るべく、かくて萬事は休すべし。何となれば歐洲全體が共同一致の運動を爲すに非ざれば、フランスに對して何事をも爲すこと能はざればなり』と。以てオーストリアが如何に衷心平和に眷々たりしかを想ひ見るに足るべし。

さればビルニッツの會合に於て、アルトア伯も共に赴きて、大いに活動するところありしに拘らず、レオポルド帝とフレデリック・ウイリヤム王とは、共に脱走貴族等の要求に斷じて耳を借さざること一致し、且兩君主共同に書狀を以て、アルトア伯に對し、攝政政府を認定する必要なき事、及び脱走貴族等が濫りに其の領内にて戦闘準備を調ふる事を許さざるを告げたり。而して兩君主は『フランスに於て秩序と君主權とを

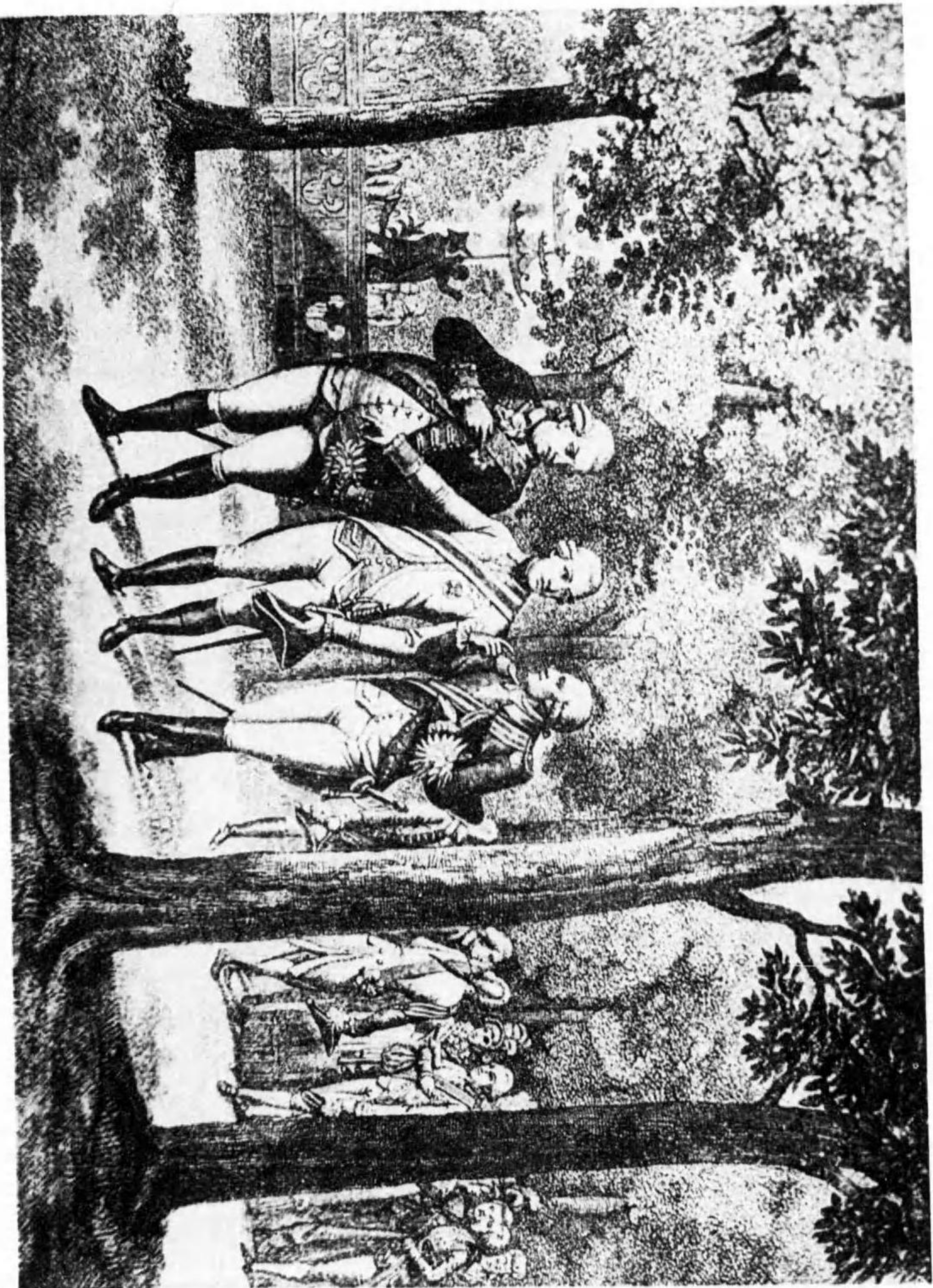
ビルニッツ
會合の決議

¹ Napoli
² Sardinia

恢復することは全歐洲に關係する重大問題なれば、各國政府に向つてこの事を警告し、その同意協力を求め、その結果を觀て後、始めて干渉は始めらるべし』と決議せり。而して兩君主共に、イギリスが中立を守るべきを熟知すれば、この決議は不干渉の宣言と異るところなきものにして、唯レオポルドがフランスの革命黨に對し、鬼面を示して威嚇したるに外ならず、この外兩君主はドイツ帝國憲法を保護すること、フランスの沒收したるドイツ諸侯領土の善後處分を爲すこと、サクソニヤ選舉侯にポーランド王冠を受くることを勸むること、等を決議して、ビルニッツの會合は終局を告げぬ。

かくてオーストリア帝も、カウニッツも、フランスの事はフランス人自ら解決するを最も便利なりとし、共にルイ十六世及びマリ・アントアネットに向ひて、切に新憲法を承認せん事を勸告せり。而して九月二日ルイが遂に憲法に對し宣誓を行へりと聞くや、カウニッツは悦んで曰く、『善人なる王(ルイ十六世を指す)は獨力を以て吾等を吾等の面倒より救ひ出せり』

オーストリアの君主に對し干渉に反對



合會のツァーニルビ
——侯選ヤニソクサ・王ヤシロフ・帝ヤリトヌーガリよ左——

といひ、その後王がバルナーヴ等を私かに顧問とせりと聞き、もはや危機は過ぎたりと爲し、かのパドヴァの宣言を取消し、一時引上げたる在フランス大使を再任せしめたり。これ一七九一年十月より十一月に至る状況なりき。

二 外戦誘起の内情

以上の如くなれば、これを以て『オーストリア、プロシヤの暴君等、その人民がフランスに倣ひて自由平等を叫號するに至らんことを懼れ、ピルニッツに會して大いに干涉の事を議し、初めて對フランス大同盟の基礎を置けり』などと説けるフランス革命史家中のいはゆる勇壯派ヒョウシュウハの論の誤れるを知るに足るべし。

されば皇帝、カウニッツ及びバリー駐在大使メルシー伯は、相共にフランス王と王后とに對して、憲法を認むべきことを勸告せり。而して先づこれに同意せしは、マリー・アントアネットにして、彼女は王に勸めてこ

勇壯派史家の誤論

皇帝等の王后に對する勸告

れに反對することなからしめぬ。

王后決して愛國心なきにあらざる

一方王及び王后の希望とても最初はレオポルト二世帝とさして異なる所なかりき。王后マリー・アントアネットは一口に『オーストリアの女』と呼ばれて、専ら其の生國の利のみを圖る婦人の如くに思はれたれど、實は決して然らず、却りてアルトア伯はローレンを好餌として、レオポルトを釣らんとし、ブイエーは植民地の一部をイギリスに割讓して、その助力を得んと欲して、王及び王后に勧め、その拒絶する所となりぬ。王及び王后は其の境遇に不快を感ずるの餘り、ジャコベン黨員を敵とし、たれども、依然フランスを思ふ志に變るところあらざりき。彼等は脱走貴族を味方と思はず、寧ろジャコベン以上の害敵なりと考へしなり。

マリー・アントアネットの書翰

王后が決して濫りに兵力を用ふる事を欲せざりし事は、九月八日附にて、レオポルト二世に送れる書中の彼女の言に見ても明らかなり。即ち彼女はレオポルトの計畫せる歐洲諸國の協同運動に關して、フランスの國境を冒すことなく、威嚇の目的を達せんことを切に乞ひ、『陛下

フランスの内事に干渉せざるを要す

は其の外には、自國の利益及び國際上の權利を侵害せられざる限り、フランスの内事に干渉せざることを明言せざるべからず。従つて陛下の要求は、フランスは秩序ある君主國にして、混沌不秩序の渦中に在るべからざること、フランスは他の諸國との從來の條約を誠實に守りて侵犯せざること、四百萬の國民衛兵といふ如き大袈裟なる武裝を廢すること、その政府に對し、全歐洲を危殆に陥らしむる如き革命的煽動を抑へ得る權力を與ふること、等の諸事項に限られたし。かくする時は、フランス國內のすべての事理を辯ふる人物は、かくの如き正當なる要求を拒絶して、その國を全歐洲との戦渦に卷込むの迂愚なることを悟るならん』といへり。彼女はまた脱走貴族等がフランスの現狀を全く顛覆せんとする如き企圖を爲すを、狂的の所爲なりとし、彼等の勝利はジャコベン黨の勝利と同じく、王政の爲に危険なりといへり。また九月十二日附メルシーへの書狀には曰く、『パリにては、ビルニツに於てドイツ諸國が決してフランス憲法の成立を許さざるを決議したりと傳

脱走貴族の勝利は王室に危険なり

ふ。いかにも此の憲法中には諸國の抗議を受くべき一二の點ありと雖も、その以外には一國內部の立法に關し、人各自家の主人たり、何ぞ他國人の容喙を許さん。諸國若しかくの如く行動せば、これ權利の侵害なり。吾人は之を脱走貴族の陰謀と認むべく、却つて善事の妨碍たらんとす』と。之に依れば當時マリ・アントアネットは、ビルニッツ會議決議の真相を誤りたる爲、これに對し憤怒せるなり。即ち當時に在りて彼女は決して濫りに外國兵の侵寇し來りて、フランスの内事に干涉することを希望せざりしなり。

王后すら、よし一時にせよ、かく感じたりとすれば、況やさらぬだに神經過敏に陥れる當時のバリー人が、かのビルニッツの會議を以て、外國の諸君主が脱走貴族の説に動かされ、武力を以てフランスを壓迫せんとする協議なりと猜せしこと、決して無理ならずといふべし。彼等は脱走貴族の大言壯語の空虚なるを悟らず、彼等の國外逃亡は、畢竟勞せずして、多くの頑冥黨を國外に放逐する便宜となれる事を悟らざりき。

ビルニッツ
會合のフラ
ンスに及ぼ
せる影響

戦争に對す
る各黨贊否
の異見

此の際外國に對し開戦を主張せし巨魁は、實にジロンド黨のブリッソにして、彼は自ら外交通を以て任じ、プロシヤ、イギリス等と結び、オーストリアを孤立せしめて、之を破るべしと考へたり。而してジロンド黨は内々、戦争に依りて王權を弱めんと欲したり。然るに戦争は却つて王權を強むべしとの反對の意見を抱いて、これに賛成せる純王黨あり。またジャコベン派は同じ理由の下に、これに反對せり。

外戦勃發の動機には脱走貴族のみならず、アヴィニオン市住民の運動も關係せり。事の序に今アヴィニオンに就き一言すべし。アヴィニオンを都とせるヴネーセン州は、一二七九年法王グレゴリー十世がフランスより譲り受けたるものにして、更に一三四八年ナポリ王國よりアヴィニオンを購賣してヴネーセンに併せたり。一三〇九年フランス王フィリップ四世は法王を自家藥籠中の物となしてこれをアヴィニオンに移住せしめ、同年より一三七七年に至る七十三年間、クレメンヌ五世よりグレゴリー十一世まで、七人の法王此所に居れり。グレゴリー十一世一三七七年

アヴィニオン
の歴史

1 Avignon
2 Venetian
3 Gregory
4 Napoli = Naples

5 Clemens V

「マ」に還りて、其の翌年死するや、ローマのカルデナル(法王選挙の權ある大僧正)等はウルバン一世を立て、アヴィニョンのカルデナル等はクレメンヌ七世を立て、こゝに教界の兩元首を見、双方互に他を邪徒外道として罵り争ひしが、一四一七年ローマ法王の統一權行はれたる後、ヴネーセン州は依然法王領に屬し、アヴィニョン市はその都としてカルデナルの位ある法王の目代常にこれに居り、その人民も自ら法王の臣民たる事を誇りたりき。

然るにフランス革命の開始せらるゝや、アヴィニョン人もまたこれを羨み、フランス人もまたアヴィニョンをば自國の一部と考へ、かの一七八九年八月四日夜の狂的會議に於て、アヴィニョンは之をフランスに併合するを正當とすとの議出でしも、當時は未ださすがに一個の希望の表白に止りしが、同年末に至りアヴィニョン市内に人民の騷擾起り、大いにフランスとの合併運動を始めたり。元來南フランスの諸市に其の例多きが如く、アヴィニョン市も、古ローマの遺風として二人の執政官コンスルを置き行政の首長とせしが、今や兩コンスルは共に辭職せり。かくてフランス黨は同

アヴィニョンに於ける革命の影響

1 Urban
2 Consul

ミラボー併合に反對す

市の政柄を握りしが、法王は新市政を認めず、ヴネーセン州會も亦之に反對せり。然れどもフランス黨は意志益、堅く、反革命嫌疑者を捕縛し、六月七日の夜、農民等の一隊は市中に入りて自らこれを守れり。隊長には運送業者ジュルダンあり、彼は曩にパスチエ事件に加はり、ド・ローネーの首を斬りて、グーテート(首斬)の綽名を得たる残忍なる人物にして、六月十一日には、ド・ロシギュー侯、モアンロン、アベド・フレ、及び職工アンペールを絞殺し、七月十二日市民大會を開きてアヴィニョンをフランスに併合する事を宣言したり。國民議會に於ては直ちにこれを認むべしとの動議出でたれど、當時ミラボーは外交上の面倒の發生せんことを懼れてこれに反對せり。こゝに於て議會はアヴィニョン調査委員會を設け、ミラボーも其の委員の一人となり、巧みに併合の承認を妨げたり。然れどもミラボーの死後議會はまた用意到らず、アヴィニョンには絶へず騷擾あり、一方フランス黨の活躍益、盛んなる結果、デュバルタン及びヴォークリューズ主唱の下に、議會は一七九一年九月十三日遂にヴネーセン併

1 Jourdan
2 Coup Tête
3 Marquis de Rochegud
4 Moulon

5 Abbe d'Off. ay
6 Ambert
7 Dupartent
8 Vaucluse

合の事を宣言せり。

而も之に對する反動は直ちに踵ぎ起れり。市内のカトリック黨は一齊に奮起せり。彼等は、大寺院内の聖母の木像は血涙を流し、その聖顔は一夜にして赤くなれりと唱へつゝ、一揆を起して新政府に反抗し、十月十六日過激黨のレキユイエ¹は寺院へ曳摺り去られ、神前の卓の前にて殺されぬ。こゝに於てジュールダン・クローテ²トは、之に對する復讐と稱して、中流の紳士の多數を捕へ、兒戲の如き裁判を開き、最も尊重せらるる紳士四十八名、貴女十三人、合せて六十一人を虐殺し、グラシエール寺の塔内に投棄したり。實に當時のアヴィニオンは、後のパリ¹に於ける如き恐嚇政治の下に在りき。この事パリ¹に傳はるや、王及び議會は共に處分の急を要するを知り、リヨン市地方の軍隊に命令し、十一月七日アヴィニオンに入りて秩序を回復せしめぬ。既にして十一月九日臭氣のために、グラシエール塔中の屍體投棄の事暴露せらるゝや、人民憤怒して犠牲者のために公葬を行ひ、又舊市會を恢復し、ジュールダンを捕へて、こ

¹ Lesenyer
² Guichère

反動的騒動
起る

脱走貴族の
問題

れをパリ¹に送りしに、ジャコベン黨保護を加へて、彼を放免し去りぬ。かくて後彼はアヴィニオンに還りしが、一七九四年不思議にも、此の度は溫和共和黨として捕縛せられ、七月ギョッチ¹ヌの露と消えたり。

アヴィニオン事件は、地方人民の感情がいかに中央の政治機關を動かし、終に國際の平和を破る迄に至らしめしかを例證せり。かの脱走貴族事件も、その利害を感ずることの痛切なる、却つて地方人に多かりき。而してパリ¹なる國民會議議員は地方の代表者なれば、勢ひ其の感を同じくせざるを得ず。而してこれまた對外策に影響を及ぼさずとせず。この利害の感とは何ぞ。

曩に貴族等が脱走するに當り多くの硬貨を持去りたることは、經濟を紊亂し、地方の小資本家を苦めたり。而して其の後教會の財産を國有となし、これを賣却して、多く我慾の徒を肥したるが、彼等は血を嘗めて愈、渴する野獸の如く、今や打棄てられたる脱走貴族の土地財産を、安價にて買取らんことを希望せり。且人民一般に國境に近く脱走貴族

脱走貴族と
經濟問題

の屯するを不安に感じ、彼等が國內に亂入して再び暴政を布かんことを惧れたり、この感殊に國境附近に住む人民に痛切なりき。

されば十月二十日以來、脱走貴族問題は議會の討議に上り、多數の辯士が氣焔を競ふ好對象物とはなれり。十月三十一日終に、王は王弟プロヴァンス伯に歸國を命ずべく、若し二箇月以内に其の命に應ぜざれば、將來攝政たる權利を失はしむべしとの決議を爲せり。十一月九日には一七九二年一月一日迄に歸國せざる總脱走貴族を、悉く謀反人と見做し、その財産を沒收し、死刑を宣言すべしと決議せり。

王中止權を用ふ

この決議は殆ど滿場一致にて、王黨の議員まで多くは脱走貴族を召喚すべき時期は至れりと思へり。然るに王は十一月十二日決議に向つて、其の中止權を用ひ、一方その弟に書を送りて、餘りに騷擾せざらんことを勸告せり。

この脱走貴族の問題は、主としてジロンド黨が以て外戦を起し、これに依りて王政を殲すの機を早めんとする底意に基づけるものなりき。

パリ市長の選舉

されば今や王の中止權を機會とし、共和黨は俱樂部に新聞紙上に、公然ルイ十六世と脱走貴族と外國との間に聯絡ありとて、盛んに攻撃を始めたり。而して此の頃バイイーが市長の任期終結に近づきたれば、共和黨は此の機に應じ、自黨の者を擧げ、漸次市政府を其の手中に收めんとせり。時にラファイエットは國民衛兵間に以前の如き人望なければ、自ら市長の候補者となりしに、ロベスピエール以下過激黨は極力これを妨げ、自黨のペチオンを推さんとせり。かくて形勢未だ混沌たりし時、ジャコベン派のために意外なる同盟者は現れたり。其の人は即ち王后にして、彼女は一七九〇年以來ラファイエットが王家を抑制せるを怨み、ペチオンはさして恐るべき人物ならず、容易に買収し得べきものなるを信じて、極力ペチオンの當選を助けたり。しかもこれ自らその没落の下手人を作るものなるを悟らざりき。而して選舉の際特に注意すべきは、過度の選舉制の弊害が今や明白に暴露せられしことなりき。何となれば選舉權所有者七萬人は、選舉を煩はしく感じて棄權したりし

かば一月十六日開票に及びて、ペチオンは六千票を得、ラファイラトはこれに及ばざること千票に垂んたり。若しかの七萬人にして棄權せずば、ペチオン果して勝算ありしや未だ知る可からざりしなり。



十一月二十二日、議會の外交委員ハは報告を爲し、政府はライン(ファルツ)の選舉侯等に脱走貴族等を保護せオざることを及びその武装を禁ずること等を請求すべしと申出せり。これはフイェン黨の希望にして、當時

の外務大臣は、かのモンモレンに代りて彼等の傀儡たるドレツサルナリキ。蓋しバルナトヴ、¹デュボン等のフイェン派は平和主義にして、歐洲諸國の會商を希望せるなり。この點に於て、彼等と王后との間には一點の靈犀相通するものあり、彼女が常にオーストリアと交通せるも、趣意はこれを促して、十分武装せる萬國會議を開かしめ、一方には以て脱

1 Kurfürst von Pfalz(Rhein)
2 Dessau
3 Dupont

フイェン黨の平和的提議

主戰論の高調

走貴族を抑へ、他方には共和黨を威嚇し、而して眞のフランスの良民をして勤王的運動を爲すの勇氣を發せしむべし、と信じたるに由れるなり。

然るにジロンド黨もまたこれらの理由を推測して、極力これに反對し、成る可く戰爭の破裂に至らしめんとせり。而して一方に市長たることに失敗したるラファイラトは、若し外戰起らば、自身大將となりて、再び勢力を恢復し得べしと思ひ、忽ち豹變して主戰黨となれり。従つて彼の指揮の下に在る右黨も亦主戰黨と變じ、この論忽ち議場を支配するに至りぬ。

十一月二十九日議會は、王よりドイツ選舉侯等に向ひ脱走貴族の軍隊を解散することを請求せしむること、アルサスに領地を有するドイツ諸侯の損害賠償の問題を速かに處決すること、外交の當局者を交迭し、愛國的の人物を以てこれに當らしむること、外交をして重きを爲さしむるため、國境に必要な軍隊を集中すること等を決議せり。

議會の決議益々強硬

朝廷は此の決議に驚かされたれど、しかも今や大勢のこれに抵抗しがたきを見れば、外務大臣デュポルテールは辭職し、これに代れるはラファイエット、タレーラン、及び情交あるスタエル夫人の推薦せるナルボンヌ伯なりき。伯が王のために計る所は君主主義の伸張なりしも、平和主義にあらず、ジャコベン派や共和黨の存するは止むを得ずとし、唯大膽に活動せば、列國會議などに依頼する必要なし、武装の準備を爲すは内外に自ら強くする所以にして、却つて平和を保つ最良手段なり。萬一戰爭を惹起するも巧妙大膽に行動せば、外國と共に併せてジャコベン派をも壓迫し得可しと思へり。他の大臣はこれに反對して、議會と挑戦する勇氣なく、王亦これに對して格別の異議なかりしかば、その結果十二月十四日王はトリエルの選舉侯に對し、下の如き通告を爲したることを議會に報せり。即ち(一)若し同國にして一ヶ月以内に脱走貴族の軍を解散せしめざれば、これをフランスの敵と認むべきこと、(二)北方國境に十五萬の軍を置き、之を三軍に分ち、ロシャンポ、リラクネール、ラファ

最後通牒

1 Dupont
2 Comte de Narbonne
3 Trier
4 Rochambeau
5 Luckner

イットをこれが司令官となすべきこと、(三)その抗議が結果を生ぜざる時は宣戰を爲すべきことの三箇條なりき。而して議會は歡呼して此の最後通牒の報告を迎へたり。この事が如何に彼等を満足せしめたるかは、王が十一月二十九日の決議に對し、中止權を用ひたるに拘らず、別に反抗的意見の發表を爲さざりしを見ても知るべし。

十一月二十九日の決議とは、かの憲法に宣誓せざる僧侶の處分に關するものにして、前議會よりの宿題なるが、前に立憲議會は特に委員ジャンソンネー及びガロアを西方に派して、この問題に對する實況を調査せしめしが、今や兩人は歸り來りて、立法議會に憲法に宣誓せる僧侶が却りて地方人民より、眞の僧侶として認められざることを告げたり。これに依りて憲法に宣誓せざる僧侶等を強ひて迫害することの、大なる危険あることを知るべし。現に後に西部諸州の謀反もこれに基づくものなり。されば議會は須らくこの事に對して慎重の態度を執る

1 Gensonné
2 Gaiols

敬虔なる王
を苦む

べく、一氣に決行し去るべからざるは明白のことなりき。然るにジロ
ンド黨は理窟一邊に偏して其慮に留意せざるのみならず、王がかの十
一月九日の脱走貴族に對する決議に中止權を用ひたるを啣みれば、
この僧侶迫害問題が敬虔なる王の良心を深く傷ましめつゝあるに乗
じ、故らにこれを強ひて王を刺戟し、彼をして益、人望を失はしめん下心
もありしものゝ如く、十一月二十九日、一週間以内に宣誓を爲さざる僧
侶はその公職を褫はれ、その任地より放逐せらるべしとの、非道なる決
議を爲すに至りしなり。これ實に信仰篤き王の心情の忍びがたきと
ころなれば、十二月十九日彼は之に對して、斷然たる中止權を用ひたり。
しかも五日以前に彼の最後通牒に關する王の勅語に満足せる議員等
は、少くとも此の際に於て不平を洩らすことなかりき。されど此の勅
語は頗る挑戰的にして、對手國の感情を害するものなれば、戦争破裂は
將に目睫に逼りつゝありき。然れどもルイ十六世が同時にプロシヤ
王に送りし私書に於ては、不幸にして戦争となるとも、諸國の君主は王

王の表裏

が裏面の行動に依り、その眞意を誤解するなからんこと、及び王が外國
人と密謀すとの人民の疑惑を解く必要なることの趣意を陳情せり。
これを以て見れば、共和黨の王を疑ふも、その根據なきに非ず、これ王も
王后も同じく國民に不誠實にして、戦争中の或時期を利用し、王權の固
定を謀る底意あるを仄かし、さるによりて、各國は彼の行爲を咎むる勿
れといふに似たればなり。

臨時軍事費
の請求

如上、ナルボンヌの行動は、既に半ば戦争の宣告をなせると同様なり。
故に戦争の避け難きは既に明らかなり。しかも當時フランスが歐洲
列國の大同盟に敵對し難きことは明白なれば、ナルボンヌ等の内閣は
臨時軍事費二千萬フランを請求せり。これ當時の紙幣にて三千万フ
ランに相當す。然れども収入は益、減少して、毎月四千八百萬の収入が、
十一月には四千萬、十月には三千八百萬、十一月には三千万となれり。
故にこの三箇月に収入は三分一に降れるなり。而して實際に、十二月
初めに於て、曩に立憲議會に於て可決したる六億フランは既に費消し

盡されたるが、そのうち四億七千二百萬フランは負債償却のためなれば、實際に支出せられたるは一億二千八百萬フランに過ぎざりき。

かくの如き財政の状況なれば、議會は新臨時軍事費に賛同を與へ、財政委員¹シャンボンの報告に依り、十ヌー(フランスの二十分の一に當る)及び十五ヌーの新紙幣を發行するに決し、即ち十二月十七日紙幣三億の發行を可決せり。これを既に發行せる紙幣に加ふれば、總額二十一億に達したり。この結果がいかに成行くべきか、そはジロンド黨の間ふところにあらず、主戰黨の巨魁ブリッソーはいへり、『戰爭は國民的善事なり、唯、不幸は戰爭の無きことなり。諸君主吾人を襲撃せんと欲せば、吾人は彼等に先んぜざるべからず。彼等戰を欲せざらんか、吾人は劍を揮ひて彼等の悲劇を中止せざるべからず』と。しかもレオポルド帝の心中戰意なきことを否認する能はずして、彼はいへり、『吾人はアルサスの諸侯に關する彼(レオポルド)の暗示に對して、國民の主權は暴君の條約に依りて束縛せられざることを告げざるべからず』と。嗚呼これ全

「ブリッソーの主戰論」

¹ Chambon
² Sous

ジャコベンの
派の戰爭反
對論

く國際法を無視し、ひたすら開戰を強ひんとしたる暴言なり。

然るにジロンド黨の期待せざりし反對は、極端ジャコベン黨より起れり。特にロベスピエール、ダントン、マラーは一七九〇年五月頃まで、戰爭に對する憎惡の念を高唱せしが、今や益聲を大にしてこれを主張するに至れり。蓋し哲學、文學は世界的人道主義に立つ。故に此の潮流に棹すものは理論上平和を尊べり。彼等は戰爭を恐るゝにあらず、ダントンの如き、後戰爭の避け難きに至りては、大いに之が爲盡力せり。されど彼等は戰爭の結果を悞れたり。マラーは叫びていへり、『戰爭に當りて苦しむものは誰ぞ、富豪にあらず貧民なり。高位の官吏にあらず、窮困せる農民なり』と。而して更に彼等の眞情を探れば、此の際彼等の戰爭に反對するは、自黨の黨勢上に及ぼす不利益の少からざるを恐れし爲なりき。

戰爭を以て
黨勢に害あ
りとする

彼等はまた戰爭の更に革命を酷烈ならしむべきを豫期せり。しかも彼等は、これに依りて勢力を得るものは、これを主張せるジロンド黨

か、王黨か、然らざれば成功せる將軍ならんと思へり。彼等は偶然にして、よく後の恐嚇時代とナポレオン時代との將來踵ぎ起るべきを豫言せしなり。ロベスピエールが脱走貴族の迫害に反對せるは、必ずしもその正義の主張のみならず、脱走貴族に關して特別の法案を出す必要なし、何となれば法案を出す結果は戦争を起すに過ぎず、と信じたればなり。次に彼等は絶對に戦争を辭せんとする者にあらず、場合に依りては其の主張を世界的に擴張せんと欲せり。しかも彼等の理想の中心とする所、フランス内政の整理に在り、整理未だ其の緒に就かざるに徒らに外國と事端を繁くするは、その決して好まざる所なり。故にロベスピエールは曰く、『先づ朝廷を轉覆せよ、ナルボンヌを放逐せよ、ラファイエットを打倒せ。然る後國土に裏切の悞なきに至りて、外戦の事始めてこゝに論ずべし。その時に於て余は悦んでこれに賛成せん』と。後戦禍起りてフランス連りに破るゝや、内部の反抗を抑へて以て外敵に當りしは、これ恐嚇政治を行へる人士の執りたる方針なりき。しか

先づ内部を整理して然る後外戦を説く可し

も極端ジャコベン派は開戦以前に於て、既に先づ國內に恐嚇を行ふを順序なりと考へるたりしなり。

ジャコベン派の目的は、かゝる反對あるにも拘らず、遂に達せられたり。グイーンの朝廷は十一月の初めまでも、尙戦争を好まず、成る可く強き干渉を行はずして、フランスの事はフランス人自ら解決せしめ、以て平和に局を結ばしめんと努めたる事は、レオポルド帝が宰相カウニッツに與へし多くの書簡これを實證してまた疑ふの餘地なきなり。然るに十一月に入るに及び、フランス議會の舉動はさすがにレオポルド及びカウニッツをして、この上餘りに多くを忍ばざらば、オーストリア及び皇帝の威嚴を傷くべく、今は少しく嚴格にフランスに對せざるべからずと考へしむるに至りぬ。こゝに於てレオポルドはトリエルの選舉候に向ひ、若しフランス人にして、其の領土に襲來する事あらば、之を救援すべしと通告せり。而してオーストリアは更にプロシヤの助力を借る必要を感じ、攻撃的同盟を申込み。然るにプロシヤはポーランド

オーストリア帝フランソワと開戦を決す

オーストリアの憲法を棄ててプロシヤと同盟す

の五月三日の革命以來同國と善からず、特に宰相シュレーンベルヒは前首相ヘルツベルヒが、ポーランド革命黨を幫けたるを愚なりとせり。之に反してレオポルド及びカウニッツは、ポーランド革命黨の國內平定を以てオーストリアに利ありとして大いに好意を表せしを以て、今やプロシヤはオーストリアと同盟を結ぶ前提として、ポーランドの憲法維持を助けざる事を要求せり。是に於て一七九二年三月七日、レオポルドは終に之に同意し、プロシヤと同盟を結ぶに至れり。かくしてレオポルドはフランス事件の爲に、ポーランドの憲法黨を見棄てたり。

「國民に對する新年の贈物」

一七九二年一月一日、ジャンソンネーは國民議會に於て、『國民に對する新年の贈物をせられたし』との冒頭を以て、『プロヴァンス伯、アルトア伯、コンデ公、カロンヌ伯、その他これら皇族のすべての助言者、ミラボー子爵、ルケイユ侯以下、コブレンツに在る脱走貴族等が、憲法に對し陰謀を行へる罪迹あることを宣言すべし』との動議を起し、これを通過せしめたり。

1 Schulemberg
2 Hertberg

オーストリアに對する議會の論議

オーストリアに對する挑戰的決議

一月十四日、ジャンソンネーは更に外交委員として、委員會の意見を述べ、『議會は王に乞ひ、オーストリア皇帝に向ひてその行動を説明せしむることを要求せよ』といへり。ストラスブルグの公法學者¹コッシュ教授は少數意見を述べ、『オーストリア帝の爲したる所は、ドイツ帝國の元首としての義務を盡したるものにして、これを以てフランスに對する敵意を示すものとは爲すべからず』といひたれど、議會は²コッシュの國際上の知識よりは、ジャンソンネーの華麗なる演説に感動して、これに聽かんとす。ゴデーも次いで一個の動議を出し、直接又は間接に憲法變更の申出を爲す者、若くは脱走貴族に關する、外國の干涉を聽かんとするの者は³對國民的大不敬たるべしといへり。これ暗に王に對する威嚇なりき。一月二十五日ブリッソーは百尺竿頭更に一步を進めて曰く、『王は皇帝に通告して、フランス國民の自由、獨立、一致を破る如きことを爲さざるのみならず、一七五六年の同盟條約に基き、他國の攻撃に對し、フランスを助くべきを約せんことを求め、且若し此の約束が四月一日までに與

1 Koch
2 Gaudé
3 lae-nation

へられざる時は、フランスはこれを以て條約違反にして、フランスに對し敵意あるものと見做すことを告ぐ可し。而して王は戦争に關するすべての準備を急ぐの命を發すべし」と。これ殆どオーストリアに對する最後通牒なり。ヨッシュは大いに反對したれども、終に多數を以て此の議は議會を通過せり。

これを聞けるオーストリア帝レオポルドが、『これ吾に對する無禮なる挑戦なり』といひて憤れるは、其の理ありといふべし。彼は思はず叫べり、『フランス人は余を平和を愛する人と名づけたり。さらば彼等は余が他の方面を知らざるべからず』と。之よりして大いに各國の協力干渉を主張せり。而も尙カウニツと同じく、この協力を以て革命黨を威嚇する具となさんとせり。即ち實際フランスの内事に干渉せんとせず、唯君主制を確立することを請求し、アルサス諸侯の権力侵害、アヴィニオン併合、フランスの威嚇武裝に對し、武裝的抗議を爲すべく、然る時はルイ十六世は列國と革命黨との間の仲裁者の如き位置を取り、その周

オーストリア帝憤る

帝の眞意

圍の温和黨を集めて、穩健なる解決を成すことを得べしと思へり。

彼は二月七日終にプロシヤとの同盟條約を結びたれど、その目的に關しては、無論兩國同意にして、決してフランスに甚だしき干渉を加へ、舊制度恢復を強請せんなどの意志はなかりき。而して『歐洲團結』なる言葉はレオポルトの外交語中にあれど、未だ實際に成立せしに非ず。

オーストリア帝の返牒

彼はかくて二月十七日、かの一月二十五日フランス議會の決議に基ける、ルイ十六世よりの正式の通告に對する、正式の返事に署名せしが、其の内容の概略下の如し。曰く、『余(オーストリア帝)はフランスが余に對し不平なる理由を解すること能はず、何となれば余は我が將軍ベンデルに對し、トリエールを保護するには、まづ選舉侯が脱走貴族の武裝を奪ひて放逐したる後に於て爲すべしと命令したればなり。また歐洲列國の團結に關しては、フランス王が既に憲法に承諾を與へたる以上、この團結は意味なく存在するのみ。然れども革命黨の人々が、余と同盟の諸王とを嚇し、過大の武裝を爲し、革命的煽動を敢へてし、かくて歐洲を革

1 Bender
2 Trier

命の渦中に卷込まんとする計畫を爲しつゝある間は、この團結を繼續するを以て余の義務なりと信ず。余は平和を希望し、フランスが武装をなしつゝあるに拘らず、脱走貴族の武装を奪ひ、他の諸國に平和を勸告せり。然るにジャコベン黨は自己に便利なる狂熱を我が人民中に起さしめん目的の爲に戦争を煽動しつゝあり。これに依りてオーストリアは止むを得ず、自衛の計畫を爲さざる可からず。然れども余は期待す、健全なるフランス人民の多數の余が眞意を疑はずして、ジャコベンが彼等を迷はさんとしつゝある現状を拂掃するに至らんことを」と。

三月一日フランスの外務大臣ドレッサールは立法議會に於て、レオポルト帝よりの書狀を朗讀するや、議會は憤怒を以て之を迎へぬ。或は『ドレッサール自身此の通牒の内容を作り、オーストリア帝と牒し合せて吾等を脅威せんとせるならん』と疑ひて攻撃する議員すらありき。

然るに意外にも、此の當日レオポルト帝は不意に死して、兩國の間の關係は之が爲に悪影響を蒙れり。何となればレオポルトは成るべく

1 Delessart

オーストリアの急死に依り政策變ず

平和に解決を圖らんとし、且マリ・アントアネットに對する同胞の眞情も其の間に交りたれど、彼に繼ぎたる其の甥フランシス二世は、この際フランスと戦ひて利益を獲得せんとの考より、カウニッツの穩健なる平和説をば喜ばず、顧問官たる伯爵フォン・コベンツル及び伯爵フォン・ツィグト兩人の主戰論に傾聽せり。されば四月十七日、ルイ十六世の祕密代表者たる彼の男爵ドブルチュイユに向ひ、ツィグトは『フランス若し敢へて攻撃せざればオーストリアは進んで之を撃碎かん』と叫べり。一方フランスに於ては主戰黨益々勢力を得たるが、此の際内閣の内部に軋轢を生じ、王もまた内閣改造の陰謀に關係して、ナルボンヌ伯は三月九日遂に免職せられ、而して彼を驅逐するに與りて力ありし、ドレサールも同九日議會に於て彈劾を受け、結局内閣改造の陰謀は却つて内閣瓦解の一段とはなりて、何れの黨派にも屬せざる人シュヴァリエ・ド・グラールはナルボンヌに代りて陸軍大臣となりたれど、新内閣は寧ろジロンド派の内閣ともいふべきものにして、就中チュムリエーは外務大臣に、

シロンド内閣の成立

1 Graf Philip von Cobenzl
2 Baron von Thugut
3 Baron de Breteuil
4 Chevalier de Grave

5 Charles François Dumouriez (1737-1823)

ローラン夫人の夫¹ローランド・ド・ラ・プラチエールは内務大臣に、デュラント
ンは司法大臣に、かのミラボーが助手たりしクラヴィエールは大蔵大臣



に、ラコートは海軍大臣に任ぜられ
たる殊に注目すべし。王室がこれ
らジロンド派の人物を内閣に集め
しは何の意なりしか知る能はず、若
し彼等を利用する底意なりしとせ
ば、それは甚だしき誤算なりき。而し
て新内閣はジロンド派特有の空想
家を以て満されしが、その中一人異
彩を放てるはデュムリエーなりき。

デュムリエーの経歴

デュムリエーはバリーのコレージュ・イル・グランに學び、一七五七年父と同
ムリエーはバリーのコレージュ・イル・グランに學び、一七五七年父と同

1 Roland de la Platière
2 Dunantou
3 Clavière
4 Lacaze

5 Cambrai
6 Legiment Royal Flémont

じくロアヤール・ピエモン聯隊附士官となれり。時に七年戦争始まり、
デュムリエーはデストレー元帥に従ひ、ドイツに出征して功名あり、前後
二十二創を蒙れり。クロステル・カンペンの合戦には一指を失ひ、終に
捕虜となりしも、一七六一年の捕虜交換に依りて歸還する事を得たり。
戦後聖ルイ十字章を得て後備に入りしが、既にして宰相ショアジュール公
の密旨を帯びて、イタリヤ、イスパニア、ポルトガルを旅行し、一七六八年
新領土コルシカに總督副官となれり。一七七一年王の密旨を以て、ロ
シヤに反對する、ポーランドのバル同盟に金錢及び士官を送る役目を
うけ、自身も一隊を指揮せしが、ロシア軍の破るところとなりぬ。而し
て彼は訓令以上に出で、餘りに自由なる活動を試みたるが爲、召喚せ
らるゝに至りぬ。一七七二年王また祕密の命令を以て、デュムリエーを
スウェーデンに送りしに、宰相アニヤンは彼に關して王より聞く所なか
りし爲、却つてデュムリエーをハンブルグに於て捕へ、バスターチエの獄に
投じたり。既にして彼は一七七五年ルイ十六世のために放免せられ

1 d'Estrée
2 Kloster Kampen
3 Duc de Choiseul
4 Corica

5 Bar Confederation
6 Agnillen
7 Hamburg

て大佐に昇進し、一七七八年¹シェルブル軍港の司令官となりぬ。

革命の初め彼はカンの司令官となり、一七九〇年²ナントの司令官となり、ジロンド黨殊にジャンソンネーと結託し、彼等の盡力にて、一七九一年陸軍少將となりたり。彼はド・レッサールと學友にして、且モンモレンに使はれたるを以て、王は彼を君主黨なりと思ひ、ジロンド黨はまた彼を自己の黨與と考へたり。これ彼が從來屢、調停の任に當り仲裁を爲すに慣れたるため、所謂八方美人にして、何れの方面にも敵を有せず、何人にも善く思はれるるに依れり。されどデュムリエーはミラボー、ダントンと同じく、専ら活動の人にして、理想の人にあらず、故に彼は熱心なる勤王黨にもあらず、また共和主義の夢想家にもあらず、彼は唯一向に實際的にして、無政府の状態を最も厭惡し、行政府の鞏固ならざるべからざるを主張したり。彼は非常なる野心家、陰謀家なり。彼は諸黨派の主張には冷淡にして、唯これを自己のために利用せんとせり。彼は從來屢、密旨を帯びて外國に赴き、種々の秘密運動を試みたれば、今や

1 Cherbourg
2 Camp
3 Nantes

デュムリエーの人物

外務大臣となりて、その手腕を振はんことを希望せり。而して彼は確かに外交家としての手腕に乏しからざりきと雖も、外交にのみ重きを置く餘り、内政に冷淡にして、内政と外交との間に密接の關係あることを悟らざりき。彼はまた餘りに實際家にして、革命的思潮の大勢力を眼中に置かず、放誕なる空想の背後にも、更に深甚なる原因に基く熱烈なる思潮の流れつゝあることを悟らずして、漫にこれを輕視したり。要するに彼は策略ありて、熱情なく、野望ありて誠心なく、外交家たるの素質ありて經世家たる資格を缺きたりき。

三 宣戰の布告

主戰主義のジロンド黨、及び其の味方と信せられたる人々に依りて、新内閣の組織せられたるは、これやがて戦争の開始せらるゝ前提なりき。四月九日デュムリエーはレオポルド帝の相續者たる、フランシス一世よりの通牒を議會に報告せり。この通牒に於てフランシス帝がフ

オーストリア帝の最後通牒

ランス政府に請求せる個條は、一、アルサスに於て權利を侵害せられざるドイツ諸侯に向つて直ちに満足を與ふべきこと、二、アヴィニオン、ゥネーセンの占領に對し、直ちに法王に賠償を爲すこと等之なりき。フランス議會は騎虎の勢、嘲笑を以て此の通牒に酬ひたり。四月二十日王は大臣等と共に議會に臨み、ヂュムリエーは専ら外交上の報告を爲し、オーストリヤとの國交はもはや破裂と見るの外なしと述べたり。而して王は簡單に數言を以て開戦の議を提出し、議會はオート・マルヌの議員ベッケーが反對演説ありしのみ、僅かに七票の反對を除き殆ど全會一致を以て遂に開戦を宣告せり。かくて二十年間に互りて歐洲の天地を震撼し、列國政府の基礎を動搖せしめたる、大戦争の口火は切られたり。而して王が此の宣言を爲すの前日、マリ・アントアネットは、密かにフランス戰略の大方針を、オーストリヤに通じたりき。

しかも王黨が密かに期待したし如き利益は、戦争に依りて將來せらるゝ事なかりき。タレーランは其の懷舊録に記して曰く、『一七九〇年

1. Haute Marne
2. Becquey

二十年の大
戦争の火蓋
切らる

に於ては、戦争は君主政のために有利なりしならん。一七九二年に於ては、戦争は必ず王位を覆す外はあらざりしなり』と。

第六章 デュムリエーの外交と 外戦の開始

一 フランス外交の孤立

戦争は當時王黨及びジロンド黨より喝采を以て迎へられぬ。極端
 ジャコベン黨の首領等は、後に戦争を自黨の利益のために利用したれど、
 開戦の初めに於ては、極力これが反對に努め、新聞雜誌に、時事論策の小
 冊子に、この擧を攻撃して休まざりき。ロベスピエールの如きは之が
 爲にセーヌ州検事の公職を辭して、『ル・デファンシユール・ド・ラ・コンスチテュシ
 オン』(憲法の擁護者)なる雜誌を發行し、マラーは從來の機關雜誌『アミ・デュ・ピユ
 ブル』(人民の友)に據り、カミール・デムレンは單行の小冊子に依り、共にブリッ
 ソー以下の主戦論者を痛撃して剩すところなく、これよりジロンド黨
 は漸くジャコベン俱樂部より睽離し、ジャコベン俱樂部は今や極端派の獨

1 "Le Défenseur de la Constitution"
 2 "Ami du Peuple"

ジロンド、
 ジャコベン
 の睽離

占するところとなれり。ジロンド黨は辯論に巧みなれども文筆に雄
 ならず、敵黨の武器を奪ふべく、五月二日¹ロアューの『アミ・デュ・ロア』(王の)と
 マラーの『アミ・デュ・ピユール』とを告訴して、これが迫害を圖るに至れり。
 かくて外戦の布告と同時に、國都に於てジャコベン派とジロンド派との
 戦争は開始せられたりき。

デュムリエーは巧妙なる外交家なりき。從來の如きヨーロッパの形勢
 の下に在りては、彼も蓋し成功の政治家たり得しならん。獨りデュムリ
 エーのみといはんや、オーストリアのカウニッツも、コベンツルも、またプ
 ロシヤその他の諸國に高名なる政治家等は、みな舊き歐洲の形勢を基
 礎として、外交の計畫を樹てゐたり。しかも彼等は此の形勢の今や内
 部より崩解せられつゝあるを悟らざりき。こゝに人民といふ新たな
 勢力ありて、新たな活動を始めつゝあり、舊式政治家の打算以外に
 出で、目ざましく白熱的な新運動を開始しつゝあること、これ彼等
 の決して悟らざりし所なりき。

1 Royou
 2 "Ami du Roi"

デュムリエ
 の權略的
 外交

デュムリエーの政略は先づオーストリアを孤立せしめんとするに在りしを以て、彼は此の目的を貫く爲に使を四方に馳せ、殊にプロシヤを味方に手懐くるに全力を盡したり。デュムリエーの外務大臣となるや、在ベルリン大使セギールは、ベルリンより歸國の途に就き、後に残れる代理公使¹ フラレンソア・ド・キヌチーヌは嘗て立憲議會の議員たり、コツシュ教授の門に學び、自由主義を奉ずる青年貴族にして、また才氣ある外交官として、² ブラウンシュワイヒ公とも親交ありしかば、デュムリエーは即ちキヌチーヌに命じ、プロシヤ政府に談判し、フランスと同盟して、オーストリアと戦ひ、オーストリアの領土の一部を奪はん事を勸告せしめたり。然れどもオーストリア黨なるビシヨーフスウルデル大佐は益々王の信任を固め、ブラウンシュワイヒ公もフランスに對し從來の親密なる態度を棄てたれば、キヌチーヌがプロシヤの爲利益を説くに及び、プロシヤの外相シューレンベルヒは、『利益を計算に加ふべくは、王の名譽をも之に加へざるべからず』と答へ、キヌチーヌが更に、『フランスは決して侵略

デュムリエーの政略を懐柔せんとす

1 Séguier
2 François de Custine
3 Herzog von Braunschweig
4 Schülenberg

を欲する者に非ず』といひしに對し、シューレンベルヒは、『アヴィニョンの事は如何』と反問せり。而して最後にシューレンベルヒは明白に、『プロシヤ王は貴君等及び貴君等の憲法を懸念する者に非ず。然れども王は貴君等の主義を擴張せんとする、貴君等の目的には反對せざるを得ず』といへり。これ實に進んで争を賣る態度なり。さればキヌチーヌは本國に報告して、『同盟の申込は却つてプロシヤを興奮せしむるのみ。寧ろプロシヤをしてオーストリアと竝んで、同一の戰陣を張らしめんに若かず、さらばかくの如き不自然の同盟は自ら崩解せん』といへり。

四月六日、シューレンベルヒは、フランスに對して、遂に國交の斷絶を宣言せり。然れども、デュムリエーは尙未だ失望せず。彼は表面の談判に失敗せるも、裏面に手を下す餘地あるを信じたり。故に彼は戰爭宣告前密にブノアといふ者を送りて、ベルリンの朝廷に入らしめんとせしが、これには仲介者を要するを以て、彼は四月九日附、即ち宣戰布告前十一日の日附を以て、密書をベルリンに在る脱走貴族の一人にして、溫和

デュムリエーの密書

1 Benois

主義を執れる將軍エイマンに贈り、ブノアを宮廷に紹介するの勞を執らんことを依頼し、それより一週間の後ブノアはベルリンに到着せしが、プロシヤの外務大臣シューレンベルヒは、フランスの革命黨員を見るを好まずといひて、會見を謝絶せり。茲に於てブノアは止むを得ず、エイマンに託して一の密書を宰相の許に呈せしめぬ。密書の大要は、『プロシヤはフランスに於て、君主政の下に秩序を回復する外に目的とするところなかるべし。而してフランスに於ては國民皆平和を熱望せるが故に、平和維持を目的とする總べての名譽ある手段を歓迎すべし。今プロシヤは、その強大と、その公平と、その國際上の立場よりして、斯くの如き手段を執るべき唯一の國なり。その手段とは何ぞや。即ちプロシヤ王が自らフランスとアルサスのドイツ諸侯との間の仲裁者たるべきを宣言する事なり。然らばフランスは王の要求する、すべての賠償を無制限に承諾すべし。而してこの事にして成功せば、第二次の事業は、イギリスより第二の提言を爲さしめ、適當なる條件の下に脱走

1 Général Heyman

密書に對するプロシヤ首相の態度

貴族の歸國を要求する事にして、これフランスの希望する所、又その大いに必要とする所なり。さてもプロシヤ王の望めるフランス憲法の改正とはいかなるものなるや、フランス國民は唯臆測を爲す外あらず。貴族の特權や、教會の財産や、貴顯等の復舊の如きは、反抗と危険となしにはこれを行ふこと能はずと雖も、王の權力が憲法それ自身の基礎の上に形らるゝことは、決して妨げられざるべし』と。かくの如きは密書の内容にして、若し此の事バリーに洩れしならば、ジロンド黨は憤然起ちて、デュムリエーを反逆者として彈劾せしならん。

密書を得たるシューレンベルヒは、四月二十八日プロシヤ王に報じて、『フランス人は大いに懼れて歡を我に通ぜんとしつゝあり。故に我國は費用多き防禦準備を行ふ必要なし。フランスは陛下をオーストリアより分離せしめ、その間に時を得て、今フランスを支配しつゝある人物の勢力を固めんとしつゝあり。ブノアが此の密書の申出は正しく其の意に外ならず。今はフランスに對し何事をも爲すべき時に非ざ

れど、或は我國の利益となる事もなきに非ざるべければ、餘りに激しく之を排斥し去るは悪しかるべし』といひ、一方プロシアには自ら鄭重なる返書を送り、『列國は何れも皆侵害せられたるドイツ諸侯に満足を與ふること、すべての國に災ひすべきフランスの無政府状態を止めしむること以外には、決して希望する所なし。プロシヤはオーストリアと分離せざるべし。またフランスに於て正當なる政府確立して、これと確實に交渉し得るまでは、協商には應じ難し』との意を告げたり。されど物に熱中し易きフレデリック・ウィリアム王は今や全くオーストリアと同盟して、一方、虐げられたるフランス王を救ふの名譽を博し、他方ポーランドの第二分割を行ひ、以て領土を擴張せんと志切なりければ、プロシアがシューレンベルヒの態度に見て、プロシヤとの調和の絶望的ならざるを報じたるに拘らず、プロシヤの決心は既に業に確定して、動かすべからざるものありき。

サルヂニヤに於ては、¹デュムリエーの特派せる²シエモンヴィルは、³ヴィクトル

¹ Shénonville
² Victor Amadeus

サルヂニヤ
王フランス
の密使を囚
ふ

イスパニヤ
の冷淡

南ドイツ諸
侯の態度

アマデウス王より入國を拒絶せられしに、強ひて國境を越えたりしかば、王は彼を捕へて、四月十九日アレクサンドリヤに囚禁せしめぬ。蓋し王はアルトア伯の岳父たるのみならず、オーストリアと結びて、フランスの國境を冒さんとの志望を抱きしなりき。

イスパニヤに送られし特使ブルゴエンは、敢へて拒斥せらるゝ事なかりしも、政府のこれに對する反牒は冷淡を極めたりき。蓋し當時イスパニヤは國力甚だしく疲弊して、素よりオーストリアを幫けてフランスを撃つ氣力無しと雖も、また決してフランスの民主黨に同情する理由無かりしは明白なり。

南ドイツに於ては、¹バーデン、²ヴュルテンベルヒ等の諸國、皆フランスに對して善意の中立を守り、³サクソニヤ及び⁴ハノーヴァーの選舉侯は嚴正中立を守りて、オーストリアを助けず。獨り⁵ヘッセン・カッセルのランドグラーフ(地方)は選舉侯の資格を得んとする野心ありしを以て、オーストリアのため援兵を出すことを承諾したりき。

¹ Alessandria
² Bourgoing
³ Baden
⁴ Württemberg

⁵ Saxony
⁶ Hannover
⁷ Landgraf von Hessen Kassel

タレーラン
イギリスに
遊説す

デュムリエーはイギリスをも同盟に引入れんと欲したり。タレーランまたイギリスに在りて、大いに朝野の政治家と交際し、同盟の成るべき情形あるを信じて、ブリッソーに告げたり。デュムリエーはタレーランが自家と同型の野心家なるを見て快からず、而も其の外交手腕の巧妙なるに推服せざる能はざりし上、ブリッソーの推奨をも辭しがたく、是に於て正式にタレーランに命じて、専ら談判の衝に當らしむる事とし、彼と共に舊侯爵ショヴレンを正使に任じ、ミラボアの助手たりしイギリス通デュロヅレーをこれに従はしめ、なほ書記としてガラーをも随員たらしめき。

當時イギリスに於ては、少ピット大宰相として、グランヴィル伯外務大臣たり。イギリスの工業は此の前後、蒸氣機關の發明及び其の應用に依り、長足の進歩を遂げ、アメリカの發達に伴ひてイギリスの産業愈々膨脹し、これに依りてピットは北アメリカ獨立戦争より受けたる、財政の瘡痍を回復することを得たりき。更に革命亂のため、フランスの工業

1 Talleyrand
2 Marquis Chauvelin
3 Duroveray
4 Garat
5 William Pitt(the younger)
6 Earl of Granville

フランス革
命に對する
イギリス人
の態度

休止せし事は、一層イギリスの利益となり、またフランス領西インドに於ける白人黒人の争はフランス植民地の産業を害し、イギリスの植民地に利益を與へたり。さればバルク一派の革命攻撃あるに拘らず、一般人民はフランス革命を、自由主義の發展として之に同情し、同時に私かに其の己れに利する所あるを喜べり。この感情は後に大なる反動を起したりと雖も、當時に在りては、大いに昂揚せられ居たりき。然れども常識あるイギリス人は利害の打算強く、フランス人の爲に、又單に主義理想の爲に動くものにあらず。ピットは平和に依りて自國の富度を益、盛んにせん事を努めたりしを以て、輕々しくフランスと同盟して戦禍を招致せんことを欲せず。故にタレーラン等は在野黨フォックス、シエリダンより同情ある言を得たるに拘らず、急に政府の動かしがたきを悟り、五月二十三日タレーランよりデュムリエーに送りし書狀には、また同盟の望なきを斷言せり。

その翌二十四日グランヴィル伯よりショヴレンに送れる公式の通告

1 Edmund Burke
2 Fox
3 Sheridan

イギリス、同盟を謝絶す

には、イギリス政府は戦争の破裂を頗る遺憾とし、自身は何處までも平和を守り、これに参加することを欲せず。勿論各國に對しては、その條約を重んじて超ゆるることなかるべく、最後にフランスも亦イギリスの



ンラーレダ

同盟國の權利を尊重せんことを希望せり。

蓋しイギリスはフランスの立法議會及びジャコベン俱樂部が、オランダの革命黨及びオーストリア領ネーデルラント、即ちベルギー地方の過激黨なるフオンク一派に同情する

ベルギー・オランダの問題

を見て、私かに恐怖するところありき。抑もネーデルラントはイギリスが歴史的に競争者として對抗し來れる關係あるものにして、その常にシエルト河自由航行に反對せるは、これに依りて、アントワープがロンドンの有力なる競争者とならんことを恐れたるが爲なり。されば曩

1 Vonck
2 Schelut

にイギリスがオランダに於て、プロシヤの兵力に依り、オランダを助け共和黨を倒したるは、ビットの私かに自家の大成功として誇るところなり。故に四月下旬、フランスの國境に、オランダの逃亡共和黨集合しつゝありとの報を得るや、まづフランス革命政府がオランダの行政に干渉し、イギリスのために不利なる發展を爲さんことを恐れたり。また一方フランスがベルギーに革命を煽動し、若しくはこれを占有して、終にはシエルト河自由航行を許すが如き政策を弄せんことを惧れたりしなり。しかも此の事は後に果して事實となりて現れて、ビットの活眼の誤らざりしを示したり。フランスの敢へてこの手段に出でたるは、一方にフランス代々の政策を實行せるものにして、他方フランスの革命黨の直截なる理想的行動に外ならず。彼等の爲す所に主義の爲にして、又他國との條約の拘束を顧す。外國より見れば、もはやこれをフランスの内事として放擲し難き突飛なる行動に出づることを憚らざりき。フランスは既にかの人權の宣言を極端に擴張して、獨り自國

の人民のみならず、外國の人民に向つてまで、必ず自由を與へずんば止まざるの氣勢を示せり。さればベルギー、オランダの事は、人道の正面よりすれば、イギリスの利己主義の爲せる事にして、世界同胞主義にして、而も同時に自家の國粹主義を之に結合することを忘れざるフランス人として、早晚之に干涉するに至らんは自然の趨勢なりき。

さばれビットと雖も、初めより此の情勢を悟りしには非ず。一七九二年二月十七日下院に於ける演說中に於て、彼は、『ヨーロッパの形勢が平和永續のため、現今の如く有望なることは未だ有らず』といへるほどなりき。しかも彼はフランス人の言動次第に過激となり、國際關係をも無視せんとする傾あるを見て、大いに不安の情を生じたり。これグラントヴィルのフランスに對する答辯に於て、特に其の點に言及せる所以なり。

二 デュムリエーの作戰計畫

かくの如くデュムリエーがオーストリアを孤立せしめんとする目的

は成功せざりき。いかにしてもレオポルド帝の口にせる如き歐洲諸國の大團結の如きものゝ實際に存在することなきは明白にして、列國の多くは中立を守りたれど、しかも今やプロシヤは熱心なるオーストリアの味方となり、四月二十九日フレデリック・ウィリアム王はフランスの戰爭宣告を聞くや、直ちにこれに對する準備を始めたり。

デュムリエーは曩にジョセフ二世帝の急激なる改革政策のため、ベルギー地方にオーストリアの權威の失はれたるを見て、フランス代々の策として、ベルギーを併呑せんと欲せり。故に彼は外務大臣となるや、少壯外交家マレーをリールに派遣し、同所にてはフォンク一派の革命黨を煽動し、フランスの援助を與ふべきことを約せり。されば彼の戰略の大方針もまたベルギー人の内應を基礎としたりき。即ち彼はリュックネルにはストラスブルグを根據として、アルサスに在りて敵の動靜を牽制觀察することを命じ、また中央にあるラファイエットには、一萬人の精兵を以て、ジヴェーなる其の當時の陣所を出でて、ナミュールに進み、それよ

デュムリエーのベルギー併呑策

1. Maret
2. Lille
3. Luckner
4. Strassburg

5. Givet
6. Namur

りベルギーの首府ブリュッセル、若しくはリエージュに向ひて進むことを命じ、而してロシャンポールの率ゆる二箇師團はラファイエットを助くべく、³ピロン將軍の一萬人はヴァランシエンヌよりモンスに進み、將軍テオバル・⁴ル・リランの四千人はリールよりツルネー方面に牽制運動を行ふべく、⁵將軍カールの一千五百人は、ダンケルクよりフルヌに進むべく、⁶ザムリエーは、これらの集中に依り、當時オーストリアの守備軍僅かに三萬人に過ぎざるベルギーを攻めて、一擧これを抜くは易々たるのみと信じり。

この計畫必ずしも悪しといふには非ざれど、ザムリエーが打算の外に措かれしは、フランス軍の軍紀が當時既に極端に紊亂したる一事にして、その結果戦争一たび開かるゝや、忽ち醜態を暴露したりたり。⁷デ・⁸フとなく『裏切者あり』と叫び、一七九二年四月二十九日兵士等はリール市の街の上に、大將デ・ジョンを虐殺せり。又ピロンの軍は四月三十日モン

1 Bruxelles
2 Liège
3 Maréchal Donatien Comte de Rochambeau
4 Général Duc de Biron
5 Valenciennes
6 Mons
7 Général Theobald Lillen
8 Tournay
9 Carle
10 Dunquerque
11 Furnes
12 Dillon

ス市附近に於て少數のオーストリア騎兵に襲撃せらるゝや、全軍忽にして大恐慌に捉へられ、一戦にも及ばず輜重全部を遺棄して、ヴァランシエンヌに向ひ見苦くも潰走せり。ラファイエットも之が餘波を受けて、退却せざるべからざるに至り、ザムリエーの攻撃方針は一擧にして破壊せられぬ。而してロシャンポールはザムリエーの干渉を憤りて辭職せり。抑もフランス軍隊の腐敗は其の淵源頗る深し。フランス人は由來勇敢活潑にして、單調索漠の生活を喜ばず、これ兵士として最も有利なる性格なり。然れども之を指揮する將校その人を得ざればあたら精銳も其の力を伸ぶる能はず。然れども積弊の久しき貴族は將校の地位を獨占し、殊に將官は大貴族に限られ、無能にして徒らに莫大なる俸給を貪り、何の爲す所なく遊惰に日を送れり。而も將官の位置は競争者多くして、政府は爲に不要の官職を設けたり。¹伯爵セン・ジェルメンが一七七五年ルイ十六世の陸軍大臣となりし時には、將官の數千二百九十五人に上りて、有能の將校のために出身の途は全く塞り、唯位高く家

1 Charles Louis Comte de Saint-Germain

富みて、日夕朝廷に出入し、巧みに婦人に媚び、盛んに賄賂を使用するもの外、軍職の高位に就くを得ず。貴族の子弟にても、家貧しく朝廷との聯絡なきものは、その人功勞ありと雖も、大尉以上に昇ること能はず。二十五年の長き任期を終へて後、漸くにセンルイの勳章と少額の恩給とを得て退隱するより外なかりき。

士官と兵士と親和せず

士官等はまた兵士を憐む心なく、教練は之を全く下士官に一任し、平生軍隊に勤仕せざる者多ければ、従つて士官と兵卒との間に同情なく親和なかりき。一七七五年セン・ジェルメン伯が陸軍大臣たりし時、軍隊の改革を有力に行はん爲、不用の裝飾的軍隊を廢したり。²メイゾン・デュロアと總稱する近衛兵の如き、高給を貪り美衣美食するのみ、初めは多少功勞なきにあらざりしも、後には費用倒れとなりゐたれば、セン・ジェルメンは即ち之を廢して、唯³ガルド・デュコールと、⁴ガルド・ジュウイス及び皇宮警察をのみ存したり。この中ガルド・デュコールは王に最も親近なる衛兵にして、其の數は千三百人、其の隊士は悉く父母系に十六人の貴族を

ガルド・デュコール

1 Saint-Louis
2 Maison de Roi
3 Gardes du Corps
4 Gardes Suisse

セン・ジェルメン伯の改革

有し、四代引續きて名譽を失はざる貴族の中より選任するものなれば、眞に王のために忠勇なるものなりき。セン・ジェルメンは更に専らプロシヤのフレデリック大王の制度を學びて、同國に行はるゝ複雑なる機動演習を行ひ、極めて嚴格なる教練を始めたれば、從來安逸に慣れたる兵士等は囂々として不平を鳴らすに至りぬ。しかも番に教練の苦痛のみならず、プロシヤの士官が兵士を棍打する權利を享受するに倣ひ、士官が其の部下を劍背にて打つことを許したり。これ傳習的に將校に對する憎惡の感情深く、且反撥心強きフランス兵の不平をして、愈益昂揚せしむるのみ、況んやその懲罰の理由が必ずしも常に正當ならざること多きに於てをや。されど年少士官の中の稍眞面目なる者は此等の改革を以て、時宜に適したる處置なりとし、殊に當時流行の自由平等主義の感化を受けて、將校等の部下に對するにも、大いに人間らしくとの考より愈益放恣懦弱に流るゝ弊ありたれば、以て其の弊を救ふに足ると思へり。されば此の改革は其の事必ずしも悪しからざりしが、

改革に對する不平

一七八一年元帥セギュール陸軍大臣たるに及び、父母系の雙方四代の貴族なるか、又はセンルイ勳章所有者の子に非ざれば今後士官たるを得ずと爲し、爲に新貴族等は多く士官たる資格を失ひ、甚だしく不平の聲を昂めたり。而して有爲なる年少士官等は多く北アメリカ獨立戰役に加はり、自由の風氣に浴して忠烈の心を失へり。一七八七年陸軍大臣ブリエンヌ伯は、新たに教練規則を發布し、専らオーストリアの改革に倣へるが、これが爲大いに將卒の間に非難せられたり。是に於て伯爵チャールス・ド・ラメート大佐を巨魁に仰ぐ少壯士官等は、ブリエンヌはプロシヤの紀律に依りて、フランスの自由を束縛せんとするものなり、と叫びて、此の改革をブリエンヌ伯に勧めたる伯爵ギバールを劇しく攻撃せり。

セン・ジェルメンは大いに將官の過剰を憂へ、其の數を減却する事を企てたれど、充分成功せず。一七八九年に將官の數は尙九百七十六人にして、當時の常備軍十五萬人なれば、兵士百五十六人に對して一人の將

將官の過剰

1 Maréshall Ségur
2 Comte de Brienne
3 Charles Comte de Lameth
4 Comte de Guibert

軍ある割合なり。しかも此の夥しき將軍等の軍職は唯名儀のみにて、彼等は、大抵家に在りて、爲すこともなく悠遊せる人々なりき。

かくの如くにして、制度の不完全より、延いて將校と下士卒との間の紀律自ら弛廢せる上、突然なる軍紀振肅は却つて部内の不平を増長せしめ、未だ其の功を收むるに至らざる内、革命は勃發せしかば、上官に些の同情を有せざる兵士等は、人民と親密なる關係を結び、彼等は情人、妻女と同棲し、軍隊以外の勞働を爲して其の薄給を補へり。これによりて自由思想の彼等の間に傳播せること、庶民の間に於けると異なる所なかりき。特に砲兵は最も學術的教育を要し、給料割合に高く、餘裕ありて、平生精神的生活に親しむこと多かりければ、自然自家が不平の原理を考察するに至り、かくて砲兵の中には共和主義最も深く浸潤せり。而して砲兵及び砲兵科の士官中には名士多く輩出し、後年著名となりし將軍には、ナポレオン・ボナパルトを始めとして、驍將²ビシユグリー、³ヴィクトル、⁴ジュベルト以下なほ多かりき。また公安委員會の委員として

砲兵の將士最も新思想に親しむ

1 Napoleon Bonaparte
2 Charles Pichegru
3 Claude Victor
4 Batthélemy Jouberte

兵士反亂の情勢

ザボア・ド・クランセーの全國皆兵徵兵案

専ら陸軍統率の任に當り大功ありしカルノー及び同じく委員の一人にしてカルノーを助け、兵站部を統理して、漢の高祖に於ける肅何の功を擧げし、ブリュール・デュヴェルノアも共に、砲兵科の少尉より出身せり。故に一七八九年の春頃より、兵士等公然士官の命令に背きて人民に同情せんとする情形漸くにして成りぬ。されば彼のレヴェイヨン騒動の際にも、バスチーユ攻撃の際にも、ガルド・フランセーズの信頼しがたきは明白となりぬ。かのプローリー公が陰謀の行はれざりしも、かく兵士の信頼しがたき事實暴露せられし爲なりき。その外地方に於て人民の一揆に對し、兵士が發銃を肯せざりしが如き實例は到る所にあたりたり。軍隊紀律の紊亂既にかくの如くなりしかば、さすがの議會も一七八九年九月三十日十二名の軍事委員を選びて、改革案を作らしめしが、委員は多く高級の士官なりき。かくて十一月十九日、委員長侯爵ド・ブーチリエーは義勇兵制度を定めたる事を報せるに、³「ザボア・ド・クランセーは此の時起ちて、初めて全國皆兵の徵兵制度を採用すべき事を

1 Lazare Carnot
2 Preur-Duvernois
3 Marquis de Bout'illier
4 Louis Alexis Dubois de Crancé

論じたり。

ザボア・ド・クランセーの人物

伯爵ザボア・ド・クランセーは一七四七年十月十七日シャルヴイユに生る。父は陸軍主計官にして、長兄は騎兵大尉として、クレーフエルの戦に重傷を負ひて死し、次兄は僧侶となり、²第三兄は經理部の軍吏たり。



ザボア・ド・クランセー

第四兄は陸軍技師となり、我がザボア・ド・クランセーは末子にして、貴族より成るメイゾン・デュロアに屬する鼠色軍服銃士となり、朝廷に出入するを得たるが、父より財産を遺傳し、又富裕なる妻を娶りければ、一七七五年其の軍隊

5 Vitryslé Français

の廢せられし後、バラムに退隱し、安樂なる生活を營みしが、一七八九年⁴「ザイトリール・フランセーの三部候補者として三部會に出席し、早くより頭角を現せり。今や彼は、其の破天荒の意見を述べて曰く、『余は諸君に告ぐ。強隣に圍まれ、内部の黨争に苦み、而も獨立國たらんとする國に

1 Charleville
2 Crefeld
3 Maison du Roi
4 Balham

ては、すべての國民は兵士たり、すべての兵士は國民たらざるべからず。
 (中略)位置に於て王國の第二者たる者より、最後の國民に至るまでを含む所の眞の國民的徴兵制度を設けざるべからず。(中略)若し諸君が一度代理就役の事を許さば、軍職は再び卑めらるゝに至らん。專制政治家は之を利用せん。而して諸君は復び舊の如き奴隸とならん。(中略)余は今フランスに於て、總べての國民が兵士となり、總べての兵士が國民たる可きことを原則とすと宣言せり。然らざれば吾人は憲法を要せざる可し」と。彼はかく其の常識を以て切々論辯したれども、大聲俚耳に入らず、ミラボーすら之に反對し、ビュロー・ド・ビュジールがこれ人權の侵害なりと論ずるや、衆之に雷同し、終に議會はデュボア・ド・克蘭セーの動議を否決し、委員案に二三の極めて沒常識なる修正を加へて、之を確定せり。
 かくて新兵制はフランスの常備軍を十五萬人と定め、兵士は志願者より取り、給料を受くること、將官の數を九十四人に限ること、軍隊の特別なる名稱を廢し、數字に依りて分つこと、下士官の一部は兵士より拔

擢し、四分の三は士官學校出身とし、進級は在職年限と才俊、選抜とに依ることとしたり。これらすべて從來の弊習を革めたるものなれど、議會は兵士を普通の國民と區別せざる結果、又久しく軍隊行政上の苛酷に懲りたる結果、特別の場合の外は軍法會議に附せず、普通の裁判を受くることとし、各隊の金庫は、二人の士官と選舉に依りて選びたる兵卒三人とより成る委員會之を擔任し、また兵士は上官に對する不平を、文官の官吏に告訴するを得、軍隊は其の所在地の政府と市政府との指揮に従ふこと、兵士は政治又は其の他の目的の俱樂部或は會を組織することを得、又議會に請願書を出すことを得ることとしたり。これ全く紀律を紊亂する處置なれば、ミラボーの如き、當時これに反對したれども、案は遂に議會を通過したりき。

果せるかな、既に弛みに弛みたる紀律は、こゝに至りて全く弛廢し、脱走者は罰せらるゝことなく、却つて國民衛兵の下士官として歓迎せられたり。ために脱走兵の數は日に益多きを加へたれど、市及び郡の政

府は却つて彼等を保護して、軍隊に反抗せり。されば一七八九年七月より十月までに、脱走兵の數實に三萬人に上ると信ぜられたり。士官等も勝手に賜暇の期日を延長することを許され、彼等の權威は日に失墜せり。或隊の兵士は、士官が彼等の晩食に招待せざるを怒りて、暴動を起したるが、その他これに似たる亂暴は各所に頻々として起りたれば、氣骨ある軍人の憤慨して辭職する者すらありき。されば如上のべルギー討伐軍の失敗も、怪むに足らざる當然の成行なりき。

第七章 ジロンド内閣の瓦解と六月二十日の國王侮辱事件

一 ジロンド内閣の瓦解

ジロンド黨
攻撃

フランス軍敗退の報バリーに達するや、ジャコベン黨はジロンド内閣を攻撃して止まざりき。而も彼等の内心には、チヨンの殺されしは、偶ま以て兵士等が士官の命に盲従せざるを證し、従つて彼等が翻つてバリーを攻撃して、過激黨を壓する如き意志を有せざるを知りて大いに喜べり。

之に反し、ジロンド黨は自黨が主として戦争を開始せる責任上、大いにこの事を憂ひ、三月以來ナルボンヌに代りて陸軍大臣たりしドグラ¹を免じ、セルヴァン²大佐をして其の後繼たらしめぬ。セルヴァンは共和主義の人なれども、兵伍の出身にて、永年軍隊の生活に人と爲りし

1 de Grave
2 Josef Servan

陸軍大臣
セルヴァン

ものなれば、陸軍行政の衝に當るや、先づ軍の編制改造に著手し、各地方の最も國境に近き諸縣ザバルトマンの國民衛兵を動員し、師團長の指揮の下に置く可しと立案せり。議會はセルヴァンの改革案を調査して大體これを容れたり。就中王の親衛兵たるガルド・コンヌチユシヨナルを廢したるは、軍隊改革の一部なれども、ジロンド黨が之に依りて王の權力を削らんとする目的も、これが一つの動機なりしなり。しかも王は争はずして之を許したり。



セルヴァン

六月四日セルヴァンは議會に來り、兵力の不足を訴へ、之を補ふ一手段として、バスチーユ陥落一周年記念日に、全國人民の聯合祝賀式を行ふべく、各郡カントンより五名づゝ、總員二萬人をそれまでにパリに送り、祝賀式終りて後此等聯盟委員フェデレーをしてパリ附近の急造兵舎に止り、國民衛兵より大砲を譲り受けて、以て首府防禦の任に當らしむべし、との議案を提出せり。而して此の政府案は豫め王の許可を乞ふことなく、閣僚に

軍隊及び僧侶に關する決議案

諮ることなく、たゞセルヴァンが恣にローラン及びクラヴィエールと相談して、作りたるものなりき。蓋しこれジロンド黨がパリ細民の間に實力乏しきを以て、これ等地方出身のフェデレーに依りて、自ら強くせんとせるものなれば、議會に於ても同黨員は大いに此の議に賛成せるが、ジャコベン派は同じ理由に依りて、極力これに反對したり。王もまた國都の軍隊に重きを置けるため、この案を喜ばざりしが、結局案は議會を通過して王の手許に至りしかば、王の果して之を承諾するや否やは、上下の注目を惹きたり。尙一つ王を苦むべき決議案は、曩に憲法に宣誓せざりし僧侶に對する處分案にして、彼等が正を守りて屈せざる態度には、ジャコベン派もジロンド派も爲す所を知らず、彼等は我意の行はれざるを憤慨して、意地悪く之を迫害せんとするに急なりき。さればジロンド黨のヴェルニョーは、一郡中に二十人若しくは其の以上の請願者あれば、郡政府は郡内の宣誓せざる僧侶を放逐すべしといふ非道殘酷なる議案を提出し、五月六日之を通過せしめたり。敬虔なる王はかくの

ローラン夫人の建白書

如き案を得て苦慮煩悶措かず、之を議會に突返し來れり。一方ジャコブ
ン派は八萬人のバリー人の署名せる抗辯書を提出し、市外にフェデー
の屯營する事に反對せり。ジロンド黨はこれに反し、必ず右の二決議
案の署名を王に迫るべく、その文案をローラン夫人に託せるに、六月十
日夫人は夫の名に於て、殆ど命令的にして、無禮不遜の言辭を以て滿ち
たる建白書を認めぬ。この建白書王の手許に達するや、王及び王后は
殆ど呆然として云ふ所を知らず、暫くして王后は柳眉を逆立て、傍に居
合せしデュムリエーを顧て、『この傍若無人なる無禮者をいかにすべきや』
といへるに、デュムリエーは簡單に、『彼等を蹴飛ばし給ふべきのみ』と答へ、
而して彼自身は王に忠義を竭さん爲ジャコベンとなれりと告げ、王若し
三人のジロンド黨閣員を退けなば、自己は新内閣を作りて、王の爲に働
かんと言へり。之にて王も終に決心し、六月十二日陸軍大臣セルヴァン、
内務大臣ローラン、大藏大臣クラヴィエールの三人を免職し、デュムリエー
の奏請に依り、彼を陸軍大臣に、ネイヤックを外務大臣に、ムルグを内務大

1 Naillac
2 Mourgue

デュムリエー、セルヴァン、ローラン等に代る

臣に任命せり。

デュムリエーは之より自らフランスの中心人物として、大勢力を揮ひ
名聲を輝さん事を期し、まづ人望を博せんため、曩に懸案となれる彼の
フェデーの件及び不宣誓僧侶處罰の件に關する二決議案の署名を王
に迫りたり。蓋しデュムリエーは王の優柔なる一面をのみ見て、之を左
右するを容易なりとし、之を全然己れが傀儡たらしめて、以て萬事自己
の心のまゝに行はんとしたるなり。されどこれ彼が王の性質の半面
を熟考せざる過誤にして、王は必ずしも常に優柔に非ず、其の確信する
或點に對しては、時に消極的ながら強き意志を示す事あり、かの二決議
案の如き斷じて王の肯從し難き所にして、王は徹頭徹尾頑然として所
信を曲げざりしかば、デュムリエーは大いに失望したるが、この事行はれ
ざれば、自らの面目は全く失墜せらるべきを以て、彼は六月十五日辭表
を提出し、『王は自己に對し約束を守らず、余は去るの外なし』と揚言せり。
されど王はこれに屈せる氣色もなく、直ちにラファイエットに依頼し、その

デュムリエー王の性格を誤解す

推薦せる人物に依りて新内閣を組織せしめ、同日右の二決議案に對し、斷乎として中止權^{ヴェー}を用ひたり。

二 民衆の示威運動

パリにては、元來ジロンド黨は人氣乏しく、ローランの勢望從つて薄かりしも、さすがに民黨内閣の轉覆を聞いて、パリ市民は激昂せざるを得ざりき。内閣顛覆の報を聞くや、ダントン先づ『恐嚇政治を行ふ可き時は來れり！』と叫びたり。而して六月二十日には彼のテニス場誓約の記念日に乘じ、大いに示威運動を起すべしとの説、共和黨内に起りしが、就中ジロンド黨は之に依りて王を威嚇し、依つて以て不宣誓僧侶放逐に同意し、民黨内閣を再造せしむべしと信じたり。而もそれ以上の上の事を爲すを欲せず、且一般に騒動の際王が或は偶然危害を受くる事なきに非じと思ひたれど、何人も進んで敢へて王に危害を加へんとする意志はあらざりき。然れども六月二十日の事件は曩のヴェルサイ

ユ事件、またはバスチーユ陷落の際の如く不意に突發せるものにはあらずして、或人々の心に前以て多少の計畫あり、準備ありて、こゝに實行を見たりしなり。而してこれが實行者は専ら過激ジャコブ派にして、ジロンド派も與り知らざるにはあらざるも、自らこれを實行せんとするの勇氣なかりしものゝ如し。而して或歴史家のいふ如く、ダントン、ロベスピエール等は時機尙早を唱へて此の議に與らざりきといふ事實は頗る信じ難く、彼等はやはり黒幕に在りて活躍せしものゝ如し。たゞ彼等は前年一七九一年七月十七日の失敗に懲り、この度の計畫に關して必しも勝算を有せざりしが、豫期の如く果して不成功に了りたりき。かゝる状態なりし故實際彼等は表面に立つことを欲せず、ジャコブ派第二流の人々をして、専ら此の事に當らしめ、試験的に示威運動を試みしなり。

暴動計畫の相談は記念式日の前日、彼のバスチーユ事件の際名を顯したる、ビール製造家サンテルの家に於て行はれぬ。かくて決定せら

れたる彼等の作戦計畫は如何といふに、先づ表面願書を市長ペチオンの許に出し、場末の貧民窟¹フォーブル・セント・イヌ、²フォーブル・セ
ン・マルソー兩區の人民より、テニス場誓約の記念として、記念式當日自
由樹栽植の許可を求むる請願書を受理せしむべく、議會に向つて運動
を起さんとするに在りたり。市會



サ
はこれを拒絶したるが、市長ペチオ
ンは人民に迫られて之を許し、一方
テ
兩區の國民衛兵をして、此等請願者
ル
に尾行せしめて、以て暴動を妨げん
とせしも、パリ市に對して府の關

係を有するセーヌ州廳これを拒みたり。斯くて國民衛兵各司令官に
對する命令及び取消が彼此混雜撞著して、彼等をして判断に苦ましま
たれば、之が爲に人民の運動は少しも妨害せらるゝことなかりき。
さて愈、六月二十日の朝となるや、フォーブル・セント・イヌの人

1 Faubourg Sainte-Antoine
2 Faubourg Saint Marceaux

暴徒の作戦
計畫

請願群衆の
行進

民は請願書を携へて、¹ブラーヌ・ド・ラ・バスチーユに、²フォーブル・セン・マル
ソーの人民は、³ブラーヌ・ド・ラ・サルベトリエールに集り、こゝより西方及
び西北方に向つて進み、⁴リユー・アントイヌ町の末端即ち現今の⁵リユー・リ
ヴオリ町の邊に於て、兩群相合し、喧々囂々大雜踏を極めたり。今日こゝ
リヴオリ町附近は廣き街路なれ、當時は未だ狹陋の巷區にて、⁶リユー・ド・シシ
ール町、⁷リユー・ド・ロア、⁸リユー・ド・ラ・ヴェレールなどの小坊雜然たるに、この間に
多數の公衆殺到して轉た混雜を極めたりき。但し此の中眞の請願者
は六千人に過ぎざりしも、由來好奇心に富む都會人の癖として、群衆は
到る所に加はりて、終には夥しき人數となるなり。加之、兩區の國民
衛兵は勿論、他區の國民衛兵まで多數出張して、秩序を正さんとし、これ
が爲に愈、混雜せり。斯くて群衆は、⁹ブラーヌ・ド・ヴァンドームに向ひしが、
同所よりサンテルは獨り議會に赴き、請願書を受理するや否やの談判
を始めしに、議會にては之に關して、憲法黨と共和黨との間に激論二時
間に亙りて決せず、議場は大混亂に陥れり。この時人込に押されて、一

1 Place de la Bastille
2 Place de la Salpêtrière
3 Rue Antoine
4 Rue Rivoli
5 Rue de Sicile
6 Rue de Roi
7 Rue de la Vêrerie
8 Place de Vendôme

部は河岸に逃れたれど、途中に残れる婦女童幼は狭き區域に押付けられ、苦しみのあまり悲鳴號泣、騒動一方ならざりしが、市政府よりは之を緩和せんため、王の承諾を得て、チュイルリー宮の庭を開放せしめしかば、少しく餘裕を生じたり。此の間議會に於ては、終に請願書を受理するに決したれば、その時フォーブール・セント・イヌの辯者ユー・ジェニク何事か述べ始めしも、請願書受理の決議を聞くと等しく、群衆は騒ぎ立ちて又その演説に耳を藉すものなかりき。これ彼等の目的は示威運動を行ふにあり、目的既に達したれば、真先にサン・キュロット(サンは無の義、腰を越えざる短袴にて紳士のみを用ふ。細民は長き袴)の表章として、古袴を用ふる故に「*キュロット*無し」といふは細民の名となる)を槍の先に掲げ、「サン・キュロット萬歳」と叫びつゝ、多数の女を含める請願者は、半ば亂酔し、或は武器を打振り、或は笑ひ、或は叫びて、議場を通過し、而して演壇の下にはサンテル及びセン・チュルージュ在りて群衆の行進を指揮せり。就中一人の細民は「貴族の心臓」と標記したる羊の心臓を槍の先に著けて振り廻りしかば、さすがの議會も餘りの事に呆れて、この

1 Hugenik
2 Sansculotte
3 Saint Huruge

群衆宮庭の
附近に集る

無禮者を追出さしめたり。かくて午後三時半頃、請願者の行列は全く議會を通過し去れり。

請願者の群衆は議場を出で、左に、¹リュ・ド・ドーフェンを経て、²リュ・ド・セント・ノレーの大通に出づる手筈なりしが、如何なる故か彼等は左せずして、却つて右に廻り、チュイルリー宮の東側即ち宮殿と相對したる高所を通行せり。其の時群衆の或者は「*ア・パー・モッシュュー・エ・マダム・ヴェト*」(「*ヴェト*」³夫人を倒せ)と叫びたり。蓋し王が屢、中止權を使用せしを惡み、且それが王後の助言に依れりと信じて、斯くは叫びしなり。されど國民衛兵が宮庭前に嚴重に整列せるを見て、群衆は敢へて宮中に亂入せんとする氣勢もなく、またその意志を表白せざりき。たゞ彼等は宮庭の近くを通過し、王と王后とに罵聲を加へ、之を威嚇して僅かに快を取りしなり。而して此の示威運動を計畫せる巨魁等の心中にも、當時未だ王を威嚇して、問題の二案に同意せしむる以外の目的なく、彼等は當時これに依りてまづ王の權威を泥土に委し、以て共和政治建設の素地を作

1 Rue de Dauphin
2 Rue de St Honoré
3 "À bas Monsieur et Madame Veto"

暴動に對する
王の態度

らんと欲せしに過ぎざりしが如し。

王室側にては此の際事件が如何に進行せんとするか、惶惑爲すところを知らざるものゝ如く、前日より此の示威運動の擧に對して執るべき手段方法に就き、評議區々として定まらざりき。この際に在りてルイ十六世は獨りその天資の美はしき方面を發揮したり。彼は從來『怯懦者』として王后の罵るところとなりたり。彼の決斷力無きは『脂塗れる三個の球を指頭に弄ぶが如し』とも評せられき。而も此の一見怯懦にして優柔不斷なる王も、困厄の極に陥る時は意外にも泰然自若として、恰も別人の如く、却つて平生勇氣を誇れる者の決して企て及ばざる、消極的勇氣と不動の決心とを示し得たり。彼の混沌たる頭腦の中には、尙フランスの君主主義を根本より尊重し維持せんとする意識あり。而して自己は此の長き歴史ある王家の代表者たる責任あることを深く自覺せり。彼は熱烈といはんよりは、寧ろ執拗に近き、宗教上の信仰心を有したり。以上二つの爲には彼は死をだに恐れず、今や國王

としての威嚴を失ひ、實力を失ひ、傍に一人の信頼すべき良助言者を有せず、この間に在りて一身の危害を免れんには、ジロンド黨に屈するか、ジャコベン極端派に屈するか、然らざれば唯一死を以て、暴徒の威嚇に對して屈せざるの意氣を示すのみ。而して彼は健氣にも最後の方法を執れり。彼は此の際に於て、却つて王后等左右の權謀的讓歩を卑しとして許さざりき。かくて前日の十九日に、宮中は王の命に依り、見苦しからぬやう洒掃せられたり。而して王はひとり泰然として運命の來りて彼を弄するに任せたり。

然れども當日一般の形勢は、期待せられたるが如き暴動には至らず、單に一場の示威的行列にして終らんとするものゝ如くなりき。然るに請願者の行列がチュイルリーを出で、¹ボン・ロアヤール(橋)に至り、これより東及び北方に向ひて、靜かに解散せんとするや、如何なる手落にやありけん、南方なるマリニーの小門開放せられたり。群衆中二三人の者はこれ宮中の前庭を過りて大通に出づる捷路なりといひて、これ

偶然の過失
を大事に生
む

1 Pont Royal
2 Marigny

宮庭の防備

に赴きしに、多数は忽ち誘はれて、吾勝に此の門に向つて走り、こゝにすさまじき混乱は演ぜられたり。しかも折悪く此の方面には議會に於ける、サンテルの如き公衆に人望ある人物の、彼等の妄動を制御する者なかりしかば、群衆は勝手氣儘に押し合ひ喚き合へり。時にブラース・デュカルセルの廣場には、當時の國民衛兵の司令官ラメンヴィエ¹國民衛兵三箇大隊を率ゐる居り、チュイルリーの前庭クール・ロアヤール²には國民衛兵一個大隊、及び乗馬憲兵百人あり、外に若干の勤王心厚き紳士士官等、王の身邊に異變あらんことを氣遣ひ、この日早朝より詰めかけて憲兵等に力を合せ、死を堵して王の一身を守らんとする意氣を示したり。なほチュイルリーの西方前面には十個大隊あり、別にブラス・ド・ルイ・ケンズには四個大隊あり、さればラメンヴィエ³にして、彼が如く無能ならざりしならば、能く民衆を防ぎ、宮中に亂入するを得ざらしめしならん。

然れども既に一旦多勢こみ入りて、後より後より理も非もなく押入

1 Place du Carrousel
2 Rameauvilliers
3 Court Royal
4 Place de Louis XV

るに及びては、もはや血を流す事なくして之を斥くるは困難なり。クル・ロアヤールの門前に押し詰められて苦しき息をつける二三の請願者は、『吾等を内に入れよ』と哀叫し、且、『決して王に向ひて害意を有せず』と叫べり。憲兵等は素より之を聽かず。而も抑止せらるれば益、求めて止まざるは群衆の癖なれば、憲兵は勢不穩と見て終に門を閉ぢたり。この時かの勤王黨の紳士義勇隊中にアクロクといふ者あり、この光景を見て、公衆の騷擾を静めん爲、『單に請願書を差出すためとあらば、武器を携へざるもの二十人を限りて謁見を許されては如何』といひしに、王もこれを承諾したれば、アクロク即ち王の旨を諒し、門前に至り、大音に此の旨を公衆に告示せり。茲に於て宮門は開かれ、約三十人は内に入ることを許され、門は復閉ぢられぬ。然るにフォール・ブル・セン・マルソ¹の大砲を率ゐたる者其の時、『開門せざれば大砲を放ち、これを開かしめん』と叫びたり。

この前後の實情は頗る混沌としてよく真相を捉へ難しと雖も、國民

1 Aclouque
2 Faubourg Saint Marceau

王宮の門開

衛兵及び公衆は門前に集りて捫着し、而して何人なりしか、『發砲する勿れ、門は開かれん』と叫ぶ聲と共に、忽ち門は左右に開かれたれば、群衆は得たり賢しと、大波の寄する如き勢を以て門内に亂入せり。この開門の事は誰人の發意、誰人の命令に出でしか、今また知る由もあらず。或は曰く、此の際直に開門せざりしならば、フォール・セン・マルソの砲隊は直ちに發砲せしなるべく、而も若し事茲に至らば、かの憲兵隊と勤王家の紳士等とは一步も退かず防戦して、此の所に於て早くも後の八月十日の如き慘憺たる流血事件を生じたるならんと。或は然りしなるべし。而して此の際國民衛兵の司令長官が何故に砲隊を制壓せざりしかは、疑問として残れり。彼等は市民の血を流すことは好まざりしならんも、市の秩序を維持することには、宜しく熱心ならざるべからず。されば彼司令官にして今少しく敏活に行動せば、大事を防止すること敢へて困難にはあらざりしなり。

國民衛兵司令長官の無能

其の原因は何にもあれ、門は終に開かれたれば、群衆は制止せらるゝ

群衆宮中に入る

ことなくして宮中に亂入せり。群衆は口々に『モッシュュー・ヴェトールは何處に在りや』と叫びつゝ、王の居所を探し歩けり。王はその時¹サル・ド・ユー・イ・ド・バフ^(牛眼)に在り。傍にはラジャール²、ポリーリュエ³、テリエード・モンシエルの三大臣の外に、元帥ド・ムーシー以下數人の忠臣あり。彼のアクロルクは此の時少數の國民衛兵と共に室内に走り夾り、集れる人々に向ひ、『諸君は吾々と共に、生きて我君の辱められ給ふを見るべからず』と叫びしが、室内に在りし一人は、『我々は決心せり、陛下願はくば恐れ給ふこと勿れ』といひき。王は之に答へて『否々、卿の手を吾が胸に當て、見よ、卿は余が決して戦慄し居らざるを見ん』といひて、自若たりき。

群衆王に肉薄す

既にして暴民等は室内に入り來れり。彼等と雖も、さすがに初めは何となく王の威嚴に打たれたるものゝ如く、踏躓して敢へて進まざりしが、漸く續き來る人數の多數となるに従ひ、氣勢を得て大膽となり、『アパー・モッシュュー・ヴェトール』を倒せ⁴と叫び、『オー・チアール・モッシュュー・ヴェトール』(惡魔に遣れ)などと罵りて王を威迫せり。既にして彼等の一人屠獸者

1 Salle de oeil de Boeuf
2 Lajard
3 Beaulieu
4 Terrier de Monciel

5 Maréchal de Moucy
6 "Aux diables Monsieur Veto"

屠者の不禮

のルジャンドルは叫べり、『あゝ、君よ、吾々の言ふ所を聞け。然り足下は吾の云ふところを謹聴せざるべからず。足下は裏切者なり。足下は常に吾々を詭けり。足下は今なほ吾々を詭きつゝあり。足下注意せよ。足下の罪惡は十分なるぞ。人民はもはや足下の玩弄物たるに飽きたり』と、嗚呼何等無禮の言辭なるぞや。しかもこれ公衆の胸裡に炎炎として燃ゆる疑心の發表にして、必ずしも跡形なき誣言とのみはいふべからず。なほ彼等は續いてこれに類する惡言毒語を連發し、無禮の行動を爲し、且中止權を捨てよと請求せり。

王悠然たり

王は亂暴なる公衆のために窓際まで壓迫せられながら、敢へて之に逆らはんともせず、常に悠然たる微笑を含みつゝ、彼等の言を默聽し、彼等が與ふるまゝにジャコベン派の表章たる赤色の自由帽を頭に戴き、劍を抜いて彼等と共に『國民萬歲』を叫び、また盃を舉げて人民の萬歲を三呼せり。

而も一方に於て王は彼等公衆の要求に對しては一言も耳を假す所

1 Legendre

王者らしき態度

なく、斷乎たる調子にて、『余は未だ一回も憲法に違反せる事を爲さず』『余は憲法と勅令とが余に命ずるところを行ふべし。卿等こそ却つて法律を犯さんとす』と叫びたり。かくて王は何の外援を恃むにあらず、囂々たる群衆の無禮罵詈の中に立つ事約そ二時間、彼は何事をも怒らず、何事をも恐れず、何事をも讓歩せず、最後まで王者たる仁慈と威嚴とを保ちたり。群衆も彼が赤帽を被りて『國民萬歲』を叫びし時は、思はず喝采歡呼したりき。彼等は王の溫良なる言動に對しては、また暴力を加ふる機なく、その靜默の威嚴に恐れざるを得ざりき。加之彼等は初めより王の一身に危害を加ふるの意志なかりしかば、今更少しく持餘して、あぐみ果てゝ見えたりき。

ベチオン來

この時國民議會議員¹ヴェルニオー、²イナール、³ダヴェルール、⁴ブランジリー來りて、頻りに公衆を諭したれども、如何ともする能はず、漸く夕六時頃に至りて、市長ベチオン馬車に乗りて來りしが、途中迫られて止むを得ず群衆の前に下車し、『ベチオン萬歲』の聲を浴びながら、王の居室に入り來

1 Vergniaud
2 Isnars
3 Daverhould
4 Blanc-gilly

り『自分は陛下御災難の事情を只今承知し、晚餐を措きて驅付けたり』といひしに、王は冷やかに『それは不思議なり、見らるゝ如き情態ははや二時間も前よりのことなるに』と答へたり。蓋しベチオンが群衆不穩の報を聞きて、國民衛兵派遣の命令書に署名せるは、この日午前十一時のことにして、彼として事件の重大なるを知らざる理は斷じて無し。王の反問に遭ひて、さすがに彼も言句に詰りしが、王は尙追及を止めず、『今日の事足下その責任あり』と叱責せり。茲に於てベチオンは願て公衆に向ひ、『法律の名に於て、諸君は退散せられたし』と叫びたるに、さらぬだに疲れはてたる群衆は、今や彼等の間に人望高きベチオンの一言を聞き、これを好き潮に、次第々々に退散し始めたり。而してベチオンは彼等の運動を指揮し、その退口を指示したりき。

當時王后マリーアントワネットは、公衆亂入の騒動を聞き、直ちに王の許に走らんとしたれど、群衆既にサル・ド・ユー・イ・ド・パフに充滿せりと聞きて、恰も其の傍に侍せる外務大臣¹シャンボナの勸告に従ひ、數人の番兵

王市長を叱責す

王后と群衆

¹ Chambonas

を従へ、ドランバル公爵夫人及びツルゼル夫人の二貴婦人と共に評定室に逃れしが、無心なる太子は室内の卓上に上りて遊戯せり。やがて公衆はこゝにも闖入し來りしが、こゝに彼女は夫王よりも遙か危険なる狀況に置れたり。彼女は平生人民より深く厭忌せられ、その夫を盡惑し、オーストリアと通じて人民を壓制せんとすの疑惑深く人心を支配しゐたり。而して新聞雜誌には彼女の品操、人格に對するいかゞはしき風評の常に絶ゆることなかりき。加ふるに王の一身に對してさすがに危害を加ふる事を憚れる群衆も、他の王族には敢へて遠慮せざる氣勢あり。却つて彼等に對して其の反逆の報復を行ふべし、との説を公然叫ぶ者すらありき。幸ひにして此の時例の人望高きサンテルが此の室に驅付け來り、フランス人の性として婦人に對する勇俠心より、王后を擁護し、『安心せられよ。人民をして危害を加へしむることなかるべし』といひて、王后の身邊を離れざりしより、彼が威望に恐れて、半ば醉狂者に等しき群衆も敢へて王后の一髪にだに觸れんとは爲さず

サンテル王后を護る

¹ Marie Thérèse-Louise Princesse de Lamballe
² Madame de Thourzel

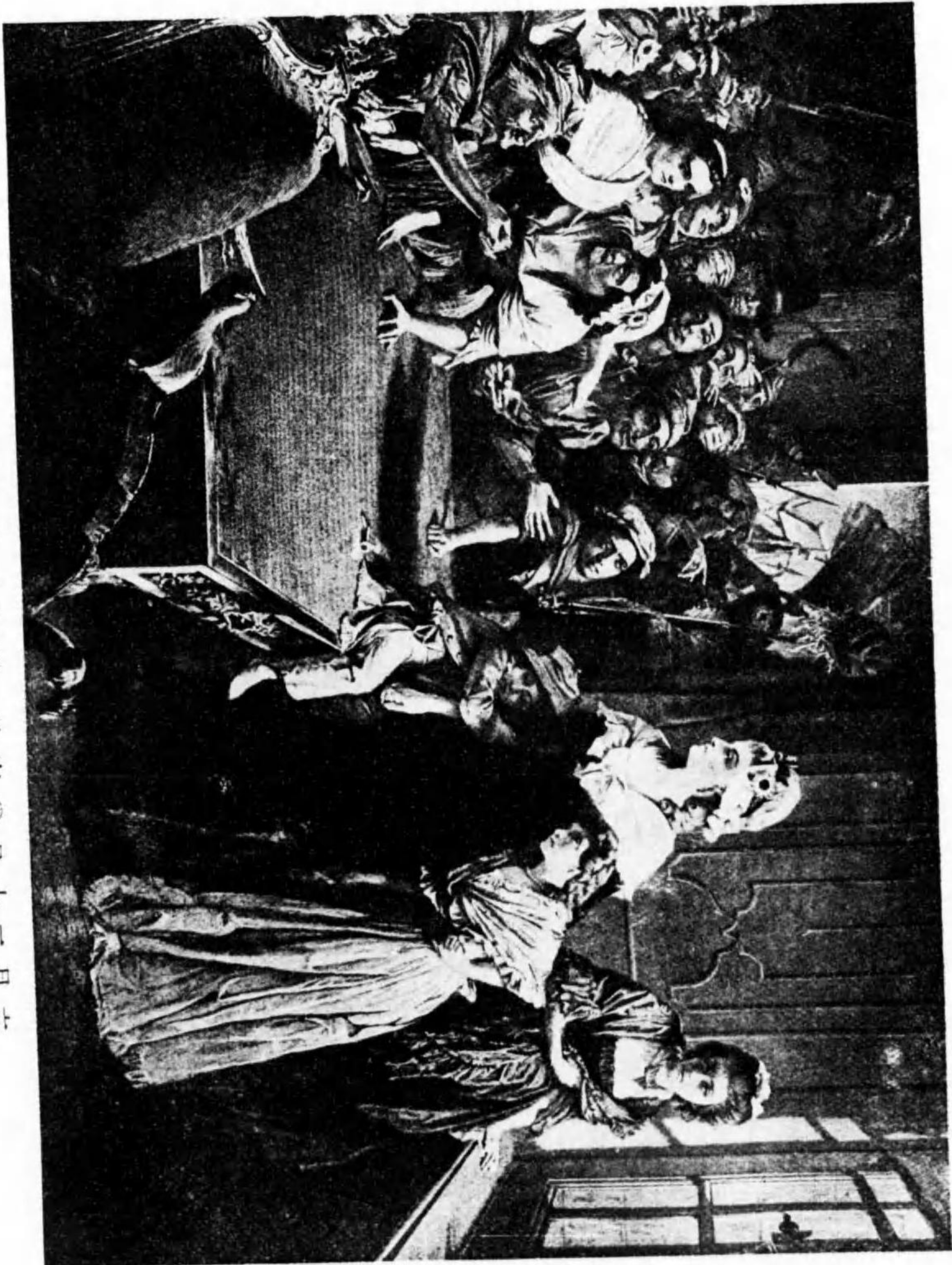
りき。

王、王后相
抱きて泣く

かくて夜の八時頃に至りて、暴民等は漸くにして宮中を退去したり。王と王后とは此の時初めて相遇ひ、相抱きて泣けり。之を見て座に在る者皆覺へず同情の涙を頒つことを禁じ得ざりき。就中その一人たる若き議員¹メルレンド・チオンヴィルはジャコベン過激派の一人たるに拘らず、鬼の眼にも涙とて、思はずこれがために涕泣し、しかも忽ち自らこれを恥づるものゝ如く、『夫人よ、余が泣くは、單に美にして感情深き女人の不幸と、母たる人の難儀を憐みて泣くなり。余は決して王后のために泣かず、余は王と王后とを惡む。彼等を惡むは余が宗旨なり』と、その言亡狀を極むと雖も、偶ま以て當時王室の境界の、いかに深き同情に値するものありしかの實情を明らかにするものなり。

當日チユイルリーの變を聞き、立法會議員等は、期せずして議場に集合し來り、夕五時再び討議を開き、二十四人の代表委員を王宮に送りて王を保護することを決議せり。その後²ラクローアの動議に依り、半時間

¹ Merlin de Thionville
² Lacroix



王后に室の衆を伴ふ事の日十二月六

毎に新しき代表委員を送りて現状を報告せしむることとしたり。

市長ベチオンはチュイルリー騒動の一段落を告ぐるや、議會に來りて、『市廳はすべて爲し得べき限を爲し、市民は正當なる事を爲したり』といひて喝采を博したり。翌二十一日ベチオン王宮に赴き、評定室に入るや、王は直ちに、『今日は如何』と問ひしに、ベチオンは微笑を含みて、『人民は陛下に陳情する事を得て満足せり』と答へたり。王は更に、『昨日は苦々しき事件行はれたり。而して市廳はこれを制止する爲に、何事をも爲さざりしことを承認するならん』と責めしに、ベチオンは、『否、市廳は其の任務を果し候』と抗辯せり。王また曰く、『目下國都の狀態は如何』と。ベチオンは平然として、『極めて靜肅に候』といふや、王は勃然として語氣勵しく、『それは虚偽なり』と叫び、ベチオンはほもこれに對し何事かいはんとせしも、王はたゞ、『黙せよ』と一喝して背を向けぬ。蓋し王は妄動せる人民に對してはまた憤る心なく、却つて市廳の奸譎なる態度を甚だしく憤慨せるがために、彼の平生寧ろ温厚に過ぎたるにも似ず、今日は珍ら

王勃然ベチオンを一喝す

しくも憤怒の態を發露するを、禁じ得ざりしなり。而してパリ市に對し府の關係を有するセーヌ州廳は、市長ペチオン及び助役マニユエルの職を免じて、前日の事件の責任を正したりき。

第八章 ブラウンシュワイヒ公の宣言

一 ラファイエットの失敗と排王室運動の再燃

國王侮辱事件の反響

ルイ王侮辱の件は多數の國民を憤激せしめ、各地方よりは、眞實に深き同情をこめて、王の無事を祝する書狀は、頻々としてチュイルリー王宮を見舞へり。從來革命に同情しむたる外國人も今や眉を擧めて、フランスの前途に疑懼を抱くに至れり。然れども同情は以て王の爲に其の一旦失はれたる人望を全く恢復するに足らず、たゞこゝに一人ありて、この同情の盛んなる時に際し、進んで王權の興復を計るあらば、彼は或は最大の勢力家たるを得べかりき。されどこれに成功せんが爲には、第一に實力あるを要し、第二に王の無限の信頼あるを要するなり。當時の世先づ實力の第一なる者を求むれば、蓋しラファイエットの外に

ラファイエット
ト六月二十
日事件の責
任を問ふ

あらず、されば彼は此度の國王侮辱事件起るに先ち、議會に對し一書を
送れり。その書は六月十六日議會に於て朗讀せられたるが、書中或は
ジャコベン俱樂部を、輿論に背ける横暴の會合なりといひ、又ヂュムリエー
及びジロンド黨内閣の人々をも罵倒せり。この書狀は議會内に激烈
なる論争を惹起せしが、六月二十日事件ありて以來、地方溫和の人々よ
り、ラファイエットの、此の際奮起せん事を懲憑する者尠からず。ラファイエ
トも亦これに依りて、自己の大勢力を固むるの好機會を捉へん事を想
ひしかば、二十八日自らパリに來り、直ちに議會に赴き、『自己と部下の
將卒とは憲法を愛し、黨争を嫌へり。軍隊の名に於て宜しく六月二十
日事件の巨魁を捕縛裁判せん事を要求す』といへり。その意氣の猛く
盛んなる、正に議會を睥睨叱咤する概あり、今や革命黨は、彼が身單つに
して、六月二十日事件に憤慨せる多數の人士の感情を代表するを見て、
恐慌些少ならず、當時議長ド・ジラルダンは答へて曰く、『立法議會は憲法
維持を宣誓せるものなり。貴下の請願は討議せらるべし』と。

1 De Girard

ゴデー、
ラファイエ
ットの急所
を突く

既にして革命黨は一時恐怖の情を見はし、も、やがて一條の血路を
や見出しけん、ゴデーは先づ起ちて叫ぶらく、『何故にラファイエットは何
の許可もなきに、軍隊を棄て、パリに歸り來れるや、これ軍紀に禁じ
たる脱走にあらずや』と、巧みにラファイエットの弱點を捕へて、これが斷罪
の審議を爲すべきを動議せり。この議は二百三十九に對して二百三
十四の際どき少數にて否決せられしかど、この動議は確かにラファイエ
ットの急所を衝き、その人望の上に重傷を與へたり。

曩に彼のパリに在りし時、國民衛兵間の人望漸く地を掃へるもの
ありしが、彼等も其の後司令長官の交迭に依りて、其の位置愉快ならざ
るものとなり、且六月二十日事件の際、ロメンヴィエーの指揮甚だ宜し
きを得ざるに憤慨せる時なれば、今やラファイエットが演説を終へて、議會
を出づるや、國民衛兵は其の馬車を圍みて喝采せり。この時ラファイエ
トにして衷情愛國の熱誠ありしならば、多數國民衛兵の首領として、一
舉ジャコベン派を覆し得たりしならんに、優柔その機を逸し去れり。加

1 Gaudé
2 Romainvi liès

ラファイエ
ト優柔好機
を逸す

ふるにチュイルリー王宮に於ては、王及び王后共に彼に冷淡にして、謁見の辭令徒らに慇懃を極めしのみなれば、彼は多少の失望を感じざるを得ず。しかも彼なほ獨力爲さばよく爲すべかりしことをも、敢へて爲さざりしは、確かに彼の罪といふべし。

ラファイエット
ト人々の勳
誘に從はず

當時パリーの國民衛兵並に、リユーリシユリュ、及びリユー・ヴィエンヌ兩町附近の富有なる中等社會の人々、保守主義の新聞記者等は續、チュイルリーに集り來り、口々に、『マルシオン・ゾー・ジャコベン！』¹（我々をしてジャコベンと叫びて、此の際ラファイエットの進んでジャコベン俱樂部を襲ひて、一舉その巢窟を閉鎖すべきことを勧めたるに、ラファイエットは其の決斷に遅かりしか、または王の冷淡なる態度に含む所ありしか、其の折角の好機會を利用する所なく、集合せる人々を冷かに拂ひ斥けたり。而して翌日に至りて、漸くラファイエットはジャコベン俱樂部の閉鎖を喜ぶとの報、國民衛兵の間に傳へられたるも、もはや時機既に後れ、二十八日の狂熱は全く彼等を去れり。かくて三十日ラファイエットは爲す所もなく、茫然とし

1 Rue Richelieu
2 Rue Vivienne
3 "Marchions aux Jacobins"

ザエルニョー
の演説

てパリーを去りたり。而して彼の行動の爲に却つて反對黨の反撥力を加へ、王室の禍害を深くするに至れり。

此の間に在りて革命黨は、六月二十日事件に依りて一旦恢復せられたる王の人望を再び破壊する事に着手したるが、此の頃外國兵侵入の氣勞漸く盛んとなりしかば、七月三日ザエルニョーは議會に於ける演説に於て、例の滔々たる雄辯、王の敵に内通せる疑惑を仄かし、これに依りて大いに排王室の氣焰を昂げんとせり。演説の要旨に曰く、

『フランスの王族が歐洲列國朝廷を煽揚して、フランスに對する敵愾心を助成せしは、王の名に於てせられたるところなり。ビルニッツ條約の署名せられしは、王の尊嚴を維持せんがためなり。舊近衛兵がドイツに赴き、謀反の旗下に戦はんとせるは、王を防衛するがためなり。脱走貴族がオーストリア軍隊に仕を求めてこれを許され、彼等の祖國の胸に刃を擬せんとするは、王を救出せん目的に出づるなり。その他最も名譽を重んずる勇敢なる人物が、敵前に陣を退き、宣

誓に反き、軍用金を盗み、兵士を買収せしむることに盡力し、かくて臆病、僞誓、賄賂、竊盜、暗殺を名譽とするに至れるは、彼等王の特権者と擁護者(即ち脱走貴族)とに加擔せんがためなり。ホンガリヤ及びボヘミヤの王(五世をいふ)が我々に向つて戦端を開き、プロシヤ王が我が國境に進みつゝあるは、王位の光彩を維持せんがためなり。自由が攻撃せられたるは、王の名に於てせられたり。而して自由倒るれば、王國は同盟國に其の入費の代償として、分割せらるゝならん。要するに目下吾人の頭上に積まれつゝある所の、また吾人が未來に恐れざる可らざる所の、すべての禍害の種子となり、口實となるものは實に王の名なることを記憶せざるべからず。』

「祖國は危険に在り」

この演説の結果として、七月十一日、エロールド・ド・セシエルの動議に依り、『祖國は危険に在り。故に八萬五千の義勇兵は國境に送られざるべからず』との議案は議會を通過せり。かくて『祖國は危険に在り』の一語恐

1 Hérault de Séchelles

嚇政治の合言葉とはなれり。

かくして内國に於て王政の公敵たる共和黨の王を仆さんとして、全力を用ひつゝある間に、外國軍中にも、また王の味方と稱する人々の手に依つて、却つて王政の顛覆を早むるとき處置は取られたり。即ち有名なるブラウンシュワイヒ公の宣言これなりき。

二 オーストリア・プロシヤの外交と 宣言書發表に至る内情

これより先き、プロシヤとオーストリアとの接近はビシヨーフスウエルデルの盡力に依り、既に同盟を結ぶまでに至りたれど、レオポルド帝も宰相カウニツも素より眞實フランスと闘ふ志なく、またポーランド獨立の成功を、却つて利益なりと信じ、而してたゞプロシヤと同盟して、一方にロシヤを抑へ、他方にフランスのジャコベン黨を威嚇せんと欲したりき。然るにレオポルド死して、弟フランシスこれに代り、またカウニツ

オーストリア内情の變化

1 Herzog von Braunschweig
2 Kaunitz

ツの策を用ひず、コペンツル等新進の人物の進言に聴き、此の際に於てオーストリアのために利益の伸張を圖らんとせり。

プロシヤの外交無能

一方フレデリック・ウィリヤム二世も、無能にして感情に激しやすく、またフレデリック大王の鴻業を紹ぐに適せざりき。プロシヤの制度の弱點は既にミラポールが觀破したる如く、すべてが餘りに王一人の專權に決せらるゝに在り。而もこれが大王の如き大人物によつて運用せらるる中は、利多くしてその害少きも、既に運用人に在りて制度に在らざれば、無能の人その位に當れば、種々なる人物の外間よりの言説に動かされ、政治、外交すべての方針動搖して一定せず、僧侶の外交に容喙するものあり、兵士が政治上に勢力を揮ふものあり、宰相は互に前後矛盾撞着の政策を執りて一貫せず、今日王の意志と信じて行ひつゝある所、忽ち明日は他人の助言に妨げられて、王の意志に背叛したる方面に向ふ。故にプロシヤの外交は以前の如く確然一定せる大方針あることなく、動搖常なかりしかば、従つて外國に對して威信を缺き、内國に在りて改

1 Cobenzl

プロシヤ、オーストリアの接近

良進歩の途塞がり、腐敗退歩の跡を暴露するに至れるなり。

さればフレデリック・ウィリヤム二世は、初めはフランスの革命黨に同情せしも、中頃その亂暴を惡み、ルイ十六世に同情を寄せ、またこれに依りて、或利益を得ることを期待せしかば、オーストリアと共にフランスに對し戰端を開くに決し、晝間は雨中もまた馬上にて外出して、其の野戰服の良否を驗し、夜は脱走貴族の二三者を引見して、これと未來の榮譽を約して自ら樂めり。この七箇月間彼は脱走のフランス王族に、五百萬リヴルの補助費を寄與したりき。

プロシヤ王朝廷内の反對者

然れども彼の部下には、なほ餘りにオーストリアと接近することを好まざるものあり、彼の愛妾伯爵夫人デンホッフの如き、同盟の對手國好ましからざれば、フランスとの戰爭も餘り名譽にはあらざるべし、といひて反對し、軍隊内にも反對の聲勢からざりき。就中最も有力なりし反對者はフレデリック大王以來の老元帥にして、ドイツの一聯邦の君侯たりし、²チャールス・ウィリヤム・フェルデナンド・ブラウンシュヴァイヒ公なりき。

1 Grafın Dönhoff
2 Karl Wilhelm Ferdinand, Herzog von Braunschweig

プラウンシュワイヒ公の人物

プラウンシュワイヒ公は一七三五年十一月十日に生れ、先公チャールス一世の長子なり。七年戦争の際フレデリック大王の同盟としてプラウンシュワイヒの兵を率ゐ、その叔父フェルデナンド公の下にハステンベッ



公ヒイワユシンウラア

の句を嗅がざる兵卒、経験ある下士官、未だ戦功を有せざる將軍より成らざるべからず」と。この言多少の眞理を含めり。ロシヤの將軍クロバトキンの如き、正に其の例に當るものにして、これ既に一旦得たる名

マクマオンの最良軍隊の論

ク、クレーフエルド、ミンデンに大功を顯し、近く又プロシヤの將軍としてオランダに攻入り、當時歐洲第一の名將たる聲譽を擅にしたりき。フランスのマクマオン將軍嘗て曰く、「軍隊の最良なる者は、未だ火薬

1 Hastenbeck
2 Crefeld
3 Minden
4 MacMah

5 Kropatkin

消極的の氣質事を誤る

譽を損せんことを惜しむの餘り、行動従つて因循に陥ればなり。今チャールス・フォン・プラウンシュワイヒ公の如きも、正しく其の例に當れり。プラウンシュワイヒ公の父は非常なる浪費家にして、公國の負債は莫大の額に上りしが、一七八〇年公之に嗣ぎて七百萬ターレル(ターレルは)の負債を相續せり。されど彼は銳意節儉を行ひ、また人民を愛撫して父の如くに慕はれたる事は、彼の小國の都を見舞へるものの等しく賞讃するところなりき。しかも彼は費用を節するに急にして、フレデリック大王の如く遠大の計畫を立て、その國未來の發展を計ることなかりき。この消極的の習慣は彼が第二の天性となり、その初め自説を立つるに當りては、確かに公明なる意見に出づること多けれど、後に之に對して争ふ者出づれば、忽ち反對者の議論に聽從する勢を示し、相手の勢盛んなれば盛んなるほど、意氣地なく之に屈し去り、而も後に至りては却つて讓歩せるを後悔して、頗る憤慨すれど、またその效なかりき。これ將軍としての大なる缺點なり。彼はオーストリアと脱走貴族と

を惡めり、而してフランスと戦ふことを不利として反對したり、その理由必らずしも不可なかりしに拘らず、しかもこれを頑強に固執する勇氣なかりしは、實にプロシヤのために不幸なりき。

又フレデリック・ウィリヤム二世王も、初めポーランドの獨立運動に同情を表しむたりしが、後にダンチヒ、トルン二市を得ることに熱中し、従つてロシヤのポーランドに對する野心ある抑壓運動に反對せざりき。いかにも、ダンチヒ、トルンを得ることは、これを單に有形上の利益より論ずれば、プロシヤのために祝すべきことたるに相違なきも、しかもこれを得るがためには、必ずオーストリアに對し讓歩を爲すの要なく、フランスと戦ふに際し、まづその承認を得るを以て條件として迫るべく、かくて容易に其の目的を達し得たりしならん。然るに今や却つてオーストリアより讓歩を迫られて、之に同意するに至りぬ。

而も此の讓歩を敢へてせしむるに至れる原動力は、ロシヤの外交の成功なりき。ウィーン駐在のロシヤ大使ラスーモウスキー伯はウィーン

プロシヤ王
ポーランドに
獨立運動に
對する態度
を對する
な約變す

1 Dantzig
2 Thorn
3 Rasumowski

オーストリア
宰相と
ロシヤ大使の
會談

宮廷の大臣と親密なる交情あり、大抵外交上の折衝も彼等が私話懇談の間に成さるゝが常なりしが、一日ラスーモウスキー大使はコペンツルに向ひ、『プロシヤ若しかのバヴアリアとベルギーとの交換を希望せらるゝならば、今こそ之を行ふべき最高潮時なり』といへり。コペンツルは答へて曰く、『プロシヤ今や吾人と同盟すと雖も、オーストリアのみ獨り膨脹する事を憚ばざらん』。大使の曰く、『プロシヤ王は常にダンチヒとトルンとに垂涎せり。之を以て彼の慾望を満足せしむべし』。コペンツルの曰く、『思ふに貴國の女帝陛下は之に反對せらるゝなるべし』。ロシヤ大使の曰く、『否、必ずしも然らず、たゞ女帝はこれに對する交換の利益を欲せらるゝなるべし』。コペンツル、『然らば女帝は何を望まらるゝや。思ふにポーランド以外には陛下の意に適するものあらざらん』。大使、『ウクライナ地方の併合は吾人のために最大の必要なり』。大臣、『蓋し然らむ。されど吾人はいかなる好き名義を用ひて、ポーランドに意を逞うするを得んか』。大使、『我國の記録局中には何かこれに對する好

辭柄の研究せられたるものあらん。而して吾人若し憲法問題に對しポーランドの政黨を庇護せば、彼等勢ひ割讓に同意するに至らん。云々。兩人の會談の大要はかくの如くなるが、而して大使は如上の言が自説に出づるか、または本國の意向を代表せるものなるを明言せざりき。しかもコペンツルはこれをカザリン女帝の内意なりとして深く喜べり。

これより先き四月二十日フランスがオーストリア及びサヴォイ王國に對し宣戰せしより、同盟條約の規約上、戰爭開始の實行如何に拘らず、プロシヤはオーストリアと、共同の作戰計畫を立てざるべからずなり。而してブラウンシュヴァイヒ公は當代隨一の良將軍たる聲名を負ふものなれば、當然全軍の首腦たらざるべからざりき。公の計畫は要するに、四千二百人のプロシヤ軍をリュクセンブルグの地に送りて、ロンウィ¹、モンメヂー²を取り、次いでヴェルダン³を占領し、以てミューズ⁴の渡河を確實ならしむること、オーストリアの報告によれば、ベルギーに在るオーストリア兵五萬六千人を數ふ。その一部を割きてリュクセンブルグ軍に廻し、一部はブリュッセルを護る爲後に殘し、その他の主力を以てモーン⁵、ジュー⁶、フリップ⁷、ブザイ⁸、ユ、ジヴェ⁹を占領し、或は威嚇し、ミューズ河を上りてプロシヤ軍と合同すべきこと、當時ブライヌガウにオーストリア兵一萬六千人進發しつゝあり、尙二萬三千人の兵を後より送遣すべく、この二萬三千人は直ちにマンハイムに達し、ザオン河及びモーゼル河上流に働きて、主力軍の運動を助け、輻重聯絡及び要塞包圍には同盟なるヘッセン・カッセルの兵を以て之に宛つること、フランス脱走貴族は、フリップスベルヒに集中し、バーゼルに迫り、ライン河を渡り、上アルサス方面に働く事と定めたり。これブラウンシュヴァイヒ公が脱走貴族等を戰鬪の主力以外に置かんとする秘策にして、公が彼等に對する反感の表現なり。最後にドイツ諸國に對し、準備及び出兵を促し、主力を助くるか、然らざればライン上流掩護の任に當らしむることとせり。

この計畫必らずしも悪しからざりしも、所謂算用合ひて錢足らざる

ブラウンシュヴァイヒ公の作戰計畫

1 Savoy
2 Luxembourg
3 Longwy
4 Montmedy
5 Verdun
6 Meuse

9 Philipsberg
10 Basel-Bâle
11 Rhein=Rhine
12 Haut o Alsace=Ober-Elsass
5 Mannheim
6 Saon
7 Moselle
8 Hessen-Kassel
1 Manbeuge
2 Philippville
3 Givet
4 Breisgau

計畫の齟齬

ものありて、成功を見るに至らざりき。何となれば此の計畫の實行は唯迅速を要し、遲疑を許さざるものなるに、其の事不如意なりしかば、ブラウンシュワイヒ公は憤慨して曰く、『フランス人は敵愾心に燃えたり。余は餘りに長く待たしめられて、まさに凍えんとす。これより後余の困難は増加するのみ。プロシヤがコブレンツに兵を集めしは六月末なり。オーストリア兵二萬三千人がマンハイムに達するは七月末なり。吾等はそれまで待たざるべからず。その間にフランシス二世の加冠式あるべく、予は其の節使節として派遣せらるべしといへり。而してヘッセン・カッセルの外はドイツ列國の殆ど總べてが兵を出すことを好まず、却つてバヴアリアの如き、バリーの政府に對し善意の中立を守るべき旨特に告知せるにあらずや』と。

プロシヤ、
ポーランド
を獲んとす

計畫の齟齬はたゞに之に止まらず、プロシヤもポーランドのことを氣遣へり。首相シューレンベルヒは五月二十一日ウイーン駐在の大使ロイスに訓令して曰く、『ロシヤの行動はドイツに影響あり、ロシヤはウク

1 Coblenz
2 Reuss

大宰相に諸
交を爲す

ライナ、若くはポーランド全部を併呑せんとするものの如く、これを防止するため、プロシヤとオーストリアとは、共に一萬の兵をポーランドに送り、而してプロシヤは今度の對フランスの戦償をポーランドに於て取り、オーストリアはライン地方に取るべし』と。されどこはオーストリア大宰相カウニツのポーランド扶植意見と全く反對なれば、これを成るべくカウニツに告げず、書記官^{スタットレフ・エレンダイル}なるシュールマンに内意を示して折衝せしめたり。これ即ちカウニツを除外して、外交を開きたるもの、以て彼の勢力の昔日の如くならざるを知るに足れり。

然るに副宰相コペンツルはシュールマンよりプロシヤの内意を聞きしが、時宛もロシヤ大使ラスーモウスキ伯より、上に述べたる如き會談ありたる後なれば、こゝに於てシュールマンの言は大いに歓迎せられ、フランシス帝また之に同意し、すべてカウニツには内密にて、シュールマンよりロイスに書を贈り、シューレンベルヒがかく腹藏なく打明けくるる好意に對して感謝の意を表し、さてプロシヤがポーランドの一部を

1 Staatsreferendar
2 Schömann

オーストリアの利益交換申込

得ることに敢へて反対はせざれど、オーストリアはまた之に相應する利益として、ライン地方を得ることは寧ろ望む所にあらず、ベルギーとバヴァリアと交換の承諾を得るならば、代償問題は直ちに解決せらるゝならんといひき。シュレーンベルヒはかくの如く、自身の提言が先方の歓迎を得たるを喜べり。されどポーランドを獲る爲には、必ずしもバヴァリアとベルギーとの交換を条件とせずとも、これを對フランス戦争の必要條件とせば、容易に行はれしならん。今にして輕々この事に同意せんか、フレデリック大王の『ドイツ國內にオーストリアを擴大すべからず』といふ禁制に反き、オーストリアは相聯結せるバヴァリアを得て南ドイツに大勢力を得、從つてオーストリアの中心はドイツに移り、プロシヤの恐るべき敵國となるべし。

フレデリック大王の遺訓に背く

しるるに王もシュレーンベルヒもこれを悟らず、忽ちオーストリアの申出に同意して、六月九日ロイスの受取れる訓令には、『プロシヤは交換のことに關し反對すべき、ツワイブリッケン公に對し、壓迫を加ふるこ

1 Herzog Von Zweibrücken

カウニッツの憤慨

とを約す』といへりき。見るべしポーランド事件がいかにフランスの運命と密接の關接を有せるかを。即ち對フランス戦費の代償としてポーランド第二分割の運命は既に定まりたりしなり。(ロシアは一方プロシヤに向ひて同盟を申込み、一方にはオーストリアに向ひて、特別の同盟を提議したり。蓋しロシアは三國の同盟を欲せず、或はプロシヤに依り、或はオーストリアに依り、二者を利用して、なるべくポーランドに於て自由行動を執るの便宜を得んと計れるなり。)

六月二十一日フランス二世帝はカウニッツに手書を送りて、初めて從來行はれぬたりし、シュールマンとシュレーンベルヒとの秘密の文書交渉の事情を告げ、之よりは公式の談判を以て、バヴァリア・ベルギーの交換問題を解決せよと命じたり。カウニッツは是に至り、始めて己れの出し抜れたるを知りて、羞辱憤恨を感じる事甚だしく、六月二十五日帝に建白して曰く、『この點に於ては、總べて陛下の聖斷に依りて決すべし。されど臣に於ては、全然この事件に關係する能はず、かくの如き自ら信す

るところの主義に反対したる行爲に依りて、臣の内閣の終焉を告ぐることを欲せざればなり」と。

この建白に會ひて、フランシス二世は連りに彼を慰撫する書を送りたれど、而もシュールマンが獻策を棄つるの意を示すことなかりしかば、カウニッツは終に數週ならずして辭表を提出せり。彼は既に六月二十五日の獻言を以て、自ら其の政治的生命を斷てるなり。

七月五日フランシス二世は、選舉侯全部の一致に依りて、神聖ローマ皇帝の稱號を受け、同日ウィーンを發し、フランクフルト・アム・マインに至り加冠式を行ひ、十七日オーストリアの諸大臣はプロシヤと談判すべき最後の條件に就て議するところありき。彼等は脱走貴族をば成るべく無視すること、宣言書にもドイツ軍は秩序平和の保護のために來れるを告ぐることに、王家に危害を加ふる者に對しては、強き威迫を與ふること等に一致した、代償問題に關しラシー將軍は、プロシヤは、ダンチヒ、トルンを得て確實に利益を獲得せるが、オーストリアはベルギー！

1 Frankfurt-am-Main
2 Lacy

カウニッツの辭職

オーストリアの對プロシヤの條件

バヴァリアの交換に依りて、少しも膨脹することなく、却りて以前より收入減すべきが故に、交換の外更にプロシヤに屬するアンズバハ、¹バイロイトを申受くべしと主張し、シュールマンはこれに反対したれども、ラシーに賛成する人尠からず、依りてまづ右の二箇條を請求し、プロシヤにして承諾せざれば、他に代償を求むべく、これにつきコペンツルは正面の敵國たるフランスをして、²ヘンネガウ及び³フランドルを割讓せしむべしといへりき。

既にしてプロシヤ王も亦到着し、七月十九日より二十一日に互り、オーストリア帝及びドイツ列邦諸君主と會見し、盛大なる宴會を開きて歡娛せり。七月二十日ブラウンシュヴァイヒ公はラシー及び⁴ホーヘンローへと會して、次に執るべき軍事上の行動の相談あり、次に兩國の政治家相會して、政治上の機密を審議したり。かの代償問題についてシュールンベルヒは、直ちにバイロイト、アンズバハの割讓には同意し難きを答へたるが、コペンツルは然らばその代りに、プロシヤはポーランドに

1 Ansbach
2 Bairreuth
3 Hennegau
4 Flandre
5 Hohenlohe

オーストリアの協商

於て、當初望める以上の土地を得ることと爲しては如何といひ、シュール
ンベルヒもこれに同意せんとする意向を示し、ポーゼン、グネーゼン、¹ヴ
アリッシ、²クヤヴリン及びシーラヂエンの一部を得ば満足すべしといへ
り。而して尚ベルギーと、バヴアリヤとを交換し、ベルギーにフランスの
一部を加へてバヴアリヤ選挙侯以下を満足せしむるも可ならんといひ
しが、されどこは自分一個の所見のみと附言せり。しかも此の日は會
見最後の日なれど、終に何事も決するところなくして已みぬ。

マレー・デュ
パン

この會合の際、ルイ十六世の代表者としてマレー・デュパン來り、オー
トリヤ、プロシヤ兩君主の歡待を受けたり。

³ジャック・マレー・デュパンは一七四九年スウイスのジュネーヴ湖畔のセリニ
ーに生れ、新教牧師の子にして、一時ドイツのカッセルに於てフランス文
學の教授となれり。それよりロンドンに赴き、一七八三年パリに來
りて、雑誌『ジュルナル・イストリック・エ・ポリチック』を起し、⁴一七八八年『メル
キニール・ド・フランス』と合同せり。初め彼はマルエーの如く自由主義の

1 Posen
2 Gnesen
3 Valisch
4 Kujavrin

5 Sieradien
6 Jacques Mallet-du-Pan
7 Celligny
8 Kassel

9 Journal historique et politique
10 Mercure de France

マレー・デュ
パンの要
求

人なりしが、革命の意外に速かに進行するに従ひ、マルエーと同じく、漸
く保守主義に移り、『メルキニール・ド・フランス』は忽ちにして尊王主義の機
關とはなりぬ。今や彼は王の依託を受けて此の地に來れり。彼の常
識ある王黨なる事を知る、オーストリヤ首相コペンツル及びプロシ
ヤ首相ハウグウィツは、その言ふところを慎重に聽きたるが、マレー・デュ
パンは即ち、(一)列國は國際法に吻合し



マレー・デュパン

たる抗議のみを擧ぐべく、(二)王が自
由の境涯に置かるゝまで他人と最
後の談判を開くべからず。又(三)フ
ランス内事の整理は宜しく之を王

に一任せられたしとの三箇條を請求せり。而して兩相も之に同意せ
り。蓋し其の一はフランスの不割讓を意味せるものなるが、之に對し
て兩相は目下未だ其の意志なきを明言せり。然れどもこれ彼等の内
心、王の權勢を恢復したる後に、アルサス事件の賠償問題をも必要あれ

1 Haugwitz

ば、その折提起する機會あるべしと思ひ、又或は之をフランスに取らず、ポーランドその他フランス以外の土地に取るも可なりと考へたればなり。而してマレー・デュバンが第二の請求は、即ち脱走貴族に對する警戒に基きしが、彼等は勿論プロシヤ王すら、今や脱走貴族等に深く愛相をつかし、成るべく彼等と關係せざる事を欲したれば、軍中に加ふる彼等の數をも極端に制限し、彼等が大いに活動するの餘地なからしめたる程なり。素より此の請求に異存あるべき筈なかりき。

宣言書發表の要求

既にしてマレー・デュバンはフランス人民に對しこの戰の度の性質を説明すべき宣言書を發する事を請求せり。彼はこの戰の(一)決して侵略的ならざること。(二)決して舊來の封建的制度の恢復を目的とするに非ざること、明白にせん事を請求せり。然るに其の後實際に現れたる宣言書には、この第一條をば明言したれども、第二に就いては明言を避けたりき。蓋しこれ王后が從來オーストリア帝に對して宣言書の極めて穩當ならんことを乞へるに一致せるなり。

王后と在外
温和王黨

實際脱走貴族は王后を以て半革命者、外國女と罵り、彼女を惡むことジャコベン黨に譲らず、總べて王后の徳を傷くる如き、惡評訛傳は彼等の口よりして、四方へ傳播せられたり。一方に王后マリー・アントアネットは苦き經驗を積みてまた再び封建制度の恢復を念ふことなかりき。彼女が脱走貴族を厭ひ惡む事も亦決してジャコベン黨に譲らず、この點に於いて彼女は大いに王を左右せり。さればマレー・デュバンを派遣せる頃は、感情未だ靜平穩和なりしと雖も、その後六月二十日事件は彼女の神經を甚だしく刺戟せり。彼女は今や共和黨が王族を殺さんとするを信じたりしを以て、其のフルサン伯に與へたる書中に曰く、『時未だ去らざる前に乞ふ我等を救へ。今や一瞬も失はるべからず』と。彼女の言は大いに在外の温和王黨を動かせり。

かくてフルサン伯は脱走貴族の一人たるシモン侯をして宣言書を執筆せしめられたれば、文章は自ら過激酷烈を極めざるを得ざりき。たとへば反抗する諸市はすべて最も嚴格なる軍法を以て罰せらるべし。

1 Marquis de Simon

王及び王后に或危害を加ふる時は、パリ市の全部は忽ちに破壊せらるべしなど、威嚇の言辭に満ちたり。フェルサン、メルシー、ブイエー等は、みな王后の書狀に動かされ、この宣言書に賛成せり。獨りマルエーは、かくの如き過激の言辭は却つて王后を危くすべしと言へり。しかも彼の文案は終に其のまゝ採用せられ、オーストリアも之に同意を與へたり。尤もパリに在りて、王黨及び在外王黨と關係ありしイギリスの政治家バルクは、『外國の君主がフランスに侵入する時は、暗殺者の國に入るの覺悟を以て爲さざるべからず。文明の戦争の作法は行はるべからず。目下の如き方法にて盲動するフランス人は、かゝる作法を期待すべき權利なし』といへり。バルクはかの頑冥なる脱走貴族と少しの關係もなきものなれど、感情の激するところ、此の言を爲すに至れるなり。マレー、デュバンすら、『有害の慈悲を示すべからず』といへり。

これらに依りて見る時は、溫和王黨と頑冥脱走貴族との間に、宣言書に對する主張自ら徑庭あるも、それは程度の問題にして、根本的の差異に

1 Edmund Burke

は非ず。然れども外國人の手を通じてかく過激なる威嚇を與ふるは、フランス人民の性格を誤解するの甚だしきものといはざるべからず。フランス人は由來愛國心の極端に發達せる國民なり。彼等は外國の威嚇を受くるを以て、非常なる恥辱なりと感ずるならん。況や宣言書には、舊制度の決して再び恢復せられずといふ保障の、明言せられたるものなきに於てをや。これ彼等の最も恐るゝ所なりき。彼等は外國の武力の下に虐げられて、再び陰鬱なる舊制度の桎梏の下に苦む日あらんよりは、寧ろ死を思ふの勝れるに若かざるなり。彼等は王と王后とが外國と内通して、彼等を陥るゝに非ざるかを疑へり。而して今や斯くの如き威嚇を浴せられて、如何ぞ其の腸を九轉せしめられざることを得んや。王政の顛覆に次いで、恐嚇政治の來れる偶然にあらざるなり。

七月十七日フランクフルトに於て、終に此の宣言書の發表は決議せられたり。ブラウンシュヴァイヒ公は甚だこれを好まざりしも、十分自家

の主張を貫くまでの鞏固なる意志もなく、七月二十五日終にこれに署名せり。後に至りて彼はいへり。『余は此の宣言書に手を置く前に寧ろ死せざりしことを恨む』と。メルシーも後に宣言書の文辭を修正することを欲せしも、及ばざりき。かくて慘憺たる王と王后との運命は追々に決せられんとす。

第九章 チュイルリー攻撃の前曲

一 聯盟隊の入京

曩に六月二十日事件に依りて、端なく一時ルイ王に對する同情鬱然として民衆の間に湧起せられしが、王はよくこれが大勢を利用する事を知らず、また王に勸めて、これが利用を策する者もなく、空しく打過ぎし間にかの七月三日の議會に於けるヴェルニョが演説の如き、大いに同情の熱を冷却するに効果ありき。而も七月七日の夜、憲法に宣誓せる僧正¹ラムレットは不意に立ちて、共和政治及び二院政治を欲せざる者は起立して、無政府的精神にも封建的精神にも、反對なることを宣誓すべしと提議せるに、壯年の議員等は感激自ら抑ふる能はず、左黨右黨相共に抱擁して、接吻を交換せり。これを『ラムレットの接吻』といへり。其の時王議場に親臨せしに、議會は一時狂熱的勤王心に支配せられたるも

「ラムレットの接吻」

¹ Lamourette
² Le Baiser Lamourette

市長停職の
命令取消

のの如く、一齊に王の萬歳を呼べり。これを他國人の目より見れば、一場の喜劇の如く、議員等が如何に感情に制せらるゝこと多かりしか、フランス人が如何に天性演劇的行動を好むかを證明せり。而して此の一場の喜劇未だ終るに及ばずして、議員等の耳に先づ到りしは、市長ペチオン及び助役マルメルが六月二十日事件の罪に對して、停職を命ぜられたる報なりき。こゝに於て革命黨は冷嘲一番「ラムレットの接吻は反逆人ユダス(ユダス、イスカリオットはキリストの大弟子の一人なるが、敵人に知らしめたり。之に依り最後の晩餐の際キリストを接吻して其の人を)に迷ひ、イニルサレム入城の際キリストを接吻して其の人を敵キリストは我を裏切る者富まんといへり。」の接吻なりき」と叫びぬ。これを見て王も憚る色あり、しかもなほ此の停職命令を維持せんとする決心を示せしが、七月十日ラファイエットが操れる傀儡内閣は解體し、王は忽ちにして孤立に陥りぬ。而して翌七月十一日エロール・ド・セシエルの提議に依り、議會はラ・バトリ・アン・ダンジエ(祖國)を宣言し、國民一般より八萬五千人の義勇兵を編制して、國境に向つて進ましむべしと決議せり。

1 Marmel
1 Judas Ischariot
3 Herault de Sechelles
4 "La patrie en danger"

議會權力を
濫用す

王聯盟軍の
中止を命じ
て成らず

七月十三日、議會は不法にも其の權力を利用し、ペチオン及びマルメルの停職を取消し、而して内閣に見棄てられたる王は、終に止むを得ず議會の決議に承認を與へたり。かくして王の威嚴は全く地に墜ちぬ。更にまた一つ王の權能を無視せる事件ありき。王は曩にかの二萬人のフェデレー(聯盟軍)の來りてバスターク攻撃記念祭に参加せる後、パリ市外に其の儘屯營するの議に對して、中止權を用ひたるに、今や議會は記念祭近づくに際し、王の中止權に反對の決議を爲し、王も終に之にも同意せしめられ、而してフェデレーの大隊は七月初より、既に續々パリ市内に集り來れり。内務大臣テリエール・ド・モンシエールは、各府縣の總裁に書を送り、速かに國民衛兵を作りて、かのフェデラシオン(聯盟)の假名の下に、首都に侵入して、大祭の日に騷擾せんとする、暴徒の群集を牽制すべきことを命じたり。この訓令は多少の效果ありしもの如し。かくて七月十八日、フェデレーの着到二千九百六十人と註せられ、而して王黨もフイアン黨もジロンド黨も、皆各之を味方とし、自黨の爪牙た

1 Antoine René Marquis de Terrière de Monciel

ジャコベンの機敏

らしめんと企てたり。内務大臣テリエール・ド・モンシエールは、ジュラ州より來れるフェデレーを、悉く自邸に置いて扶養せんといへり。しかもこの際獨りジャコベン黨は、行動活潑、作戰實際的にして、ジロンド黨の如き、自家がもとフェデレー召集の首唱者なりしに拘らず、その爲すところ一も實務に當らず、其の間隙に乘じ、ジャコベン黨は忽ち三千のフェデレーを誘ひて、自家の藥籠中に收め終りぬ。

人々王の存在を認めず

かくの如き狀勢にて、七月十四日のフェデラシオン(全國民が大聯盟せる事)記念祭はともかくも無事に終局せり。これはフェデレーの人数未だ多からず、且その最も過激猛勇を稱せられし、マルセーユ隊未だ來らざる前なりしたためなり。されど此の際に於て、王の威嚴のものはや名實共に空しかりし實情は明白にせられ、王は單身議長の左に席を占めたれど、人々はまた彼の存在を意に介せざるものゝ如く、一人の立ちて王の萬歳を唱ふるものなかりき。

然るに其の後フェデレーは陸續として上京し來りしかば、市街の到る

1 Jura

フェデレーに歓迎を受く

處に彼等を歓迎する爲の演壇は設けられ、市の役員等主人役となりて彼等に對し遠來の勞を嚆へば、フェデレーまた國家のため粉骨碎身一死を誓ひ、人民は歡呼して頻りに祝砲を轟かせぬ。やがてフェデレーはシャンド・マールに野營を張り、市中は忽ちにして活氣横溢せり。今や王はまた在れども無きが如く、人民は其の存在を忘れたり。而してシャンド・マールに在るパリーの兵士等は、反逆者背後に在る間は、安心して都を離れ、國境に向ひて去ることを得ずと叫びたり。かくしてジャコベン黨は、王黨、ジロンド黨の爲すなきに乘じ、殆ど公然に陰謀を行ひ、着々王政顛覆の計畫を進めつゝありしなり。

マルセイユ隊來る

然れども彼等の爲に最も鮮かに一大勢力を添へたるは、七月三十日マルセイユ市の聯盟兵の來着せることなりき。彼等は義勇兵中最も驍悍にして且最も過激なりと信ぜられたりき。彼等は五百十三人の一隊、砲二門を引きてマルセイユを出で、途中有名なるマルセイエーズ(下を)の歌を高唱しつゝ、七月三十日パリーに到着せり。

1 Champs de Mars
2 Marseillaise

マルセイユ
隊の歡待

この時ジャコベン黨員の多數は、パリーの革命黨員を率ゐ、マルセイユ隊を迎接すと號して、直ちにチュイルリー王宮を襲撃する目算を立てたりしが、サンテルの手に集め得たる所僅かに二百五十人に過ぎざりしかば、この日は無事に経過したりき。かくてマルセイユ隊は入京即時市廳に赴き、市長ペチオンの萬歳を唱へたるに、ジャコベン派の先輩數人彼等を導きて、ジャンゼリゼーに至り饗應せり。恰も其の附近にフィユ・セントーマの國民衛兵士官等の宴會ありしが、往來にて端なくマルセイユ隊と争闘し、マルセイユ大隊の副官某殺害せられしかば、マルセイユ隊憤激してこれを追撃し、將に一大市街戦起らんとせしに、ジャコベン黨の巨魁等駈付けて双方を慰諭し、僅かに鎮まりぬ。而してかのサンテルはマルセイユ隊を導きて、ジョーッセル・ダルテンなる彼等の豫定宿營に赴き、こゝにても更に盛んなる饗宴を開きたりき。

マルセイユ
隊の行進

有名なるマルセイユ隊の行進歌は、當時マルセイユ大隊の行進に際して謳はれしより遂に其の名を得るに至りしが、元來は共和主義の

1 Champs Élysée
2 Filles Saint Thomas
3 Chaussée d'Artois

作者も憲法
も君主に
立憲主義
の護人

人の手に成れるに非ず。その由來を尋ぬるに、曩にフランスがオーストリアに對し、宣戰を布告せる後、ストラスブルグ市にて或宴會の席上、市長デイトリーシュは從來フランス人が勤王の事を歌に作りて歌へることあれど、未だ國民一般の胸臆に訴ふる好詩なきを遺憾とする旨を述べたり。當時座に在りし工兵大尉ルージエ・ドリールは天成詩才ありて、前年も『自由の頌』の一篇を作りたることあり、デイトリーシュは彼に對し再び此の類の詩作を試みんことを慫慂したり。これ一七九二年七月二十四日夜のことなり。ルージエ・ドリールに於て深く詩興を發し來り、天來の靈感身に添はれるを感じて、一夜にして歌詞と樂曲とを完成し、之を『ライン軍隊の爲の軍歌』と名づけて、翌夜デイトリーシュの家を持參せり。是に於てデイトリーシュの夫人、歌を聞きつゝ、曲章に改竄を試み、かくして成れるもの即ちマルセイユ隊の曲なりき。而して作者たるルージエも、之が製作を勧めたるデイトリーシュも共に立憲君主主義の人なりき。されば詩篇の骨子たる『吾人をして共和政治を救はしめよ』

5 "Chant de guerre pour l'armée du Rhin"
6 "Sauvons la République"

1 Strasbourg=Strassburg
2 Dietrich
3 Capitaine Rouget de Lisle
4 "Hymne à la Liberté"

「マルセイユ
の
流行
歌」



ジュール・ロベスピエールの「マルセイユ」の曲を高く唱へし
(ピスル筆ルヴル博物館蔵)

といふ語は、初め「吾人をして
祖國を救はしめよ」なりしな
り。然るに此の歌曲いかに
も清新にして活潑、歌詞もい
たく時好に適ひしかば、忽ち
ストラスブルグの市中に流
行し、流行は次いで南方に移
り、特にマルセイユの附近に
盛んなる流行を見るに至り
しなり。

マルセイユ隊來着の前日、
形勢自黨に不利なりと見る
や、ジロンド黨はジャコベン對
抗策として、朝廷に接近して

1 "Sauvons la patrie"

ジロンド派
の建白書

これと結ばんことを圖れり。かくて七月二十九日ヴェルニョーの草案に
成りて、ジロンド派の重なる人々の署名せる建白書は王に捧げられた
り。その内容は、大要下のごとくなりき。

自黨と手を
握ること
を勸告す

『王の周圍に在る者は心をコブレンツ(脱走貴族の集まれる所)に傾くと雖も、王も
同じくかゝる感情を抱く、と思はゞ誤謬なり。しかも王の義務は憲法
を侵犯せざるを以て終るにあらず、彼はまた憲法を擁護すべき義務を
有せり。王或は人民の疑惑に對して悞れざるを勇なりとし、沈黙を守
るを以て、己れの品位を保つ所以なりと考ふるならん。されど非難の
人民より來る時、沈黙を守るは寛仁大度にあらず。沈黙は却つて非難
に對し、之を確認する結果となるべきなり』。更に王に對して、王は宜
しく飽迄己れの議會と共に終始することを宣言すべく、その大臣に眞
の愛國者を任命し、なほ舊立憲會議議員中の有力なる人物を、内閣以外
の最高顧問として、多少の機務に參與せしめ、人民の信用は恢復し、
戦争には成功して、フランスを五十年來の慘憺たる境遇より救ひ出す

ことを得べしと説きたり。

然れどもこれを曩に七月三日ヴェルニョーが議會に爲せる演説と比ぶる時、その間の撞着何ぞ甚だしきや。曩に彼等は全力を擧げて、王の權威の破壊に努めたり。今や王と結託して王權を維持し、以て自家の立場を安全ならしめんとす。何ぞその泛々として定見なく、信義なきや。王もまた彼等の甘言に信頼せずして、この建白書に對し遂に答ふるところなかりき。

二 暴動計畫の進行

パリ區會の活動

七月の初めより、パリ市の各區は、各會議を開きて、連りに議會に建白をなし、而して七月二十日以後に於ては、王政の廢止、及び區會常設の請願書續々提出せられたり。されどすべての區が、一致の歩調を執れるには非ずして、中には全く沈黙を守るものあり。或は反對の決議を爲す區もあり。概してパリ市の北の諸區及び西北の諸區は從來の

謀反總裁府

憲法維持主義を固執し、東、東北及び南方の諸區には革命の風潮漲れり。既にして七月二十五日、何れの區たるを明記せず、單に署名者の名を列ねたる、十一頁に渉る請願書は、公然王の反逆を訴へ、その廢位を請求せり。議會は國王廢止を議題とする事を否決せりと雖も、七月末終に區會の常設を許したり。然れども未だ各區は孤立して聯絡なく、共同一致の運動を執る事能はざりき。當時の市長ベチオン助役マニユエル、及びダン-tonは、市廳を以て革命の中心となさんと欲し、市會を動かし、七月二十七日各區のために聯絡交通の紹介を爲す新局課を作りたり。當時パリ市には四十八區あり、その中明白に最過激派と見るべきは、二十八區にして、彼等は此の交通開始を利用して、大いに活躍したりしなり。蓋し此の運動は『謀反總裁府』の指揮するところにして、ダン-ton、ロベスピエール等は表面に立たず、黒幕の裡に在りて謀議に與れり。而して表面總裁府の委員たるものは、在パリ市の各フェデレーの中央委員會より出づるもの五名、之にかの六月二十日事件の發頭人たるサ

ンテル以下十人を加へ、かくして彼等の内に、王政顛覆の計畫は着々として進捗せり。

七月二十六日ブラリス・ドラ・バスチーユに於て、市會主人となりてフェデーリーの爲饗應の宴を開きぬ。而して多くの民衆は自ら食料を携へ來りてこれに加入し、食後過激なる演説數番ありて、これより直ちにチュイルリーに向つて進撃せんとの議起り、太鼓を鳴らしたれど、時機未だ熟せず、人民の熱心又充分ならず、マルセイユ隊の兵も未だ到着せず、國民衛兵また威容を整へて、秩序を維持せんとする形勢を示したり。かくて此の最初の計畫は一まづ失敗に終りたりき。

既にして七月三十日、マルセイユ隊の到着は革命黨のために一大氣勢を加へたり。更に八月に入りては運動は愈、公然となり、人々將に一大事の至らんとするを豫感したりき。ジャコベン派は更に國民衛兵の妨害を防がため、八月一日カルノー²をして一の動議を提出せしめ、フランスは危険に在るを以て、總べての祖國の爲に誠を效さんとする者

細民を國民衛兵とす

1 Place de la Bastille
2 Lazare Carnot

暴動の計畫成らんとし未だ成らず

朝廷側の對策皆成らず

は差別を措くべからず。國民衛兵は從來主動市民^{シトヤン・アクチフ}（其の住居する地に相當する租税を納め、或に限りたれども、今後總べての人民は等しく國民衛兵たる権利あることとし、而して彼等に與ふ可き武器不足なる間は、槍を給すれば可なりとの決議を爲せり。これ從來國民衛兵の服裝を立派にし、良家の子弟より取りたる方針を、根柢より覆すものにして、かくてジャコベン黨は多數の細民に槍を荷はしめ、これを國民衛兵中に加へて、謀反總裁府のために一大勢力を形らしめ、以て國民衛兵が反抗の氣勢を挫き去れり。

これらの計畫はすべて公然白日の下に行はれ、時々刻々その歩武を進められたれば、朝廷もこれに對して憂慮措く所を知らず。或は王に復び逃亡策を勸告する者ありたれども、王は既にヴァレンヌ逃走の失敗に懲り、またこれを繰返す氣力なく、王后は其の意志なきに非ざりしが、左右の提出する逃亡策の何れにも満足する所なかりき。計畫者の一人としてド・スタエル夫人あり、自ら計畫の中心たらんことを欲したれ

1 Citoyen actif
2 Madame de Staël

ど、朝廷は彼女に對して冷淡なりき。王の忠臣たるテリエール・ド・モンシエール及びベルトラン・ド・モルヴィエは合衆國の大使モリスの手を借りて、ジャコベンのフデレー、殊にマルセイユ隊の或者を買収して、逃亡を助成せしめんとせしも、成功せず。¹ド・ラ・ロシユフー・リョール・リアンクル公はルリアンの府知事たりしが、當時其の地の附近に勤王家多く、同所に駐屯するスウイス兵及び騎兵の王を救ふべく、バリーに上らんことを乞ふものあり。公は即ちこれら勤王の兵を率ゐて、王の逃亡を護らんと獻言し、王も一旦心動きたれど、王后は公の自由主義を厭ふこと甚だしく、遂にこれを拒絶せり。ラファイエットも亦王をコムピエーヌに奉ずる計畫を立てき。蓋し同所にはアレクサンドル・ド・ラメートの率ゆる獵兵二個聯隊あり、且ラファイエットの陣營に遠からざりき。されど王も王后も共にラファイエットに救ひ出さるゝを欲せず、事遂に止みぬ。

凡そこれらの逃亡策の皆成らずして已めるは、王も王后も動もすれば獻策者の人物を忌避する情癖に囚はれしに依るも、一面彼等が近衛

王及び王后の
理はざり

1 Terrière de Monciel
2 Bertrand de Moleville
3 Morris
4 Duc de la Rochefoucauld- Liancourt

5 Rouen
6 Compiègne
7 Alexandre de Lameth

に仕ふるスウイス護衛兵の、獨力よく暴徒を防ぐに足ることを信じたるにも依れり。

ブラウンシュワイヒ公の宣言書は、七月二十五日公表せられ、朝廷は二十八日これを知りたれど、一般にバリー公衆に知れわたれるは八月三日なり。さればチュイルリー攻撃を以て、單に此の宣言書の結果といふことを得ざるなり。

八月四日カミール・デムレン、カラ、及び二三の謀反總裁府員は愈々暴動實行の手續につき、細目の案文を立てたり。次いでケンズグエン及びモーションセイユの兩區は公然宣言書を發し、八月九日議會が曩に提出せる請願書の主意に同意せざれば、その日夜中太鼓を鳴らすを合圖に、八月十日國王廢止の請願書を議會に差出すべく、兩區の兵力は背後に在りて援助すべし、と言へり。これ表面は請願書の捧呈なれど、實は暴動實行の前觸なること、誰人も疑はざる所なりき。

暴動實行の
前觸

1 Camille Desmoulin
2 Carra
3 Quinze-Vingts
4 Mauconseil

第一〇章 八月十日の王政顛覆

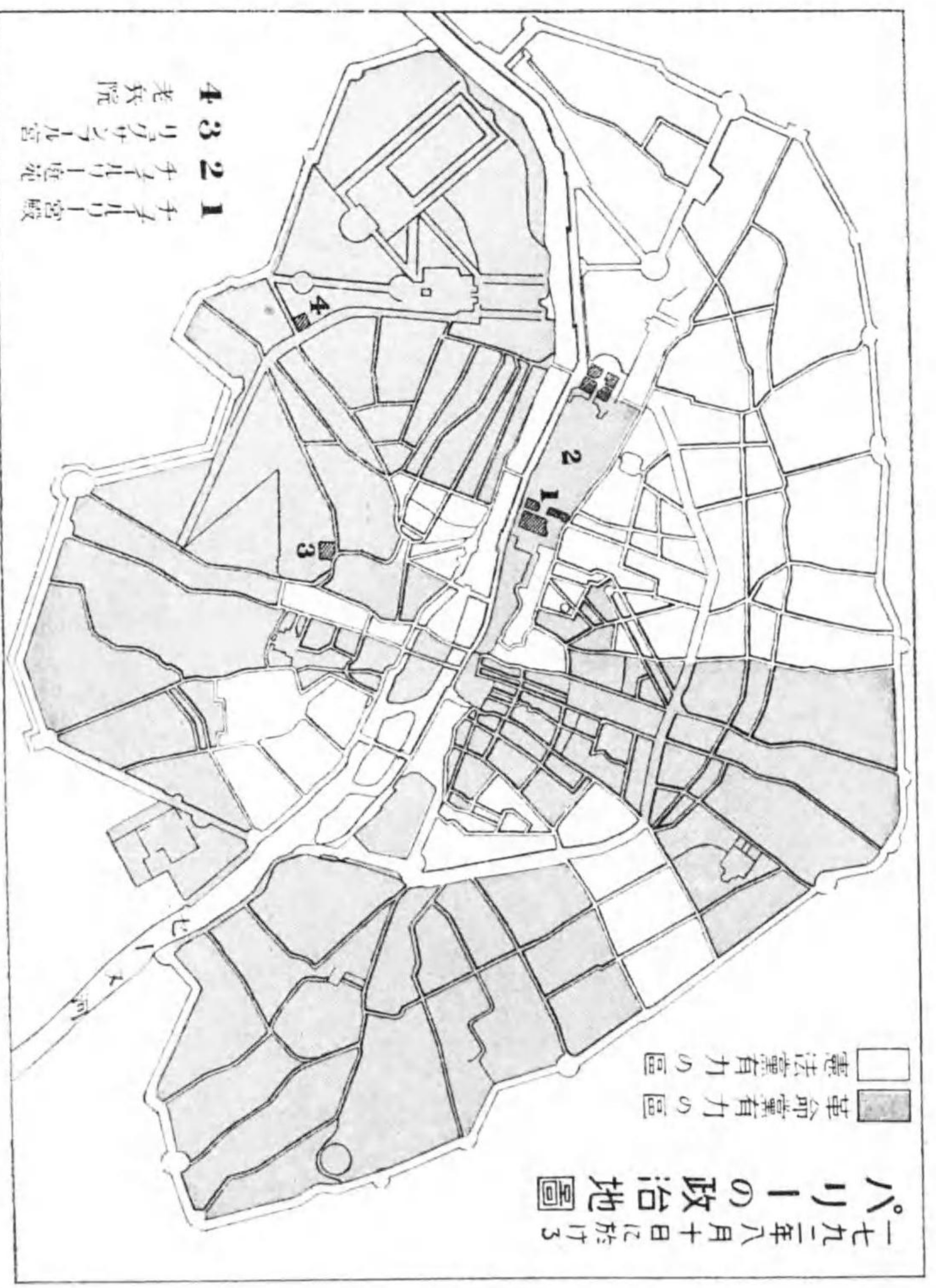
一 暴動の進行

御前會議

さて請願書發表のことを聞くや、王は愈々危険の身邊に迫れるを悟り、御前會議を開きて、應急の策を講ぜんとしたれど、出席せるものはたゞセーヌ府検事長¹ドレー以下セーヌ府總裁府委員數名、當月の番に當れる^(此の頃は毎月交)國民衛兵司令長官²マンダー等のみ。この外パリ市長ペチオンも招かれて其の席にありしが、その時ペチオンは滿面に意味あり氣なる微笑を浮べつゝ、たとへ市中に一揆の暴動起るともそは瞬刻にして雲散霧消すべく、何等の心配を須ひずと、頗る樂觀的な返答をなし、よき潮時をはかりて、こそくと逃ぐるが如く退朝し去りけり。

ペチオンが曖昧なる態度とは反對に、國民衛兵司令長官マンダーは

¹ Roederer
² Mandat



國民衛兵司令官マンダの準備

スウイス傭兵隊

王を保護するため十分なる手段を取れり。彼はもとフランス近衛聯隊の大尉なりしを以て、王に對し忠誠の志厚く、且戰術上の知識淺からざりければ、その準備は決して疎かならざりしのみならず、その部下には最も信頼するに足るべきスウイス傭兵の一團ありき。

抑もスウイス傭兵隊の起源は十六世紀の初めにあり。當時スウイス國は大いにイタリアに向つて驥足を伸ばさんとする志あり、之が爲一五一五年九月十三、十四兩日、マリニャノの戰にフランス王フランシス一世と戰ひ、衆寡敵せず敗北したれども、フランスは永く勇猛なるスウイス人を敵とすることを不利とし、一五一六年十一月二十九日スウイス政府と永久の同盟を結び、償金七十萬クロネをスウイス國に支拂ひて、イタリアより手を引かじめ、次いで一五二一年再び同盟を結び、年金若干をスウイス政府に給して、年々一萬六千人のスウイス人を其の軍隊に傭ひ入るゝこととせり。これよりして代々フランスにはスウイス近衛兵の一隊ありて、その勇猛と訓練とに依りて度々の戰に功勞少からざりき。

1 Marignano
2 Francis I.

彼等はフランスの他の軍隊と異なり、外國人にして、僱主以外の何人とも利害關係を有せざれば、ひたすら己れの奉仕するところに忠實にして、決して人民に裏切る悞れなかりき。されば過激派は最も彼等を恐るゝこと甚だしく、曩に七月十七日一旦彼等をパリ市以外に出すことを決議したれど、彼等未だ去らず國都に駐れるうち、既にして八月三日危険の眼前に迫るを見るや、陸軍大臣フランクヴィユ、ダバンクール1の命として、彼等の全員(當時約八百人)をチュイルリー1に召集したるなりき。而して此の外に勤王の紳士等の王室の危急を見、自ら進みて馳せ參ぜるもの約二百人ありき。また初めより王宮護衛の任に當れる、國民衛兵一箇大隊ありき。

マンダールは先づ其の最も信頼せる國民衛兵十二箇大隊をチュイルリーに集中せんとしたるが、その數漸く二千人を超えず、且彈藥乏しく、平均一人一彈に過ぎざりき。然れども彼は六月二十日の經驗に鑑みて重要な橋梁を占領し、かの二大謀叛區フォール・セント・アン・トイヌ

守備隊の手配

勤王紳士

Franqueville d'Abancourt

及びフォール・セント・マルソーの群衆の聯絡を絶つことに苦心し、またボン・ロアヤール橋の下手なるボン・ヌーフ1(新橋)に、國民衛兵砲兵を置き、て豫備隊とし、ロベール大尉に對し、警砲を發すること、セント・マルソーの群衆の橋を渡るを峻拒すること、而して大尉自身は飽まで軍隊を離るべからざること、等を訓令せり。

マンダールはまた國民兵の五箇大隊をば、ホテル・ド・ヴィル4(市廳)に集中し、フォール・セント・アン・トイヌより進出する群衆の背後を脅し、前面よりする、スウィス隊の突貫と相呼應する作戰を立てたり。これらの計畫にして、果して萬全に遂行せられしならんには、暴徒一揆の數いかに夥しくとも、瞬刻にしてよくこれを撃退し得しなるべく、王にして更に一段の決心あらば、この良好なる機會を利用し、暴動を厭ひ、秩序を受する中等社會と結びて、大いに王權を振起するを得べく、或は却りて禍を轉じて福となすことを得たりしも、また知るべからざりしなり。

此の際に於けるパリ市長ベチオンの行動は終始曖昧を極めたり

防禦計畫は
真好なり

1 Pont Royal
2 Pont Neuf
3 Capitaine Robert
4 Hôtel de ville

曖昧なる市長ベチオン

き。當時市會の多數は却つて過激黨にあらざりしを以て、連りに一揆制止のことをベチオンに迫りしより、ベチオンは八月九日宣言書を發し、パリイ人のよろしく平靜なるべきこと、決して煽動者の動かす所とならざるやう注意すべきこと、及び市民の憲法を尊重すべきこと等を勸告せり。

こゝに於てジャコベン派は先づ市會を壓迫して、自家の勢力の下に置かんとし、今や危急の際なれば、各區よろしく委員を選任して市會の要務を補佐すべしと揚言し、終に彼等の盡力に依り、各區より三人づゝの委員を選出せしめたるが、その何れも過激派の黨與たることいふまでもなかりき。かくて九日の午後八時と九時との間に、彼等ははや市廳に集合して、恣に市會を占領して、事實上の主權者とはなれりき。この一舉は全く過激派の密謀によるところなれば、他の過激派ならずして憲法を尊重する區にては、これに反對をとへて、委員を出さざるものあり、また過激派のために煽動せられ、壓迫せられて、後ればせに委員を

過激派の市會占領

出して、ともかくも代表者たらしめしものもありたり。

かく過激派の闖入する所となれる市會は、忽にして不紀律不合理なる集會となり、過激派は多數を以て、直ちに眞の市會議員を壓迫し去りぬ。當時市會議員は概ね憲法黨なりしかば、今この不法なる壓迫をうけて、憤慨措く能はず、過激派の委員が會議に交り、擅に演壇に上りて暴言を放つを見て、議長にしてコレージュ・ロアヤールの教授たるクローゼンは『余は暴民の爲に凌辱せられたり』といひ、市吏の一人ルルーは一委員が演壇上よりの威嚇の言語に對し、憤慨して曰く、『足下等、若し今の如き威嚇を實行せんと欲せば、まづ演壇より降り來りて、足下等の市吏を殺せ。我等はみな斷じて一步をも退かざるべし。足下等果してよく足下等の罪惡を實行する勇氣なくば、速かに市會に對し相當の禮儀を盡すを可なりとすべし』と叫びたり。茲に於て市會は、此の現状を議會及び市長に報告せしめて、解散せり。此の時市長ベチオンは既に捕へられて、他所に移されたりしが、これ彼が市長としての責任を輕か

市會の憲法黨過激派と争ふ

1 Collège Royale
2 Cousin
3 Leroux

過激派遂に
市の實権を
握る

らしむるため、かの過激派の頭目にして暴徒の指揮者たるサンテルと密かに謀りて、豫てかゝる欺瞞的手段に出でたるなりき。而もベチオンは後に、『これ余が一個の先見に出で、巧みに身を全うし得たり』と公然告白して得意の色ありき。かくの如くにして、過激派の勢力の下に不合理極る新市會は、爾後政府以上、議會以上に、別に超越してパリーの實権を握るに至りたり。

ダントンの
行動

ダントン、デムレン等は夜中頃まで、明日の運動の中心たるべきマルセーユ隊その他に向ひ、煽動的の演説を爲したる後、疲れて歸宅し眠に就きぬ。而して彼等は翌八月十日の實際的活動に當りては、一切これに關係する所なかりき。蓋しダントンは既に爲すべきだけの計畫を立て、これを爲すに必要な準備の指揮を終り、愈、實行の運びに至りてこれが指揮に任すべき首領等の配置も既に完成したれば、この上又自ら表面に顯れて活動する必要なく、却りて徐ろに事變結了後に活躍の餘地を存すべき必要ありしなり。故にこれを以て彼を怯懦なりとす

合圖の太鼓
鳴る

るは、未だ當らざるものといふべし。

一七九二年八月十日、合圖の太鼓は尙暗き早天の空に響きて、簦々とパリーの市中に鳴りわたれり。されど初めは合圖に應じて集り來る群衆甚だしく多からざりき。彈藥は國民衛兵以外の民衆に分與せられたれども、而も此の際何よりも彼等の鋒先を鈍らすものは、司令長官マンダーなれば、如何にしてもこれを除かんものと、十日午前一時、新市會はこゝに一の命令書を決議し、オスレン以下市會議員二名、ボンヌーフに至り、守備長大尉ロベールに命令書を示し、大砲を他に移すべきを命じたり。されどロベールはマンダーの命を守りてこれを承諾せず、部下に嚴令して、決して大砲を離るることなからしめたり。しかも砲隊兵士は最も革命思想の感化深き、フランス近衛聯隊のそれなりしかば、彼等は決して上官の命を背かず、今オスレンが短き傳命を耳にするや、忽ち砲を他へ移し去りしのみならず、去るに臨み、一發の非常號砲を放ちて、暴動の爲に氣勢を添へたりき。

實際の背叛

1 Osselin
2 Garde Française

マンダールの
虐殺

既にして天明けて、曉六時半市長ベチオンの署名せる召喚状は王宮に齎らされ、國民衛兵司令長官マンダールの直ちに市廳に来るべきを訓示せり。王はこれを許容したりしかば、マンダール即ち市廳に赴きしに、市會は彼に向ひ、何故に兵の配置を行ひしかを訊問せり。彼はたゞ市の平和のためにと答へ、既にして許されて市廳を出でんとせしに、この度は市會の委員二人來りて彼を捕へ、委員會の議場に引き行き、何故にスウイス近衛兵をチュイルリーに集合せしめたるかを詰問し、速かに彼等を元の如く兵營に歸還せしむる命令書に署名すべしと威迫せり。されどマンダールは毅然として之を拒みたれば、委員は更に、現今チュイルリーに在る兵員の全數幾何なりやと問ひしに、マンダール、そは軍事上の秘密に屬すと言ひ放ちて動ずる色なかりき。是に於て委員會はマンダールが司令長官の職を褫ひて、サンテルをしてこれに代らしむることを宣し、彼は悄然として市廳の階段を下らんとするや、何處ともなく、『マンダールを殛せ！サンテル萬歳！』と叫ぶ者あり、一發の彈丸は忽ち彼の胸

運動開始前
の形勢

を貫き、マンダールがそこに倒るゝや、群衆は忽ち集り來つて、彼を虐殺し了れり。而してサンテルは市廳附近に在りし國民衛兵を解散し去りぬ。

かくて王室側の司令長官は除去せられたれば、委員會は更にサンテルを以て其の後繼者に任じ、追々數を増して集り來れる民衆の指揮を公然これに委ねたりき。こゝに於て、運動は十日午前八時頃よりはじまれり。これより先き、午前七時頃に於て、既に「ブラス・デュカルセル」は、民衆囂々として、例の『ア・パー・モッシー、ヴェト』君を倒せを狂呼しむたりしかば、王を始め宮廷の人々は大いに恐怖を感じたりしが、此等の群衆は未だ眞の謀反軍にはあらず、物見高きバリー人及び軍隊などの背後より彌次馬騒ぎを演ずるを好める細民等の群に過ぎずして、眞の謀反軍の至りしは、午前八時頃なりき。

一方、宮廷に於ては、スウイス近衛隊漸く集合し來りしかば、人々は王に乞ひて、親しく彼等に向つて激勵の言葉を與へられんことを求めたれ

王、兵士に對して、能はざるを發す

ど、王は此の危急の際に於て却つて王者の態度を失へり。曩に六月十日事件に於て、受動的消極的ながら、意外の大勇氣を示して、王者たる威嚴を回復したる彼は、この際に於て、其の全く能動的積極的の勇氣を缺ける、他の一面を暴露せり。彼は王后以下他の王族廷臣等を従へて、軍隊の前に出でたれど、顔色蒼ざめ、茫乎としてまた何の言ふところを知らざるものの如く、すごとくと踵を廻らして再び内に入りたれば、兵士等は相顧て、嘲笑の色を面に浮べたり。されば此の光景を見たる王后は宮中に入りて、心中大いに憤懣に堪へず、左右を顧み、哀れむべき人よ、すべては失はれたり」と叫びしが、左右もみな同感の色ありき。こゝに於てレドレー出で、兵士に懇諭するところありしも、一旦司令長官を失ひ、また王の激勵に刺戟せらるゝことなかりし兵士等は、つひに熱心を失ひ去れり。

されど由來國民衛兵中には憲法黨多く、またスウイス兵は軍隊的服従心厚きを以て知られたれば、王室方にして彼等を能く用ふれば、暴民を

Roederer

ナポレオンの批評

防ぐこと必ずしも困難にはあらざりしなり。當時ナポレオンは、ブライス・チュカルセル附近の某家に寄寓してゐて、窓より親しく此の光景を見、何故に軍隊が十分の防禦を爲さざりしかを疑へり。彼が後、一八一三年に、レドレーにいひし言葉に、『かの際に於ける王室方の軍隊は、余がヴァンデミエール(共和暦正月)の革命に、チュイルリーに押寄せたる暴徒を撃退せし際の部下の兵に比べて、遙かに優れり。王軍は當時確かに必勝の算を有せしなり』といへり。

レドレーの進言

王后はなほ最後まで戦ふ意志を有し、人々を激勵するに努めしが、レドレーは却つて王に勸めて、『チュイルリーは到底現在の兵力を以てしては、防ぐ能はざるべし。陛下若し最も安全なる避難所を求め給はば、國民議會を措きて、他に其の所なし。これ目下人民の敬重する唯一の府なる上、議會は僅かに二日前、ラファイエットの行動を以て、何の不都合なしと決議せる程にて、従つて憲法黨多數を占めたるは、察するに難からず。彼等は必ず王を保護するなるべく、王若し此所を去らば、従つて人民は

1 Vendémiaire

また争ふべき目的物を失ひ、宮中に遺留せるものに對しては、敢へて危害を加ふることなかるべし」と。蓋しこれより先き、六月二十日事件の際に、議會に於て、議員ド・ジラルデンは、「何ゆゑに王は我等の中に來らざるや。彼は我等の間に在るを、最も安全なりとするにあらずや」と叫べることあり。レドレーも蓋し之と思を同じくしたるなるべし。而して王后は極力この獻策に反對したるが、しかもルイ十六世の天性争闘に怯なるや、レドレーの説を穩健無事なりとして、王后の言に聽かず、最後に、「他に執るべき手段なし。我等は直ちに國民議會に赴くべし」と斷じたり。王后は一人切齒して、「今にして妾は君の如何なる人なるかを知り得たり」と叫びたれど、また如何ともすること能はず、レドレーは王后に向ひ、「臣は臣の生命を以て、王の安全を誓ふべし」といひて、これを慰めたり。

既にして午前八時より九時に至る間、王宮未だ謀反軍の一彈を蒙らざる前、王の一行は逃ぐるが如く、王宮を出でぬ。レドレーは先頭に立

王后怒つて
王を罵る

1 Stanislas de Girardin

王以下王宮
を去る

ち、王は之に續き、後より外務大臣ビゴード・セン・クロア従へり。次いで海軍大臣デュボンシャージュは王后の手を引き、太子を伴ひ、司法大臣ド・ジョリは王妹エリザベス、及び當時十四歳の内親王マリイ・テレーズ・シャルロット(後アングレーム公爵夫人)を嚮導し、陸軍大臣ダバンクールは、ランパル公姫を伴ひ、其の後に、内務大臣シャンペオン・ド・ヴィルニューヴ、大藏大臣ルード・ドラヴィーユ等従へり。護衛としては、フィユセントローマ大隊及びブチーペール大隊の兵士若干及びスウィス近衛兵百五十人の小隊ありき。王は其の際侍従に向ひ、「暫らく余が還り來るを待て」といひ残したる儘宮を出でたるが、何ぞ知らん、また永久に還るの期なからんとは。さすがに蟲が知らせたるか、一行は歩行進まず、悄然としてチュイルリーの庭を過ぎ行きけるが、王は園丁等が庭の落葉を洒掃しつゝあるを見て、太子に向ひ、「見よ、今年は例年よりも早く葉の落つることよ」と語りたり。この語一應何の意味もなき言葉の如くなれども、その頃王位顛覆を主張する新聞紙の中には、王位は今年の落葉の頃まで維持せられざるべ

1 Bigot de Sainte Croix
2 Dubonchage
3 De Joly
4 Princesse Elizabeth
5 Madame Royale, Marie Thérèse Charlotte(Duchesse d'Angoulême)
6 Marie Thérèse Louise Princesse du Lamballe
7 Champéon de Villeneuve
8 Leroux de Laville
9 Filles Saint Thomas
10 Petits Pères

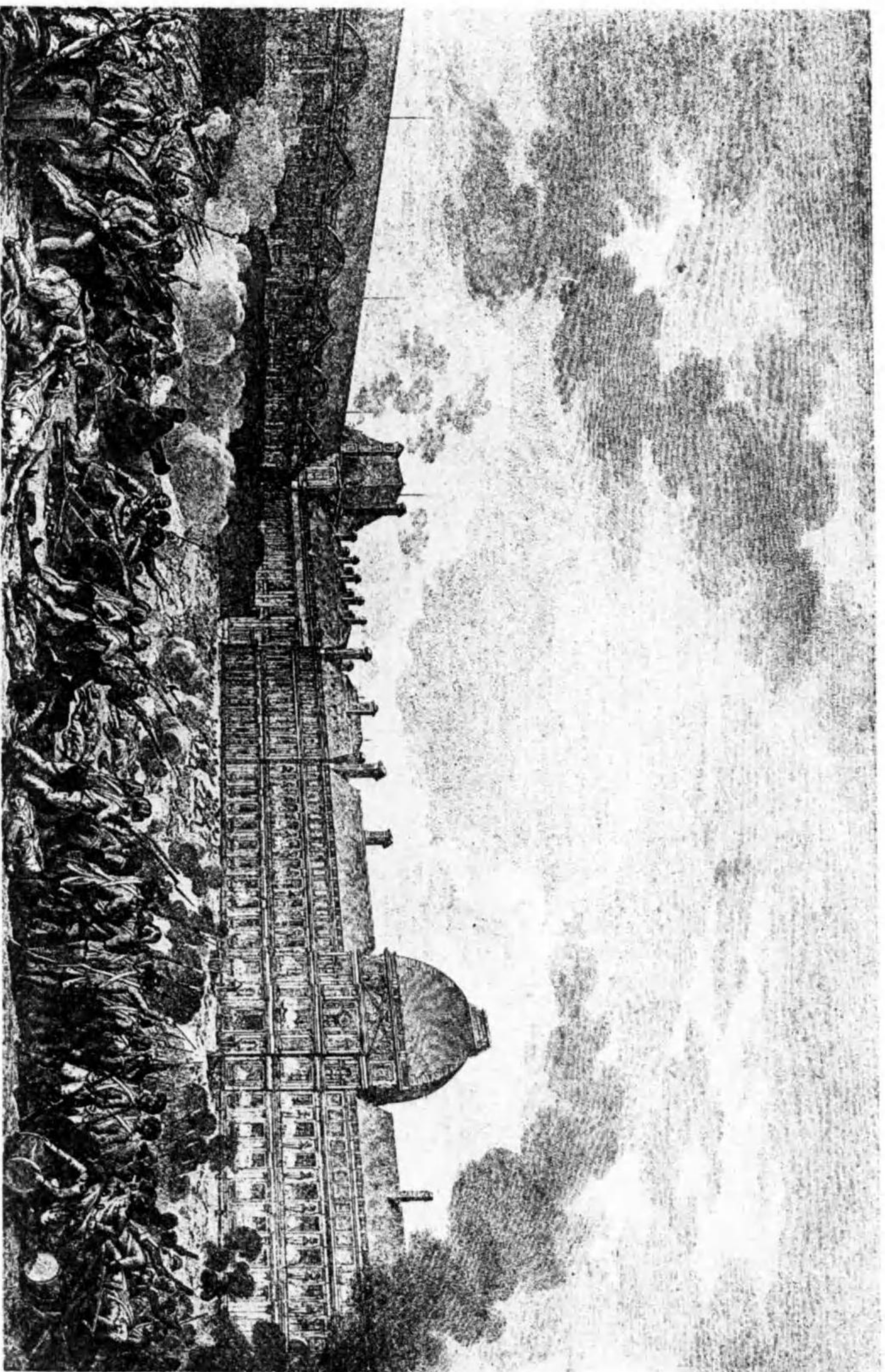
落葉の識

しとの語屢、見えたり。ルイが此の一語は有意なりしか、はた無意なりしか、とまれ王政の末路の肅條を言外に含みて哀れなり。

王議會に至る

既にして王、國民議會に達するや、議員若干名は代表者をして、廊下に出でてこれを迎へしめ、恭しく議場に導き、議會はこゝに適當なる敬禮を王に表したり。王は口を開きて曰く、『余は大なる罪惡の行はるゝを妨げんが爲、此所に來れり』と。當時フイヤン黨は殆ど空しく、ジロンド黨のみ多數を占めむたるが、議長ヴェルニョーは王の言に對して、適當なる答辭を述べ、議事中暫く議長席背後の別室に休息せられんことを乞へり。この別室とは、議事報告者の空室にして、方十二尺(八疊)の小室なり。この狭くろしき室に、王及び其の隨行の人々は四十八時間幽閉せられたり。この中に在りて、彼等はチュイルリー方面の砲聲を聞けり。これスウィス兵と暴民と戦ひつゝありしなりき。

二 王宮の攻撃



—— 畫 —— 襲攻の宮王ーリルニエチロ十月八年二九七一

群衆チユイ
ルリーに迫
る

王は王宮を去るに臨みて、兵士に何等の命令をも残さざりき。残れるものは、全體にてスウイス近衛隊六百五十人、勤王黨の紳士二百人、及び國民衛兵約二百人あり。これに對してブラース・ド・カルセルに集れる民衆の總數は數千人に及びしが、巨魁¹ウエステルマンは、マルセイユ隊其他驍悍なる兵士を率ゐて、此の群衆を推分け、王宮の門に至りしに、いかなる間違なりしか、内よりさと門を開きたり。是に於てこれらの決死隊は忽ち庭苑内に募進し、終に王宮に亂入せり。然るに恰も王宮の大階段の前には、²ヂュルレー大尉の率ゐたるスウイス兵の一團あり。³ド・ポアシュー將軍これが指揮を幫けたり。ウエステルマンはもとアルサス生れなれば、スウイス人に向ひ、ドイツ語にて、『諸君は來りて、吾等の同胞となれ』と叫びたるに、叫びに應じて、兵士數人これに赴かんとするを見るや、士官等捕へて引戻せり。ド・ポアシュー將軍はパリ市守備長官なれば、其の時公衆に向ひて何事か告ぐる所ありたれど、その聲徹底せず、却つて彼等の侮辱する所となりぬ。この時如何なる間違にや一發の銃聲

1 Westermann
2 Durler
3 Général de Boissien

は起れり。蓋し神經過敏となれるスウイス兵の一人の發せるものなりしならん。

戦闘の開始

この一發の銃聲と共に、それぞれの窓に配置せられぬたるスウイス兵は一齊射撃を爲し、階段を守るスウイス兵は突貫して、暴民を王宮の庭より外に逐出し、大砲二門を鹵獲せり。之を戦闘の開始とす。

一方、王后は議會の一小室中に閉ぢ籠められながら、この銃聲を聞き、さては戦は遂に開始せられたるか、一旦戦へば我が勝利疑なし、と確信して心中歡喜せり。而して曩に屢、王后等に一日も早くバリーを脱出せんことを勧めたるデルヴイリーに向ひ、『卿は今なほ我等のバリーを去らざりしを、失策なりと信ずるか』といひしに、デルヴイリーは答へて、『陛下、陛下のそれを後悔せらるゝ事なきやう、臣は神の許を乞はんと欲す』といへり。然れども王は其の時デルヴイリーに命じ、急ぎチュイルリーに赴き、スウイス兵の戦を止めしめよと命じたり。よりにてデルヴイリーは直ちに王宮に赴きたれど、命を傳ふるに手間取り、戦闘は四十五分以上繼續

兵士等の王宮撤退

せられたり。而して此の間スウイス兵には殆ど死傷する者なかりしも、民衆死する者二百人、内、マルセイユ隊二十人、ブルターニュ人二人ありき。既にしてデルヴイリー、王の命令を傳ふるや、太鼓は鳴らされ、スウイス人は命に應じて、靜かにチュイルリーの庭を横切り、退却を始めたり。民衆はこれを知らず、なほ數分時ひたすら射撃を續けたり。この間に國民衛兵と勤王黨紳士の一團とは、別の口より河岸の方へ逃れ去りぬ。

王宮中の虐殺

民衆今は憚る所なく宮中に亂れ入り、傷き倒れたる兵士を無殘にも虐殺し、罪もなき仕人達、厨宰等を、當るに任せて虐殺せり。この時王の侍醫の一人なりし一老紳士は、泰然として己れの控室に座しぬたるが、民衆入り來りて、『汝は何奴ぞ』と詰りければ、『余は王の侍醫なり』と答へて平然たり。『汝恐れざるや』と問はれ、『余は何人にも害を爲さず、誰か余を害せんや』と答へて、一向騒げる風もなかりしかば、さすがの暴民も敬服し、『汝は好き漢なり。されど此所は汝の居るべき所にあらず。汝何處に行かんと欲するか』といふ。『リュクサンブール宮へこそ』と答ふれば、『よ

民衆が王室に加へたる凌辱は更に劇しく、一賤妓は王後の寢臺に上りて眠る状をなし、一労働者は王の禮服を着し、王座に就く状を做したり。かくて多年榮華の花を飾れる王宮も、一旦その主を失ふと共に、その尊嚴の表章も亦全く蹂躪し去られたりき。

王宮出火

かくてチユールリ最後の悲劇として、何者か既に放火したれば、火は炎々として燃え上り、何人もこれを消止めんとするものなく、酔ひたる群衆の火中に狂喜しつゝ、嘲笑の聲を揚ぐるのみ。さしも歴代の王の善美を盡したる宮殿も、次第に火焰の中に包まれ、恰も王宮最後の恥辱を掩はんとするものの如く、國民議會の議員等亦少しもこれに顧慮を拂ふ事なかりしが、その火の遂にリュ・セントノレーに移らんとする悞あるを聞き、初めて消火を命じたるが、既にして消火夫至るも、群衆は何者か敢へて此の壓制の表章の破壊を妨ぐるやと叫びて、近づかす、強ひて近づかんとすれば、彼等を捕へて火中に投ぜんと威脅せり。ここに至り議會に於ては、シャボールの發言に従ひ、バスターユの破壊以來

1 Rue Saint Honoré
2 Chabot

スウイス兵の運命

民衆の間に人望ある、パロアに命じて消火の指揮に當らしめしに、果して彼の姿を見ると等しく、群衆はまた害を爲さざりしかば、辛くも鎮火せしむるを得たりき。

スウイス衛兵の一部は、デュルレー大尉之を率ゐ、四方より射撃を蒙りながら議會の議場に達し、強ひて内に入らんとせしに、王は彼等を退かしめ、また武装を解くことを命じたれば、こゝに彼等は皆フイヤンの僧院に入らしめられ、士官等はサル・デ・ザンスベクチュールに囚はれぬ。

スウイス衛兵虐殺せらる

然るに、曩に王よりチユールリ退却の命を受けたるは、スウイス兵の全體にはあらずして、その一部のみなりしかば、多くはこれを知らず、たゞ武器を捨てよとの命を受けしのみにて、そのまゝ王宮の廊下其の他に止りぬし者少からざりしかば、彼等は武装なきまゝにて暴民に包圍せられ、卑怯にも無慘なる虐殺の犠牲となりぬ。また或者は民衆の間を突貫し、直ちに走りてブラース・ドルイケンズに至り、王の像を周りて方阵を作りしに、乗馬憲兵の襲撃するところとなりて全滅せられぬ。後、

1 Palloy
2 Capitaine Durlet
3 Eglise des Fullants
4 Salle des Inspecteurs

5 Place de Louis XV

「傷ける獅子」

本國スウイスのルツェルン湖畔には、デンマルクの名匠トルワルドゼンの意匠に成れる、傷ける獅子の記念像は建立せられ、この忠勇なるスウイス人の名を萬古に傳へたり。

新市會

チューイルリー襲撃と同時に、かの各區委員會は正當なる市會の解散を逼りてこれに代り、一方スウイス人虐殺の行はれつゝありし頃、代表者を議會に送り、舊市會は辭職し、新市會成立せることを正式に通告し、又直ちに王を廢すべきことを要請せり。かくて議長ヴェルニョーは演壇に上り、二十一區委員會の請求に依り、フランス人民は新憲法を制定すべき^{コンヴァンション・ナショナル・コンスティテュアン}憲法制定國會を選擧すべし。而して行政主長たる王は、新國會が新政府及び自由平等の支配者を設定すべき方法を宣言するまで、一時その權力執行を休止すべしとの提案を爲し、案は直ちに通過せり。王等一族の在る所は議長席の背後にて、開きたる戸口より、一切の經過は手にとる如く耳に入れど、又如何とも爲る能はず、大臣にてはジョリー一人この決議に副署せり。かくして紀元九八七年フランスの王位に登り、^ユ

王權の休止

アルゴン王家の最後

ーグ・カペー以來、八百十三年間連綿として繼續せる王朝は、こゝにあへなき最後をとぐるに至りぬ。

新内閣

王權休止に次いで、議會は内閣員を罷免し、陸軍大臣^{ダバンクール}はスウイス近衛隊をバリーに集合せる廉によりて、反逆罪に問はれ、^{オルレ}ヤンの裁判所に引渡されたり。次いで議會は新内閣の選舉に著手し、舊ジロンド内閣の内務大臣ローラン、大藏大臣クラグイエール、陸軍大臣セルヴァンの三人をば、單に叫び聲によりて舊職に復し、又ダントンを六〇に對する二二二の多數に依りて、司法大臣に選任し、有名なる數學家^{ガスパール・モンジュ}をば、コンドルセーの勸告に依りて海軍大臣とし、^{ブリッソー}の友人にして舊僧侶たりし、ルブラン・トンデュは外務大臣たりき。

王政顛覆の犠牲者

王政顛覆の餘波を蒙りたる不運の犠牲者は、スウイス兵及び宮中の仕人等の外にもありき。王が議會に赴きし途中の頃なりけん、王黨の雜誌^{エチュード・リテレル・シユル・ラ・レヴォリュシオン・フランセーズ}『エチュード・リテレル・シユル・ラ・レヴォリュシオン・フランセーズ』の主筆記者^{フランソア・シュロー}及び勤王黨の紳士數名は、國民衛兵の假装をなして

1 d'Abancourt
2 Orleans
3 Gaspard Monge
4 Lebrun-Tondu

5 "Études littéraires sur la Révolution Française"
6 François Suleau

1 Luzern
2 Tholwaldsen
3 Convention Nationale Constituante
4 Jolly

5 Hughes Capet

王宮に至らんとし、テラース・デュ・イヤンに至りしに、此所に屯せる群衆中に、かの十月五日、六日の大活動の立者たりし、女壯士の巨魁テロアー・デュ・ド・メリクールありて、王政顛覆運動の采配をば揮りたりしが、この女兼ねてシコロより、其の紙上に十分の事實に基く一身上の攻撃をうけ、怨恨骨髓に徹し居たりしかば、今シコロの姿を認むるに及び、好機逸すべからずと思ひしにや、手中の一刀を振つて彼を斬殺し了れり。

またクレルモン・トンネール公は、立憲國民議會に於ける自由主義貴族の錚々たるものにして、パスチュー事件後人望殊に高かりしが、憲法起草委員の一人として立案するに當り、その説溫和となりしかば、忽ち人望を失ひたり。しかも右黨中の有力者にして、一度は議長にも選ばれたり。立法議會開けて後も彼はパリを去らず、私かに王の助言者たりき。此の時彼は何心なく往來を歩行しむるに、何者か、『彼は貴族なり、反逆者なり』と叫ぶや、民衆は理も非もなく彼の身邊に集り來りて攻撃の氣勢を示せしかば、彼は、余に罪あらば、余が屬する區に引渡して

クレルモン・トンネールを殺さる

1 Terraces des Feuillants
2 Théroigne de Méricourt
3 Stanislas Duc de Clermont-Tonnerre

騒動の犠牲者の數

正當に裁判せられよ』と叫びたれど、民衆は之を耳にも入れず、彼を往來の溝中に押倒して虐殺せり。

されば此の八月十日事件は、素より戦闘などと名づくべき程のものに非ず。騒動の犠牲となりて死せる者は其の數幾何もあらず、攻撃者の倒れたるもの約百四十人、暴民の犠牲となりたる者七百人乃至八百人なりき。而して其の大多數は武器を棄てたる後に殺されたるなり。而も此の日の戦はよく其の勢を轉じて、遂に王黨の勝利たらしむる事決して難からざりしなり。王はただ命令に署名し、これを取消さざるだけにて、勝利を得たりしならん。しかも彼はこれを敢へてせざりき。王后にはこれを爲すの意志ありしも、彼女は今や強く人民を惡む偏執に囚へられし爲に、復び極端なる専制君主權恢復の希望に唆られて、不誠實の言動を演じ、これがために眞の穩健なる勤王家の心を得る能はざりしなり。

事件後の餘

翌八月十一日には人民は、到る所の廣場に立てられたる、歴代の王の

第三編 大革命の成長期……………六六四

記念像を破壊し、各區は争つて王の名を冠せる町名を改めて、自由平等
或は之に縁故ふかき人物の名に變じたりき。

フランス大革命史 前編終

大正八年六月三日印刷
大正八年六月六日發行

フランス大革命史前篇
定價金四圓五拾錢

著 者 箕 作 元 八

發行兼印刷者 東京市神田區裏保町九番地
合資 富 山 房

代 表 者 同 所 社 長 坂 本 嘉 治 馬

印 刷 所 東京市牛込區霞町七番地
日 清 印 刷 株 式 會 社



發 兌 元

東京神田 合資

富 山 房

電話神田區三〇一四番、三七六〇番
振替口座東京第五〇一番

平明にして權威ある同胞必讀の我が國史

文學士 大森金五郎先生著

大日本全史

菊判美裝 上卷 近刊
全三卷 約一千頁
約三千頁 挿畫挿圖頗豐富

秩序整然たる綱目の下に、開闢以來の史實を網羅し、政治、經濟、宗教、文學、美術、農商、工藝其他一般國民生活上の變遷發達より、人情風俗、國民性の推移等を精叙詳論せる眞に空前の日本全史なり。特に行文は平明流暢なる口語體を以てしたれば、何人も一讀直ちに帝國史の精髓を味ひ得て、興味極まりなかるべし。要するに本書は大森先生が、十數年來の研究思索と、我が國史に對する固き信念の結晶とを同胞に向つて披瀝したるもの、尋常一様の事實を臚列せるものに非ず、又漫に理論に偏したる學究的の著に非ず。血あり、肉あり、精神あり。我國體の精華、大和民族の活動を遺憾なく躍如たらしめたる平明にして權威ある國民文化の歴史たり。學者は固より、一般活人の活讀すべき活國史として普く之を江湖に薦む。

京大教授 文學博士
内田銀藏先生著

近世の日本

四六判布裝
約五百頁
定價貳圓拾錢
郵稅十二錢

本書は著者が大阪懷徳堂に於ける講演に大補訂を加へたるものにして、論述する所、江戸開府より起りて、幕府の衰亡に至り、其の範圍日本近世の時期及近世より現代への過渡期を包括し、或る意味に於て著者が往年企圖せる『日本近世史』の摘要とも云ふべきものなり。書中説く所多く最近の研究に及び、著者獨特の見解亦少からず。記述は力めて平明にして専門家のみならず、一般人士にも了解し易からんことを期せり。別に附録として著者の日本近世史に關する論文六篇を添ふ。本書の要目左の如し。

- 第一講 江戸開府の確立
- 第二講 幕府權力の確立
- 第三講 鎖國の興隆
- 第四講 文教の興隆
- 第五講 新井白石
- 第六講 徳川吉宗
- 第七講 新氣運の勃興
- 第八講 松平定信
- 第九講 天保の改革

- 第十講 開國の續き 幕府の衰亡
- 附 前講の續き 幕府の衰亡
- 一 江戸時代の經濟状態に就きて
- 二 本居宣長
- 三 本多利明
- 四 コロニーの譯語としての開國
- 五 吉田松陰
- 六 島津齊彬公の西洋文明採取

料資的本根の營經後戰

書叢事時

筆執家大門專士博流一第代當
錢四稅錢冊價定入版真寫繪口各

- (1) 伯林の中心人物
- (2) 歐洲文明の中心人物
- (3) 世界大戰の中心人物
- (4) 白耳義及白耳義
- (5) 白耳義及白耳義
- (6) 白耳義及白耳義
- (7) 白耳義及白耳義
- (8) 白耳義及白耳義
- (9) 白耳義及白耳義
- (10) 白耳義及白耳義
- (11) 白耳義及白耳義
- (12) 白耳義及白耳義
- (13) 白耳義及白耳義
- (14) 白耳義及白耳義
- (15) 白耳義及白耳義

當代第一流名家の鐵案版再
戰後の研究
百人一話
菊判五百五十頁
定價壹圓五十錢
郵稅八錢

戰亂は熄みて愈々講和會議に入れり。蹟く勿れ！吾人の常に警戒を怠らざりし、戰後經營の實際問題研究の必要脚下に横はれり。曩に弊社が當代各方面第一流の士に向ひ戦後の國策に對する高見を乞ひ得て本書を發行し、聊か七千萬國民の的確に役立つを得たるは欣懷に堪へざる所なり。蓋し本書は大戰に對する論策の最大の文字にして國論の精華又茲に盡きたり。今や時局の急轉と共に需要頓に熾盛を極め茲に再版を發行せり。

書讀必の後戰著快の時戰

現代の八大強國

四六判三五〇頁 金壹圓 郵稅八錢

瑞典 キーレン教授原著
澤博士批評 文學士 長田新先生譯

塊伊英佛獨米露日八大強國膨脹の跡を闡明し、學術的嚴正に照して列強現下の真相を別抉し、更に其國是政策に論及して深刻也。特に現代列強の弱點難局を擧げて將來に於ける眞の一等國を豫言せるが如き一讀慄然の感なき能はず。若夫れ此書の日本論を讀むに及んでは誰か巻を投じて長大息せざらんや。

大英國霸業難

獨逸 ヘットナ氏著
文學博士 田中萃一郎先生譯
四六判三七〇頁
金壹圓 稅八錢

著者はハイデルベルヒ大學地理學教授にして其專攻學を基礎として英國の霸業を難し、併せて歴史上、政治上、經濟上の問題に及び、政策、人種、生活、文物、一として科學的に闡明せざるなく、英獨爭覇戰の止むを得ざる所以を痛論せるもの、本書に接して始めて世界大戰の根本義を理解し得べし。

歐洲戰爭と民族主義

瑞典 キーレン教授原著
法學士 泰豐吉先生譯

四六判三百頁 八拾錢稅八錢

歐洲列強の地勢と民族分有の情形より斷案して現世界大戰の歸向を指點し、活眼犀利を極めた著者。全篇を貫く主義は、上掲現代の八大強國に出發し、歐洲列強の軋轢より世界大戰を順致せる原因を究明し、今次の大戰の動機を解剖して更に將來の世界政局の新しい平均勢力を綜合洞觀せり。

巴爾幹の變遷

ドクトル 長瀬風輔兩先生合著
文學士 內藤智秀 校地圖七葉挿畫三十

定價壹圓六拾錢 郵稅內地八錢 以外十二錢

世界大戰は巴爾幹より出でて又巴爾幹に了れり。否今後巴爾幹は歐洲の伏魔殿とならずば幸也。本書が先づ勃國の歴史地理、國民性を説きて黒、塞、羅に互り、土國に及び露國に接し、歐洲列強に觸る。若夫れ一九一三年以來の事歴に至りては、萬人刮目して見るべき大文字なり。

2W/13

東京富山房發行

大懸賞 七十五種 當選傑作

文學博士
三上參次
芳賀矢一
文學博士
吉田成行
四博士鑑選
高橋俊乘先生著

國民日本歴史

四六判金襴裝釘極美高雅
紙數八百頁挿畫三十一枚
光澤寫眞版六十一枚
定價貳圓六十錢
郵税内地不要以外半減十錢

本書に對する讚評

家庭用學校參考用として何人にも此一本を薦む

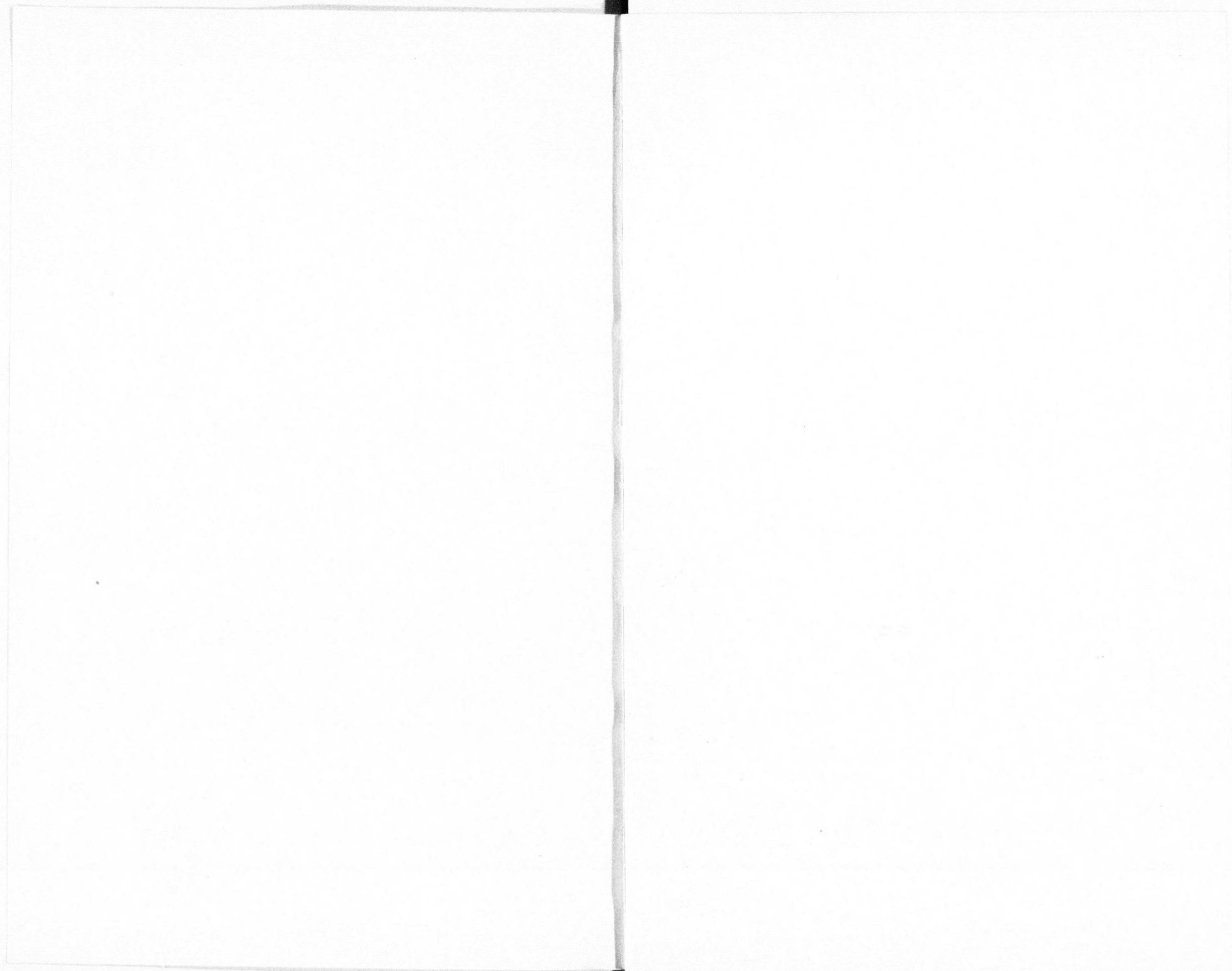
■東朝日 大正の大典を機とし發行者が三
 京朝日 上芳賀幸田吉田四文學博士の勸
 獎に基き金一千圓の懸賞を以て募集せるもの、
 うも當選せるものにして筆を高天原に起し明治
 天皇崩御と今上天皇の即位に至る六十何篇に分
 ち瀟洒なる現代口語を以てすらくと叙述した
 るもの國史の重大なる事實を網羅せるのみなら
 ず問々哲人傑士の逸話を挿みて感興を深からし
 めたり國史教育普及の必要唱道せらるゝ時一般
 家庭及青少年の好讀物たるを喜ぶ

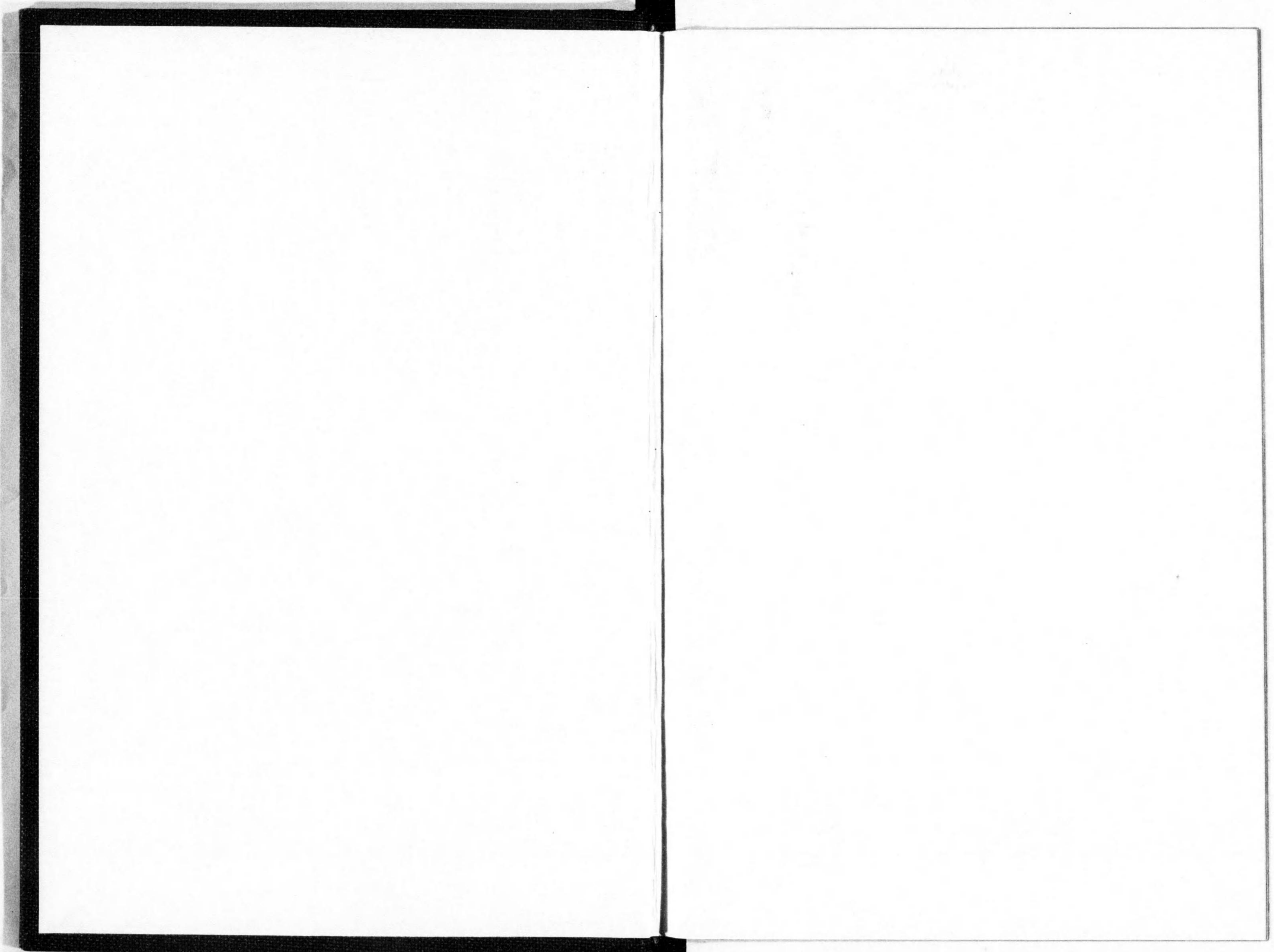
■萬朝 通篇精巧にして流麗なる口語文に
 續られたり高天原の條に筆を起し
 て國史の重大なる事實は悉く之を網羅すると共
 に英傑哲人の逸話逸事を挿みて讀過の興味を助
 けたる用意周到といふべし國史教育普及の爲に
 最も適切なる好著なるを失はず

■時事 選者三上博士が平明穩健と評せる
 は殆ど其内容の長所を盡せるもの
 平易なる口語體にて凡ての史實凡ての時勢を渾
 然たる文章の中に一括し小學兒童にすら讀んで
 直ちに無限の趣味と知識とを獲せしむる良書也
 家庭用學校參考用として國民何人にも一本を座
 右に備へんことを勸む

國民

書肆富山房が御大典を機として簡
 明にして通俗なる國史を懸賞の方
 法の下に募集し其集まりたる多くの中主位を占
 めたるもの寔に好箇の記念とすべく又一般家庭
 及青少年向の讀物として近來の好著と稱するに
 踴躍せず尙附録として系譜及御歴代表並に年表





終

